

各国憲法集 (10)
ハンガリー憲法



2016年3月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料
2015-1-b

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

各国憲法集(10)
ハンガリー憲法

山岡 規雄
(憲法課)

2016年3月

国立国会図書館
調査及び立法考査局

国立国会図書館調査及び立法考査局は、昭和30年から5年間にわたり、衆議院法制局、参議院法制局及び内閣法制局と共同して、『和訳各国憲法集』全3集を刊行し、ほぼ全世界を網羅する84か国の憲法を邦訳した。

その後、諸外国において多くの憲法改正や新憲法制定が行われ、その憲法の様相は大きく変化するに至っている。このため、諸外国の憲法を最新の条文から可能な限り原語に基づき翻訳し、ここに『基本情報シリーズ 各国憲法集』として、逐次刊行するものである。

目次

〔解説〕

年表	1
I 序論	2
1 制定過程	2
2 内容面の特徴	3
3 形式面の特徴	4
II 憲法の内容	5
1 人権	5
2 統治機構	12
3 安全保障	19
III 憲法改正手続	22
1 総説	22
2 手続の詳細	22
IV 結語 —最近の憲法的課題	23
1 基本法に対する制定時の批判	23
2 第4次基本法改正に対する批判	26
3 基本法の今後	31

〔翻訳〕

ハンガリー憲法翻訳の出典と凡例	33
ハンガリー基本法	34

年表

- 1000年 イシュトヴァーン1世 (István I) がキリスト教に改宗し、ハンガリー国王として戴冠 (ハンガリー王国成立)。
- 1222年 貴族の特権を記した「金印勅書 (Aranybulla)」成立。
- 1514年 ヴェルベーツィ・イシュトヴァーン (Werbőczy István) がハンガリーの中世慣習法を収録した「三部書 (Hármaskönyv)」 (正式名称:「ハンガリー王国の名立たる慣習法の三部書 (Tripartium Opus Iuris Consuetudinarii Incltyti Regni Hungariae)」) を編さん。
- 1848-49年 ハンガリー革命・オーストリアからの独立戦争
- 1867年 オーストリア=ハンガリー二重帝国の成立 (「妥協 (アウスグライヒ)」)
- 1918年 オーストリア=ハンガリー二重帝国の崩壊
- 1919年 ハンガリー・ソヴィエト共和国が成立し、憲法を制定。ハンガリー・ソヴィエト共和国の崩壊。
- 1920年 ハンガリー王国の復活 (ただし、国王は一貫して空位)。ホルティ・ミクローシュ (Horthy Miklós) が摂政に就任。
- 1941年 ソ連に宣戦布告
- 1944年 ドイツ軍に占領される (3月19日)。ドイツ軍の支援を受けた矢十字党がクーデタ。ホルティ失脚。
- 1945年 ソ連軍によりドイツ占領から解放。
- 1946年 共和国の樹立に関する1946年法律第1号制定
- 1948年 ハンガリー勤労者党の結成
- 1949年 1936年ソ連憲法に範をとった憲法 (1949年法律第20号) を制定。
- 1956年 ハンガリー勤労者党政権に対する市民の抗議行動が起こる (ハンガリー事件)。ソ連の軍事介入により終結。
- 1972年 大幅な憲法改正 (プロレタリアート独裁権力の強化等)
- 1989年 社会主義体制を放棄する大幅な憲法改正。
- 1990年 複数政党制による国会議員選挙 (5月2日に国会が開会。)
- 2004年 欧州連合に加盟
- 2010年 総選挙で、フィデス (Fidesz) 大勝。憲法改正に必要な3分の2を超える議席を獲得。
- 2011年 国会が基本法 (新憲法) を可決。
- 2012年 基本法施行。第1～3次改正。
- 2013年 基本法の第4次及び第5次改正

I 序論

1 制定過程

社会主義圏に属していた多くの中東欧諸国は、社会主義体制を放棄した後、比較的早い時期に新憲法を制定したが、ハンガリーは例外的に、社会主義時代に制定された1949年憲法を2011年まで維持してきた。すなわち、1989年の改正を皮切りに、数次の改正により1949年憲法を民主化された体制に適合するように大幅に書き換えることによって対応してきたのであった。とはいえ、1989年に改正された1949年憲法の前文は、この憲法を新憲法制定までの暫定的なものと位置付け、将来的には新憲法に移行する目標を掲げていた。しかしながら、政治エリートの対立により、新憲法をめぐるコンセンサスがなかなか成立せず、新憲法の制定は21世紀に入っても実現しなかった。

2010年4月、政権党であった社会党が経済政策の失敗等により国会議員の総選挙において大敗を喫し、保守政党のフィデス (Fidesz)⁽¹⁾が大勝し、友党であるキリスト教民主人民党とともに憲法改正に必要とされる3分の2以上の議席を獲得した。フィデスのオルバーン・ヴィクトル (Orbán Viktor)⁽²⁾首相は、政権獲得後早々、新憲法の制定の意向を示した。これを受け、国会に新憲法の枠組みを設定するための特別の委員会が設置された。また、7月には、新憲法制定の関連で重要な憲法改正を行った。すなわち、「新しい憲法の準備の詳細な規則に関する国会の決定の可決には、国会議員の5分の4の票を要する。」と規定する1949年憲法の第24条第5項を失効させた⁽³⁾。

新憲法の枠組み設定のための委員会は、当初は全ての政党の参加を得て活動していたが、憲法裁判所の権限が制限される見込みとなるや否や野党が参加を拒否することになった。同委員会は同年12月に新憲法の枠組みを決定したが、この枠組みについて本会議は特に表決を行わず、これは国会議員の憲法制定作業の補助資料としてのみ位置付けられることとなった。その代わりに、与党は2011年2月、新憲法の起草のため、フィデスの欧州議会議員サーイエル・ヨーージェフ (Szájer József)、キリスト教民主人民党の国会議員シャラモン・ラースロー (Salamon László) 及びフィデスの国会議員グヤーシュ・ゲルゲイ (Gulyás Gergely) の3名から成る組織を立ち上げた。3月14日には、新憲法案、すなわちハンガリー基本法案が国会に提出された。基本法案は、9日間の審議の後、4月18日に国会において、賛成票262、反対票44、棄権79により採択された。右派系野党が反対に回り、左派系野党が棄権した。

基本法は2012年1月に施行されたが、上記のように制定過程に主要な野党の参加がほとんどなく国民的コンセンサスを欠いたこともあり、施行直後に基本法施行に反対する数万人

* 本稿の注に掲げるインターネット情報は、2016年1月22日現在のものである。

(1) フィデスの正式名称は、フィデス＝ハンガリー市民同盟 (Fidesz-Magyar Polgári Szövetség) であり、フィデスとは、党の以前の名称Fiatal Demokraták Szövetsége (青年民主主義者同盟) の略称である。

(2) ハンガリー人の人名は、姓名の順で表記するのが通常であり、本稿でも原則としてその順序に従ったが、ハンガリー語以外の欧文献の引用では、当該文献に表記されている順序に従い、名・姓の順としたところもある。

(3) この規定を3分の2の多数で改正することの可否については、議論があったようである。Gábor Attila Tóth, "Hungary," Leonard Besselink et al., eds., *Constitutional law of the EU member states*, Deventer: Kluwer, 2014, p.785; Andrew Arato et al., eds., "Opinion on the Fundamental Law of Hungary (Amicus Brief)," Gábor Attila Tóth, ed., *Constitution for a disunited nation: on Hungary's 2011 fundamental law*, Budapest: Central European University Press, 2012, p.458.

規模の反政府デモが発生した⁽⁴⁾。

2 内容面の特徴

(1) 社会主義憲法の否定

2011年に制定されたハンガリー基本法（以下「基本法」という。）は、社会主義時代の1949年に制定された憲法を否定するものとしての性格を強く帯びている。その顕著な表れは、1949年憲法を無効と宣言する基本法の「民族の信条」（おおよそ前文に当たる。）である。1989年の体制転換以後の1949年憲法は、当初の性質を大きく変え、民主化した社会に適合的なものとなったが、2011年の憲法は、社会主義時代に効力を有していた法文についてという限定を付さず、1949年憲法全体の無効を宣言している⁽⁵⁾。

その他、1949年憲法では、人権規定は末尾付近に置かれていたが、基本法では、人権規定は統治機構に関する規定の前に置かれることになった。この位置の変更は、起草者の意図によると、社会主義者の国家中心的思想を否定したものであると言う⁽⁶⁾。

(2) 伝統の重視

基本法は、民族の信条において、建国の祖と位置付けられているイシュトヴァーン1世の戴冠による国家建設など歴史への参照が示され、「歴史的な憲法の成果」と「ハンガリーの立憲国家の継続性及び民族の統合を体現」するとされる「聖なる王冠」⁽⁷⁾について言及されているほか、本則においても法的伝統の尊重を内容とする規定が置かれている。例えば、R)条（以下、特記のない限り条名は基本法のものである。）によると、基本法の規定は、基本法の目標、民族の信条及び歴史的な憲法の成果と調和するように解釈されなければならないとされている。このうち、「我々の歴史的な憲法の成果（*történeti alkotmányunk*

(4) 「ハンガリー 新憲法抗議に数万人 違憲審査権縮小など反発」『毎日新聞』2012.1.4.

(5) この点について、「国家の自己決定の回復を」「1990年5月2日から起算する」という民族の信条の一節に照らし、1949年憲法の無効の宣言は1990年5月2日までに限定されるという解釈もある。Jakab András és Sonnevend Pál, “Kontinuitás hiányosságokkal: az új magyar Alaptörvény,” Fejes Zsuzsanna et al., szerk., *Állam és jog: kodifikációs kihívások napjainkban*, Szeged: Gondolat, 2013, p.125. これに対し、1990年5月2日には、初の自由選挙による国会が開会しただけで、同日付けで憲法には何の変更も加えられていないため、さらに、1989年に改正されたものの1990年5月2日以降の変更がない条文を有効とするには難点があるため、この解釈をとることはできないとする見解もある。Herbert Küpper, *Ungarns Verfassung vom 25. April 2011: Einführung – Übersetzung – Materialien*, Frankfurt am Main: Peter Lang, 2012, pp.37-38. また、後述IV1(2)(iii)の論点も参照。

(6) 基本法制定直後、ハンガリーで『憲法の名において：サーイェル・ヨーゼフとグヤーシュ・ゲルゲイとの対話』（Ablonczy Bálint, *Az alkotmány nyomában: beszélgetések Szájer Józseffel és Gulyás Gergellyel*, [Budapest:] Elektromédia, 2011.）と題する本が出版された。既に述べたとおり、この本の副題に現れる2人の人物は、基本法制定に深く関与したフィデスの政治家である。この2人の政治家に対し、基本法のコンセプトについてインタビューした結果を取りまとめたものがこの本の内容である。起草者の意図が基本法の解釈を支配するわけではないが、基本法がどのような思想に基づいて制定されたかを知る上で、貴重な文献であるため、以下適宜参照することにする。同書には、英訳、ドイツ語訳及びフランス語訳がある。英訳のみ書誌事項を記載する。Bálint Ablonczy, *Conversations on the Fundamental Law of Hungary: interviews with József Szájer and Gergely Gulyás*, [Budapest:] Elektromédia, 2012. 以下ハンガリー語の同書の参照を注記する際には、英訳の該当ページも併記する。社会主義の人権軽視思想について述べた箇所は、ハンガリー語版ではp.85、英訳ではp.93である。

(7) 「聖なる王冠」は、具体的には、ハンガリーの最初の国王イシュトヴァーン1世の王冠であるが、ハンガリーの公法においては、国の主権を表現し、正統に王位に就いた君主と特権諸身分との間の有機的統一を確立するとともに、国土の全ての法律の源を構成するものとされた。ゾルターン・ペーテリ（早川弘道ほか訳）「ハンガリーにおける憲法創造」『比較法学』41巻2号, 2008, p.335. この公法上の概念は、「聖なる王冠の理論（Szent Korona-tan）」と呼ばれている。

víványai)」については、基本法上定義がなく、解釈で運用するしかないと思われるが、その内容をめぐってハンガリー国内においても議論があるようである⁽⁸⁾。

なお、憲法裁判所は、2012年の判決⁽⁹⁾において、「19世紀に行われた市民的改革 (polgári átalakulás) を構成する諸法律が歴史的な憲法の一部を成している」と述べ、「裁判官の法的地位及び報酬に関する2011年法律第162号」の合憲性の判断に際し、司法権の行使に関する1869年法律第4号及び裁判官の退職・年金について定めた1871年法律第9号（いずれも現行法ではない。）を考慮に入れつつ判決を下した⁽¹⁰⁾。

(3) 共同体の重視

基本法の起草者は、個人には権利のみがあり、国には義務のみがあるという「個人主義的な誇張」を支持しないと述べている⁽¹¹⁾。こうした個人主義の否定と共同体重視の思想は基本法の各所の規定に表れている。

例えば、民族の信条によれば、「個人の自由は、他者との共同においてのみ、展開することができる」、「我々の共生の最も重要な枠組み」は「家族及び民族である」とされている。O)条は国及び共同体の任務の遂行に貢献する全ての者の義務について、第XII条第1項は労働の遂行による共同体の成長に貢献する全ての者の義務について言及している。また、表現の自由の保障の例外として、共同体の尊厳の侵害が挙げられている（第IX条第5項）。

3 形式面の特徴

基本法は、前文に当たる「民族の信条 (Nemzeti Hitvallás)」、国の基本的事項を規定する「基礎 (Alapvetés)」、主として人権を規定する「自由及び責任 (Szabadság és Felelősség)」、統治機構について規定する「国 (Az Állam)」及び「末尾規定及び雑則 (Záró és Vegyes Rendelkezések)」から成る⁽¹²⁾。

基本法の条名は、通し番号ではなく、「基礎」についてはアルファベット、「自由及び責任」についてはローマ数字、「国」についてはアラビア数字が用いられている⁽¹³⁾。このような基

(8) Csink Lóránt és Frölich Johanna, *Egy alkotmány margójára: alkotmányelméleti és értelmezési kérdések az Alaptörvényről*, Budapest: Gondolat Kiadó, 2012, p.121. 特に問題とされるのが、「聖なる王冠の理論」が「歴史的な憲法の成果」に含まれるのかという点であるようである。「聖なる王冠の理論」は、国民主権や国と教会の分離の原則に反するという観点から憲法解釈の基準たり得ないとする見解については、Szente Zoltán, “A historizáló alkotmányozás problémái – a történeti alkotmány és a Szent Korona az új Alaptörvényben,” *Közjogi szemle*, 2011(3), pp.1-13. <<http://kozjogiszemle.hu/korabbiszamok/category/17-2011.-vi-iii.szm.html%3Fdownload%3D169%253Aszente-zoltn-a-historizl-alkotmnyozs-problmi-a-trtneti-alkotmny-s-a-szent-korona-az-j-alaptrvnyben.pdf>> を参照。法的継続性の欠如の観点から「聖なる王冠の理論」を「歴史的な憲法の成果」とみなすことは原則的に困難とする見解については、Csink és Frölich, *ibid.*, pp.130-131を参照。

(9) 33/2012.(VII. 17.) AB határozat. 英訳については、ハンガリー憲法裁判所ウェブサイト <http://www.alkotmanybirosag.hu/letoltesek/en_0033_2012.pdf> を参照。

(10) もっとも、基本法制定以前にも、憲法裁判所は、19世紀の法令や「聖なる王冠」に言及して判決を下した例もあると言う。Csink és Frölich, *op.cit.*(8), p.131. この文献で引かれている憲法裁判所の判決の例は、次のとおり。2/1994. (I. 14.) AB határozat; 26/2000. (VII. 6.) AB határozat; 688/B/2002. AB határozat.

(11) Ablonczy, *op.cit.*(6), p.85; 英訳 p.95.

(12) このほか、冒頭に「神よ、ハンガリー人を祝福したまえ!」、末尾に「平和、自由及び調和があらんことを。」という文言が付されている。冒頭の文言は、ハンガリー国歌の一節である。

(13) アルファベットのIとローマ数字のIは、前者については括弧を付し（すなわち、「I)条」とする）、後者についてはピリオドを付す（すなわち、「I. 条」とする）ことによって区別している。本稿では、前者についてはそのルールに従い括弧を付したが、後者については、煩雑さを避けるため、ピリオドを省略した。

本法の特異な構造は、ハンガリーの「歴史的な憲法」が個別の法律により構成されていたことを反映していると言う⁽¹⁴⁾。

II 憲法の内容

ここでは、人権、統治機構及び安全保障を中心に、ハンガリー基本法の内容を紹介する。

1 人権

(1) 総説

ハンガリー基本法は、「自由及び責任」と題する章に人権規定を置いている。起草者によると、「自由及び義務」というまとめ方には共産主義的傾向があるため、このような表現を避け、自由の行使には責任が伴うことを示す意図の下に「自由及び責任」というタイトルを選択したとされる⁽¹⁵⁾。また、起草者によれば、人権規定は基本的に体制転換後20年間の憲法裁判所の実践をそのまま取り入れたと言われている⁽¹⁶⁾。

(2) 基本的な権利

(i) 人間の尊厳・生命に対する権利

第Ⅱ条では、人間の尊厳と生命に対する権利が規定されている。第Ⅱ条で特徴的なのは、同時に胎児 (magzat)⁽¹⁷⁾の生命の保護を規定している点である。

ここで問題となるのが、妊娠中絶の是非であるが、起草者によれば、胎児の保護の規定は、妊娠中絶の完全な禁止を意味せず、過去の憲法裁判所の判断に従ったと言う⁽¹⁸⁾。憲法裁判所は、1991年の判決で、胎児が人であるか否かを判断せず、人である場合には、2つの生命の間の選択が問題となる場合にのみ妊娠中絶は許され、人でない場合であっても、母親の自己決定権 (önrendelkezési jog) だけを考慮するのではなく、胎児の保護に関する国の義務についても考慮しなければならず、理由のない妊娠中絶は憲法上許されないと判断した⁽¹⁹⁾。

この判決を受けて、「胎児の保護に関する1992年法律第79号」が制定された。この法律は、出生前の胎児に法的主体性を拡大しなかった。その上で、受胎に始まる胎児の生命は、尊重及び保護に値すると宣言した。したがって、基本法第Ⅱ条の規定は、以上のような従前

(14) Küpper, *op.cit.*(5), p.45.

(15) Ablonczy, *op.cit.*(6), p.85; 英訳 pp.93-94.

(16) *ibid.*, pp.100-101; 英訳 p.110.

(17) ある論者によると、ハンガリー語では、「胎芽 (embrió)」と「胎児 (magzat)」を使い分けているはずであるのに、基本法の文言は、受胎から「胎児」(「胎芽」より後の状態)が保護されるようになっており、用語の使用法に疑問があるという。Catherine Dupré, “Human dignity: rhetoric, protection, and instrumentalisation,” Tóth, ed., *op.cit.*(3), p.154. しかし、別の文献によれば、基本法における「magzat」という文言は、「embryonic and foetal life」と訳されて解説されているため、ハンガリー語にそのような厳密な使い分けはないのかもしれない。Zsolt Balogh and Barnabás Hajas, “Rights and freedoms,” Lóránt Csink et al., eds., *The Basic Law of Hungary: a first commentary*, Dublin: Clarus Press, 2012. <<http://www.eui.eu/Documents/General/DebatingtheHungarianConstitution/TheBasicLawofHungary.pdf>> なお、この文献の巻末に付されている基本法の英訳では、「magzat」は「foetus」と訳されており、文献内で一貫性がとれていない。後掲の翻訳では、「胎芽」を含む意味で「胎児」と訳すことにした。

(18) Ablonczy, *op.cit.*(6), pp.89-91; 英訳 pp.98-100.

(19) 64/1991.(XII. 17.) AB határozat. 英訳については、次を参照。László Sólyom and Georg Brunner, *Constitutional judiciary in a new democracy: the Hungarian constitutional court*, Ann Arbor: University of Michigan Press, 2000, pp.178-199.

の法的状態を基本法上明記したものと評価できる⁽²⁰⁾。

第Ⅱ条の関連で問題となるもう一つの論点は、死刑の是非である。体制転換後、1989年に国会は、刑法を改正し、国家に対する政治犯罪の場合の死刑を廃止したが、死刑の全面廃止を行うまでには至らなかった。しかし、1990年に憲法裁判所が死刑を違憲であると判断した⁽²¹⁾ことを契機として、国会は、欧州人権条約第6議定書及び第13議定書等、死刑の廃止を定める条約を国内法化し、ハンガリーにおいても死刑が完全に廃止されることとなった。基本法は、死刑の廃止を明記していないが、立法者はこうした国際法上の義務に依然として拘束されていると解されている⁽²²⁾。

(ii) 自由及び個人の安全に対する権利

第Ⅳ条は、自由及び個人の安全に対する権利を保障している。同条第2項によれば、法律に定める理由及び手続によらなければ、何人もその自由を奪われないとされている。同項で特徴的であるのが、仮釈放のない終身刑⁽²³⁾を許容している点である。基本法の内容に関しては、後述Ⅳ1で見ると、その制定時から国内外からの多くの批判にさらされたが、これらの批判のうちの一つは、仮釈放のない終身刑が欧州標準から逸脱するものであることを問題とするものであった⁽²⁴⁾。これに対し、ハンガリーの文献で見られる反論は、こうした刑は、欧州において、ハンガリーにのみ存在するのではなく、英国、オランダ等の諸国でも存在するというものであった⁽²⁵⁾。

(iii) プライバシーの保護

第Ⅵ条第1項は、私生活及び家族生活、住居、通信⁽²⁶⁾の尊重に対する権利を規定している。同項では、同時に良い評判の尊重に対する権利が保障されているのが特徴的である。

同条第2項及び第3項では、個人情報保護に対する権利及び公益に関する情報にアクセスし広める権利を保障している。旧憲法下では、個人情報の保護のためにデータ保護オンブズマンが設置されていたが、基本法はそれに代えて独立の機関を設置することとした（同条第3項）。2011年には、翌年の基本法施行に備え、「情報の自己決定権及び情報の自由に関する2011年法律第112号」が制定され、データ保護オンブズマンの権限が国民データ保護情報自由庁 (Nemzeti Adatvédelmi Információszabadság Hatóság. 以下「NAIH」という。)に移管された。

この改革に対し、欧州委員会⁽²⁷⁾は、ハンガリーに対して、2012年1月にNAIHの独立性に対する懸念を示す書簡を発した。そこで示された懸念は、NAIHの長官が首相及び大統領の

(20) Chronowski Nóra, *Alkotmányjog: emberi jogok, státuszjogok, jogforrási rendszer*, Budapest: Dialóg Campus Kiadó, 2013, p.21.

(21) 23/1990.(X. 31.) AB határozat. 英訳については、次を参照。ハンガリー憲法裁判所ウェブサイト <http://www.alkotmanyb.irosag.hu/letoltesek/en_0023_1990.pdf>; Sólyom and Brunner, *op.cit.*(19), pp.118-138.

(22) Chronowski, *op.cit.*(20), p.19.

(23) 基本法上の文言は、「tényleges életfogytig tartó szabadságvetés」であり、文字どおり訳すと「真の終身の自由剥奪」である。

(24) 例えば、Venice Commission, *Opinion on the new constitution of Hungary* (Opinion 621/2011), CDL-AD(2011)016, 2011.6.20, para. 69. <[http://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-AD\(2011\)016-e](http://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-AD(2011)016-e)>

(25) László Trócsányi, “The creation of the Basic Law of Hungary,” Csink et al., eds., *op.cit.*(17); Ablonczy, *op.cit.*(6), p.94; 英訳 pp. 103-104.

(26) 原語は「kapcsolattartás」であり、「連絡すること」を意味する言葉である。基本法原案の提案理由書では、「他者とあらゆる方法又は手段で連絡すること」と、より詳細に解説されている。T/2627 Magyarország Alaptörvénye, p.41. この解説に基づけば、この規定は、信書、電信電話等の秘密を包括的に保障するものであると思われる。このようなことを考慮し、後掲の翻訳でも「kapcsolattartás」については、「通信」という訳語を当てた。

(27) 欧州連合の執行機関。

恣意的な理由により解任されるおそれがあるというものであった²⁸⁾。2011年法律第112号は当初、首相の提案により大統領が長官を解任できる旨の規定を有していた（第45条第4項及び第5項）が、2012年の法改正で当該規定は削除された。

(iv) 思想・良心・宗教の自由

第Ⅶ条第1項では、思想・良心の自由と宗教の自由が保障されている。同条第3項は、国と宗教団体が個別に活動する旨を規定し、政教分離原則を定めている。同条で特徴的なのは、第4項の規定であり、これによると共同体の目標の達成に協力する宗教団体を国が「教会 (egyház)」として認定し、当該団体に対し一定の特権を保障するとされている。

基本法制定時の第Ⅶ条には、国が「教会」の認定を行う旨の規定は特に存在しなかったが、2011年7月に制定された「良心及び宗教の自由の権利並びに教会、宗派及び宗教共同体の法的地位に関する2011年法律第100号」において、国会が3分の2の多数で「教会」としての認定を行うことが規定された(第11条)。この法律により、14の教会及び宗派が国会により「教会」として認定された。これに対し、「教会」と認定されなかった宗教団体は、政府からの補助金を得ることができなくなった²⁹⁾。この法律については、制定手続に瑕疵があったことを理由に憲法裁判所により違憲の判断が下され³⁰⁾、同年12月に、「良心及び宗教の自由並びに教会、宗派及び宗教共同体の法的地位に関する2011年法律第206号」が制定し直された³¹⁾。しかし、この法律についても、2013年2月、憲法裁判所は、①「教会」として認定されなかった宗教団体がその正式な理由を知ることができないこと、②「教会」として認定されなかった場合の法的救済手続が欠如していること、③国会が政治的理由によって「教会」と認定し得ることを理由に、その規定の一部につき違憲・無効判決を下した³²⁾。この判決を受け、2013年3月に行われた基本法の第4次改正では、国会が「教会」の認定を行うことができるとする条文が追加され、同時に国会の決定に対する憲法裁判所への異議申立ての可能性を開く条文が追加された。この基本法の改正に基づき、同年7月に国会の決定に対する憲法裁判所への異議申立てに関する条文（第14/D条）の追加等を含む2011年法律第206号の改正が行われた。その後、2013年9月に行われた基本法の第5次改正の結果、憲法裁判所への異議申立てに関する規定は削除されたが、2011年法律第206号第14/D条は特に改正されていない。現在、認定された「教会」として、この法律の別表に掲げられている団体は27である³³⁾。

(v) 集会の権利・結社の権利

第Ⅷ条の第1項では集会の権利、第2項では結社の権利が保障されている。第3項では、結社の権利に基づき、政党を結成する権利が保障されている。

集会の権利については、「集会の権利に関する1989年法律第3号」が、集会の届出の手続等を定めている。結社の権利については、「結社の権利、公益団体の法的地位並びに市民組織

28) “European Commission launches accelerated infringement proceedings against Hungary over the independence of its central bank and data protection authorities as well as over measures affecting the judiciary,” European Commission – Press Release, 2012.1.17. <http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-24_en.htm?locale=en>

29) 「特別国会終了日に18の法案が可決」『政治・経済月報』2011年7月号, 2011.8, pp.5-6. <http://www.hu.emb-japan.go.jp/download/geppou/2011_07.pdf>

30) 164/2011.(XII. 20.) AB határozat.

31) 「国会：新たに18の団体を宗教法人に認定」『政治・経済月報』2012年2月号, 2012.3, p.7. <http://www.hu.emb-japan.go.jp/download/geppou/2012_02.pdf>

32) 6/2013.(III. 1.) AB határozat; 「第4回基本法（憲法）修正：概要」『政治・経済月報』2013年3月号, 2013.4, p.6. <http://www.hu.emb-japan.go.jp/download/geppou/2013_03.pdf>

33) 文献によっては32の団体が「教会」として認定されたとされている。Tóth, *op.cit.*(3), p.826.

の活動及び支援に関する2011年法律第175号」が、結社の解散手続、結社に対する法的監視等を定めている。同法は、政党についても適用されるが、政党については、さらに、「政党の活動及び資産管理に関する1989年法律第33号」が適用される。同法によると、政党の設立者及び役員は、国会議員又は地方議会議員及び首長の被選挙権を有する者に限定されている。

(vi) 意見表明の自由・学問及び芸術の自由

第IX条は、第1項で意見表明の自由を保障しているが、第3項以降でその制限を規定している。第4項では他者の尊厳の侵害、第5項ではハンガリー民族又は民族、種族、人種若しくは宗教の共同体の尊厳の侵害が意見表明の自由の保障の例外として挙げられている。また、刑法典（2012年法律第100号）第333条は、国家社会主義者及び共産主義者の体制下で行われたジェノサイド又はその他の人道に対する犯罪を多数の公衆の前で否定する者に対しては、3年以下の拘禁刑を科すと定めている。同じく刑法典第334条は、ハンガリーの国歌、国旗、国章又は聖なる王冠を傷付け、又は侮辱する者に対しては、1年以下の拘禁刑を科すと定めている。

第IX条第3項は選挙運動期間中の政治的な広告の規制（後述IV2(1)(iii)及びIV2(2)(iii)参照）、同条第6項はメディア規制に関する規定であり、それぞれの詳細については枢要法（後述2(2)(iii)参照）で定めるとされている。

第X条は、学問及び芸術の自由に関する規定である。その第2項は、学術的な真実の問題について、国は判断する権能を有しないと定めている。

(vii) 教育に対する権利

第XI条は、教育に対する権利を保障している。初等教育は無償かつ義務的であり、中等教育は無償で、かつ、全ての者にとってアクセス可能であり、高等教育は能力に応じて全ての者にとってアクセス可能なものとされている。

2011年12月に成立した「国民の高等教育に関する2011年法律第204号」は、当初、国から奨学金を受けるための条件の決定を政府に委任する規定を置いていたが、2012年に憲法裁判所は、このような委任は基本法違反であるとの判決を下した³⁴⁾。この判決を受けて、2011年法律第204号は改正され、国から奨学金を受けた学生は、卒業後20年以内に、その奨学金を得て教育を受けた期間と同一の期間（改正当初は、2倍の期間であったが、2013年5月の改正により同一の期間に変更された。）ハンガリーの管轄下にある企業等において就業する義務を負うことが規定された（第48/A条）。奨学金に対して条件付けを行うことができることは、第4次基本法改正により、基本法にも明記されることになった（第XI条第3項）（後述IV2(1)(vi)及びIV2(2)(vi)参照）。

(viii) 職業選択の自由

旧憲法では、労働に対する権利が保障されていた（第70/B条）。この権利について、憲法裁判所は、主観的権利及び社会的権利としての2つの側面があり、主観的権利は、あらゆる種類の職業を選択し、実践する自由を内容とするという判断を示していた³⁵⁾。これに対し、基本法は、第XII条において、権利としては、憲法裁判所が主観的権利とした職業選択の自由のみを規定し、社会的権利の側面は規定せず、雇用の創出に対する国の努力規定として

³⁴⁾ 32/2012.(VII. 4.) AB határozat.

³⁵⁾ 21/1994.(IV. 16.) AB határozat. 英訳については、次を参照。ハンガリー憲法裁判所ウェブサイト <http://www.alkotmanybirosag.hu/letoltesek/en_0021_1994.pdf>; Sólyom and Brunner, *op.cit.*(19), pp.292-297.

定めるにとどめている。また、同条は、起業する権利も保障している。

(ix) 財産権

第XIII条は、財産権及び相続権を保障している。第2項では、例外的に、公益の観点から、法律に定める場合及び方法において、財産を収用することができることが定められている。2006年に憲法裁判所は、公益の観点から財産権を制限する法律を制定する際には、一般的に公益に言及するだけでは不十分であり、裁判所が具体的なケースで判断することができるような方法で公益を特定しなければならないと述べた³⁶⁾。

(x) 国外追放等の禁止・庇護権

第XIV条は、国民の国外追放の禁止、国民の帰国の自由を保障している。また、外国人についても、その滞在が合法であれ、違法であれ、法律で定める理由に基づかなければ、追放することができない。欧州人権条約第4議定書第4条に倣い³⁷⁾、集団的な追放の禁止も規定されている。第3項では、庇護権が保障されている。

(xi) 差別の禁止

第XV条は、差別の禁止事由として、人種、肌の色、性別、障害、言語、宗教、政治的見解等、民族的又は社会的な出身、資産、出生を特に掲げ、それに加え、その他の状況による差別を禁止している。基本法に対する批判の一つは、差別の禁止事由に性的指向を明記していない点であった³⁸⁾。これに対するハンガリーの文献における反論は、性的指向は、「その他の状況」に含まれるので、特にそれを差別の禁止事由から外したわけではないというものである³⁹⁾。

(xii) 社会保障

旧憲法と基本法の大きな違いは、前者では、社会保障に対する権利を保障していた（第70/E条）のに対し、後者では、社会保障は国家目標として規定している点である（第XIX条）。とはいえ、旧憲法下であっても、憲法裁判所は、社会権を実現する手段及び程度については、立法者に比較的大きな裁量を認めていた。ただし、同時に憲法裁判所は、人間の尊厳に対する権利を実現するために必要な社会的な給付を通じて最低限の生存を保障することを国に義務付けた⁴⁰⁾。基本法の下でも人間の尊厳は、基本的な権利の章の基底を成す原理であることを理由に、この憲法裁判所の判断は、基本的に継承されるであろうという見方を示す学説もある⁴¹⁾。一方、旧憲法では社会保障に対する権利を基本的な権利として解釈する余地が残されていたが、基本法ではその可能性が閉ざされたとして否定的にとらえる見解もある⁴²⁾。

36) 42/2006.(X. 5.) AB határozat. 英訳については、次を参照。ハンガリー憲法裁判所ウェブサイト <http://www.alkotmanybirosag.hu/letoltesek/en_0042_2006.pdf> なお、基本法末尾規定及び雑則第5条によると、基本法施行前の憲法裁判所の裁判は、その効力を失うとされているが、先に述べたとおり、起草者は、過去の憲法裁判所の実践を基に人権規定を制定したと述べていることもあるため、効力を失ったとはいえ、過去の判決も今後の解釈の指針にはなり得ると思われる。したがって、本稿では2011年以前の憲法裁判所の判例も取り上げて解説を加えることとした。ドイツのハンガリー法研究者ヘルベルト・キューパー（Herbert Küpper）も過去の判例がなおも「知的な説得力（intellektuelle Überzeugungskraft）」を持ち続ける可能性を指摘している。Herbert Küpper, “Die Spielregeln für die Politik in Ungarns alter und neuer Verfassung,” Ellen Bos und Kálmán Pócza, Hrsg., *Verfassunggebung in konsolidierten Demokratien*, Baden-Baden: Nomos, 2014, pp.232-233. また、後述IV2(1)(ix)も参照。

37) Balogh and Hajas, *op.cit.*(17)

38) 例えば、Venice Commission, *op.cit.*(24), para. 76.

39) Balogh and Hajas, *op.cit.*(17); Ablonczy, *op.cit.*(6), p.101; 英訳 p.111.

40) 32/1998.(VI. 25.) AB határozat. 英訳については、ハンガリー憲法裁判所ウェブサイト <http://www.mkab.hu/letoltesek/en_0032_1998.pdf> を参照。

41) Balogh and Hajas, *op.cit.*(17)

42) Arato et al., eds., *op.cit.*(3), p.472.

また、基本法の社会保障に関する規定の特徴的な点は、共同体に対する有益な活動を社会的な給付の条件とすることを可能にしていることである。これは、地方自治体で先行的に実施されていた制度であり、失業者に対し、清掃活動等を給付の条件とすることなどが行われていたと言う⁽⁴³⁾。

(xiii) 健康に対する権利

第XX条では、身体的及び精神的な健康に対する権利が保障されている。旧憲法でも、「できる限り最高レベルの (lehető legmagasabb szintű) 身体的及び精神的な健康に対する権利」を保障する規定があった(第70/D条)。憲法裁判所は、保健制度のネットワーク、医療サービスの供給面において、この規定に照らして違憲となるのは、ある地域において、全くこうした制度やサービスを整備しないといった極端なケースのみであり、この規定は、これ以上の義務を国に課すものではないという判決を1996年に下した⁽⁴⁴⁾。

(xiv) 健康的な環境に対する権利

第XXI条は、ハンガリーが健康的な環境に対する全ての人の権利を認め、実現する旨規定している。旧憲法においても、ハンガリー共和国が健康的な環境に対する全ての人の権利を認め、実現するとする規定(第18条)と「できる限り最高レベルの身体的及び精神的な健康に対する権利」を自然環境の保護等により実現するとする規定(第70/D条)があった。この旧憲法の第18条の規定に基づき、憲法裁判所は、1994年に、他の基本的な権利又は憲法的な価値の実現のために不可避である場合を除き、国は法律の下で保障された自然保護のレベルを低下させることができないという判決を下した⁽⁴⁵⁾。

(xv) 参政権・公職就任権

第XXIII条では、成人のハンガリー国民に対し、国政選挙、地方選挙及び欧州議会選挙における選挙権及び被選挙権(第1項)並びに国民投票及び住民投票の権利(第7項)が保障されている。欧州連合市民に対しては、地方選挙及び欧州議会選挙における選挙権及び被選挙権(第2項)並びに住民投票の権利(第7項)が保障されている。

第8項では、ハンガリー国民の公職就任権を保障している。

(xvi) 公正な行政に対する権利

第XXIV条は、第1項で、全ての人に対し、官庁により自らの案件を公正な方法で、かつ、合理的な期間内に処理することを求める権利を保障し、官庁に対し、その決定について理由を付すことを義務付けている。また、第2項では、国家賠償について規定している。これらの規定については、欧州連合基本権憲章第41条の影響が見られると言う⁽⁴⁶⁾。

(xvii) 請願権

第XXV条は、要請 (kérelem)、苦情 (panasz) 又は提案 (javaslat) という形で公権力を行使する機関に請願を行う全ての者の権利を保障している。苦情等の処理の手続に関しては、2013年法律第165号が制定されている。その第1条第2項によれば、苦情とは、個人の権利又は利益の侵害の停止を目的とする要請であって、その処理が、他の手続、特に裁判手続又は行政手続によって行われるべきものではないものであると定義されている。また、苦情は、

(43) Balogh and Hajas, *op.cit.*(17)

(44) 54/1996.(XI. 30.) AB határozat.

(45) 28/1994.(V. 20.) AB határozat. 英訳については、ハンガリー憲法裁判所ウェブサイト <http://www.alkotmanybirosag.hu/letoltesek/en_0028_1994.pdf> を参照。

(46) Balogh and Hajas, *op.cit.*(17)

提案も含むことができると規定されている。

(xviii) 移動の自由

第XXVII条第1項では、合法的にハンガリー領内に滞在する全ての者に対し、自由な移動及び滞在地の自由な選択に対する権利を保障している。旧憲法においても同種の規定があり、移動の自由に関連して、憲法裁判所は、1993年に次のような判決を下した。「自由な移動に対する権利は、場所の変更 (*helyváltoztatás*) に対する権利の自由を意味している。ハンガリー憲法は、交通の自由 (*közlekedés szabadság*) について特に言及していないが、自由な移動に対する権利は、乗り物を使用し、及び使用しないで場所を変更することの自由、交通の自由をも含む。」⁽⁴⁷⁾

(xix) 公正な裁判に対する権利

第XXVIII条は、公正な裁判に対する権利を規定している。より具体的に言うと、裁判を受ける権利、裁判の公開、合理的な期間内に判断を求める権利 (第1項)、無罪の推定 (第2項)、防御権 (第3項)、遡及処罰の禁止 (第4項)、一事不再理 (第6項)、法的救済を申し立てる権利 (第7項) が規定されている。憲法裁判所の過去の判例によると、法的救済 (*jogorvoslat*) に対する権利とは、利益に関する決定を他の機関又は同一機関内の上位の審級に対して判断を求める手段であるとされている⁽⁴⁸⁾。その意味で、この権利には裁判を受ける権利が含まれるものと言える⁽⁴⁹⁾。

(3) 義務

基本法において全ての人に対する義務として明記されているのは、権力の暴力的な獲得若しくは行使又は排他的な保持を目的とする活動に対抗する義務 (C)条第2項)、国及び共同体の任務の遂行に貢献する義務 (O)条)、自然資源等の民族共通の遺産を保護する義務 (P)条)、労働により共同体の成長に貢献する義務 (第VII条) である。また、第XXX条は、特に「…しなければならない」等とは規定していないが、これは納税の義務を定めた規定と解されている⁽⁵⁰⁾。

ハンガリー国民の義務としては、国防の義務が規定されている。その他、例外事態 (後述3(3)(ii)参照) 等においては、成人の男子の国民が兵役義務を負うと規定され、例外事態において成人の国民に国防の労働の義務を命じること、国防・防災のため成人の国民に市民防衛義務を命じること、国防・防災のため全ての人に対して財産・物品の提供義務を課すことができると規定されている。(第XXXI条)

その他、家族関係に関する義務についても規定があり、親は未成年の子を世話し、成人の子は親の世話をする義務を負うとされている (第XIV条)。

(47) 60/1993.(XI. 29.) AB határozat.

(48) 5/1992.(I. 23.) AB határozat.

(49) Balogh and Hajas, *op.cit.*(17)

(50) Árva Zsuzsanna, *Kommentár Magyarország Alaptörvényéhez*, Budapest: Wolters Kluwer, 2013. (第XXX条のコメントの箇所) ; Tóth, *op.cit.*(3), p.827.

2 統治機構

(1) 大統領

(i) 地位

大統領は、国家元首であり、民族の統合を体現し、国家機関の民主的な運営を監視する（第9条第1項）。大統領は、行政に属さず、中立的な権力であると位置付けられている⁵¹⁾。

(ii) 選挙及び任期の終了

大統領は、国会によって、5年の任期で選挙される（第10条第1項）。再選は、1度のみ認められる（同条第3項）。

大統領は35歳以上のハンガリー国民でなければならず（第10条第2項）、その候補者となるには、国会議員の5分の1以上⁵²⁾の書面による推薦が必要とされる（第11条第2項）。大統領選挙の第1回の投票において、国会議員の3分の2以上の票を獲得した者が当選人となる（同条第3項）。当該投票において、3分の2以上の票を獲得した候補者がいなかった場合には、上位2名⁵³⁾による決選投票が行われる。第2回の投票においては、最多の有効投票を得た者が当選人となる（同条第4項）。

(iii) 権限

大統領の権限については、第9条に詳細な規定がある。大統領は、ハンガリー国防軍の最高司令官であり（同条第2項）、ハンガリーを代表する（同条第3項）。

政府の構成員の副署を必要としない権限は、法律案の提出、国民投票の提案、特別法秩序（緊急事態、例外事態等を包括的に指す概念。後述3(3)参照）に関する決定、国会の解散、可決された基本法改正又は法律の憲法裁判所による基本法適合性の審査の要求（ただし、基本法改正については、手続面の審査に限る。）、法律の再審議の要求、首相・クーリア（最高裁判所）長官等の人事の提案、裁判官等の任命などである（同条第3項）。

一方、政府の構成員の副署を必要とする権限は、①条約の締結、②大使・公使の信任・接受、③国立銀行総裁・大学教授等の任命、④将官の任命・昇進、⑤勲章の授与等、⑥個別的恩赦、⑦国籍の取得・喪失に関する決定などである（第9条第4項）。このうち、②～④については、法規⁵⁴⁾で定める要件が欠けている場合又は合理的な理由により国の機関の民主的な運営に重大な混乱をもたらすおそれがあると判断した場合、大統領は当該行為を拒否することができる（同条第6項）。また、⑤については、基本法の価値を損なうおそれがある場合、大統領は当該行為を拒否することができる（同条第7項）。

51) *Árva, ibid.*（第9条のコンメンタールの箇所）この解釈は、旧憲法の下で憲法裁判所が採用したものである。Kukorelli István, szerk., *Alkotmánytan I*, Budapest: Osiris Kiadó, 2007, p.409. 大統領も含め、統治機構の基本的な制度について、基本法は、旧憲法の構造を継承していると一般的に評価されている（例えば、Jakab és Sonnevend, *op.cit.*(5), p.139.）ことから、この憲法裁判所の理解は基本法においても通用するものと思われる。

52) 原文には「以上」という語は書かれていないが、この解説では分かりやすさの観点から補った。同様のケースは以下の記述にもあり、原文で「3分の2の票で選挙する」となっているところを「3分の2以上の多数で選出する」という形で解説している。後掲の翻訳では、凡例に示すとおり、原文に忠実に訳すという方針をとったため、このような場合に語を補うことはしていない。

53) 正確に言うと、1位の票を獲得した者が3名以上存在した場合又は2位の票を獲得した者が複数存在した場合には、それらの者全てが参加するため、2名を超える場合もある。

54) 法律、政府の命令、首相の命令、大臣の命令、ハンガリー国立銀行総裁の命令、独立規制機関の長の命令及び自治体の命令を指す（T)条第2項）。国防評議会が例外事態において発する命令及び大統領が緊急事態において発する命令も法規である（同項）（後述3(3)参照）。法規は、全ての人を拘束する（R)条第2項）。

(2) 立法

(i) 国会の組織

国会は1院制であり、199人の議員から成る。

議員の任期は4年である。任期満了前に国会が解散されることがある。国会の解散には、大統領による解散 (feloszlítás) と国会自身の決定による解散 (feloszlás) がある。前者の解散が可能な場合については、第3条第3項に規定があり、①政府の信任が失われた場合であって、大統領が提案した後任の首相を、最初の提案の日から40日以内に国会が選挙しなかったとき、②議会が3月31日までに当該年の予算を可決しなかったとき、大統領は国会を解散することができる。国会による自主解散の理由については、基本法は特に述べておらず、政治的な危機の場合には、いかなるときであっても解散することができる⁵⁵。ただし、例外事態又は緊急事態 (後述3(3)(ii)及び(iii)参照) にあるときは、いずれの解散も行うことができない (第48条第7項)。

199人の議員のうち、106人は小選挙区から選出され、93人は全国規模の名簿から比例代表制により選出される。名簿は、政党別によるものと民族別によるものがあり、ハンガリーに居住する13の少数民族は、後者の名簿から代表者を選出することができる。政党別の比例代表制については5%の阻止条項がある。⁵⁶

(ii) 国会の権限

国会の権限については、第1条に詳細な規定があるが、ここでは主な権限として、立法、予算の可決、人事に関する権限について解説する。

(a) 立法

国会は法律を制定する権限を有する (第1条第2項b)号)。

国会に法律案を提出する権限を有するのは、大統領、政府、国会の委員会、個々の議員である (第6条第1項)。

提出された法律案について、まず本会議において一般的な討論が行われる。続いて、所管の委員会において詳細に関する討論が行われる。所管の委員会は、法律制定委員会 (Törvényalkotási bizottság) に対し法律案に関する報告を行い、法律制定委員会に自らの修正案を提出する。法律制定委員会は、諸委員会において提出された修正案について調整を行う。その後、本会議において所管の委員会の報告書、法律制定委員会によって提出された修正案についての討論が行われ、最終的な表決が行われる。⁵⁷

議長は、可決された法律に5日以内に署名し、法律を大統領に送付する。大統領は、送付された法律に5日以内に署名し、その公布を命じる。(第6条第3項)

国会は、法律案の提出者、政府又は議長の提案に基づき、最終的な表決の後、当該法律の基本法適合性について憲法裁判所の審査を求めることができる (第6条第2項)。また、大

⁵⁵ Árvai, *op.cit.*50 (第3条のコメントの箇所)

⁵⁶ “Electing Members of the National Assembly.” ハンガリー国会ウェブサイト <<http://www.parlament.hu/en/web/house-of-the-national-assembly/election-of-the-members-of-parliament>>; Tímea Drinóczi, “Constitutional dialogue and legislation on parliamentary election in Hungary – 2010-2014,” *Osteuropa Recht*, 60(4), 2014, pp.462-464.

⁵⁷ “About parliamentary committees.” ハンガリー国会ウェブサイト <<http://www.parlament.hu/en/web/house-of-the-national-assembly/about-standing-committees>>; “The legislative process.” ハンガリー国会ウェブサイト <<http://www.parlament.hu/en/web/house-of-the-national-assembly/the-legislative-process>>; Zsolt Szabó, “Reform of the legislative procedure in Hungary,” *Osteuropa Recht*, 60(3), 2014, pp.360-364.

統領は、法律が基本法に違反すると判断した場合であって、国会が憲法裁判所の審査を求めなかったときは、憲法裁判所の審査を求めることができる（同条第4項）。

国会又は大統領による基本法適合性の審査の要求があった場合、憲法裁判所は、30日以内に審査を行う（第6条第6項）。憲法裁判所が基本法違反であるとの決定を行った場合には、国会は基本法違反を解消するために再審議を行う（同項）。再審議の結果可決された法律についても、国会又は大統領は、再び憲法裁判所の審査を求めることができる。この場合、憲法裁判所は、10日以内に審査を行う。（同条第8項）

また、大統領は、基本法違反と判断しない場合であっても、国会の再審議を要求することができる（第6条第5項）。国会が大統領により返付された法律について、修正を加えて可決した場合には、国会及び大統領は、修正箇所について憲法裁判所の審査を求めることができる。国会は、大統領により返付された法律について修正を加えずに再可決することもできる。この場合、大統領は、手続面での基本法違反を理由としてのみ、憲法裁判所の審査を求めることができる。（同条第9項）

(b) 予算の可決

予算の可決は、国会の権限である（第1条第2項c)号）。国会は、毎年、予算及びその執行に関する法律を制定する。その法律案は、法定された期限内に政府が国会に提出する。（第36条第1項）

国会は、国の債務が国内総生産の半分を超える結果をもたらす予算案を可決してはならない（第36条第4項）。国会が暦年の開始までに予算を承認しなかった場合には、政府は、前年の予算の枠内で支出を行うことができる（同条第7項）。国会が3月31日までに予算案を可決しなかった場合、大統領により国会が解散され得ることは既に述べたとおりである。

予算の可決は、国会の専権事項ではなく、予算案に関しては、第36条第4項及び第5項の規定の遵守、すなわち、財政規律の遵守のため、予算評議会（Költségvetési Tanács）による事前の同意が必要とされている（第44条第3項）。予算評議会は、大統領により6年の任期で任命される議長、ハンガリー国立銀行総裁及び会計検査院長官によって構成される（同条第4項）。

予算の可決という国会の重要な権限を制約することについては、その妥当性を問題視する見解がある⁵⁸⁾。これに対し、予算評議会の同意は、財政規律の関連からのみ必要とされるのであって、これ以外の理由で同意を拒否した場合には、国会は予算評議会の同意なしに予算案を可決することができるとして、第44条による国会の権限の制約は限定的なものであると考える見解もある⁵⁹⁾。

(c) 人事に関する権限

国会は、大統領によって提案された首相、クーリア（最高裁判所）長官、全国裁判所庁長官（後述(4)(i)参照）、検事総長及び基本権擁護官（第9条第3項j)号）について選挙を行うほか、大統領、憲法裁判所裁判官及び会計検査院長官の選挙を行う（第1条第2項e)号）。大統領の選挙の手続は、前述(1)(ii)で述べたとおりである。憲法裁判所裁判官及び会計検査院

⁵⁸⁾ Küpper, *op.cit.*(36), pp.237-238. 後述IV1(2)(viii)も参照。

⁵⁹⁾ Jakab és Sonnevend, *op.cit.*(5), p.142. この著者は、憲法裁判所による機関争訟（後述(4)(ii)(b)（エ）参照）によって予算評議会の権限濫用がコントロール可能であると見ているが、予算評議会の権限濫用を阻止する十分な保障はないとする見解もある。Gábor Halmi, “Hochproblematisch: Ungarns neues Grundgesetz,” *Osteuropa*, 61(12), 2011.12, p.154.

長官（ともに12年の任期）の選挙には、国会議員の3分の2の票が必要とされる（第24条第8項及び第43条第2項）。

(iii) 枢要法

基本法は、通常の法律よりも可決の要件を加重している法律として、枢要法（*sarkalatos törvény*）⁶⁰というカテゴリーを設けている。具体的な可決の要件は、T)条第4項にあるとおり、出席議員の3分の2の賛成である。3分の2の多数を要する法律は、旧憲法下でも存在した。こうしたカテゴリーの法律が提案されたのは、体制転換を協議した円卓会議⁶¹の場であり、社会主義体制側と改革派側ともに、来るべき自由選挙の後に、重要立法に際して拒否権を行使できるようにするために提案されたという。旧憲法下では、憲法上の最高機関、その他の国家的分野、政治に密接な関係のある人権について、3分の2の多数を要する法律が制定されることとなっていたが、基本法では、政策の分野（例えば、家族の保護（L)条第3項）、年金（第40条）にまでその範囲が拡大された⁶²。

(iv) 国民投票

20万人の有権者の提案がある場合には、国会は国民投票の実施を命じなければならない⁶³。大統領、政府又は10万人の有権者の提案があった場合には、国会は国民投票の実施を命じることができる。いずれの国民投票も、有効に成立した場合、その結果は国会を拘束する。（第8条第1項）

国民投票は、国会の任務及び権限に属する事項をテーマとすることができる（第8条第2項）が、基本法の改正、予算、税法、選挙法等、例外的に国民投票のテーマとすることができない事項が列挙されている（同条第3項）。

国民投票が有効に成立するには、有権者の過半数の参加が必要とされる（第8条第4項）。

旧憲法下では、諮問的国民投票及び国民発案⁶⁴の制度が設けられていたが、基本法では、これらの制度は廃止された⁶⁵。

(3) 行政

(i) 政府

政府は、首相及び大臣によって構成される（第16条第1項）。首相は、大統領の提案に基づき、国会により総議員の過半数の賛成で選出される（同条第3項及び第4項）。形成されつつある慣習によれば、提案の前に大統領は、全ての国会の会派の長の意見を聴くことになっ

⁶⁰ 枢要法とは、ハンガリー法の伝統では、国家の活動の最も重要な規則を集めたものを意味していたという。基本法の起草者も、こうした伝統的な用法から若干の意味の変更を行ったことを認めている。Ablonczy, *op.cit.*(6), pp.82-83; 英訳 pp.90-91.

⁶¹ 1989年6月に開催された会議であり、復活した有力旧政党を含む在野勢力「反対派円卓会議」、改革派主導のハンガリー勤労者党（共産党）、労働組合等社会諸団体の3勢力が参加した。

⁶² Küpper, *op.cit.*(36), p.246.

⁶³ 基本法の条文では「命ずる」としか書かれていないが、次のコンメンタールでは明確にこの場合の国民投票は義務的な性格を有すると解説されている。Árva, *op.cit.*(50)（第8条のコンメンタールの箇所）。この条文に限らず、動詞に特に義務を表す語（*kell*や*köteles*等）が付されていないと、文脈によって義務と解するのがハンガリーの法文の伝統的な書き方であるようである。例えば、Balázs Szabolcs Gerencsér, “Special legal orders,” Csink et al., eds., *op.cit.*(17) 参照。

⁶⁴ 法定数の有権者による議案の発議が行われた場合に、国会にそれを審議することを義務付ける制度。

⁶⁵ その他、直接民主制に関する旧憲法下の制度と基本法の下での制度の相違については、次の文献を参照。Zoltán Tibor Pállinger, “Direkte Demokratie und das Grundgesetz,” Bos und Pócza, *op.cit.*(36), pp.282-283.

ている⁶⁶⁾。大臣は、首相の提案に基づき、大統領が任命する（同条第7項）。

首相の不信任の動議は、国会議員の5分の1以上により提出することができるが、その際には、後任の首相候補者を提案しなければならない。いわゆる建設的不信任の制度であるが、この動議が可決されるためには、総議員の過半数の票が必要とされる。（第21条第1項及び第2項）

また、首相は、その発案により、自らの信任の投票を国会に提案することができる。この場合において、総議員の過半数が首相を支持しなかったときは、首相は辞任しなければならない。（第21条第3項及び第20条第2項c)号）

そのほか、首相は、政府の提案についての投票を自らの信任投票に結び付けることができる（第21条第4項）。この場合において、政府の提案が支持されなかったときは、首相に対する不信任の表明となる（同項）。政府の提案が支持されなかったときであるため、この場合の不信任の表明は、通常法律案であれば、出席議員の過半数（第5条第6項）、枢要法の案であれば、出席議員の3分の2（T)条第4項）の支持が得られなかったときということになる⁶⁷⁾。

(ii) 独立規制機関

第15条第1項は、基本法又は法規が明示的に他の機関のものと定めていない限り、行政権は政府に属すると規定しているが、基本法上、その例外として定められているのが、独立規制機関（*önálló szabályozó szerv*）である。

独立規制機関は、行政権の範囲に属する一定の任務及び権限の遂行及び行使のために、枢要法により国会が設置する機関である（第23条第1項）。設置は国会の権限であるが、その長は、首相又は大統領により任命される（同条第2項）。独立規制機関は、枢要法に定められた事項について、命令を制定する権限を有するが、その命令は、法律、政府の命令、首相の命令、大臣の命令及びハンガリー国立銀行総裁の命令に反してはならない（同条第4項）。独立規制機関は、政府の指揮命令には服さず、国会に対し説明責任を有する⁶⁸⁾。独立規制機関の例としては、国民データ保護情報自由庁（前述1(2)(iii)参照）、ハンガリー・エネルギー・公共施設規制庁（*Magyar Energetikai és Közmű-szabályozási Hivatal*）がある。

(4) 司法

(i) 裁判所

ハンガリーには大きく分けて5種類の通常裁判所が存在する。すなわち、郡裁判所（*járásbíróság*）、行政・労働裁判所（*közigazgatási és munkaügyi bíróság*）、地方裁判所（*törvényszék*）、地方控訴裁判所（*ítélőtábla*）及びクーリア（最高裁判所）（*Kúria*）⁶⁹⁾である。このうち、基本法に明記されているのは、クーリアのみである（第25条）。

郡裁判所は、行政・労働裁判所及び地方裁判所が管轄する事件以外の第1審を審理する。

⁶⁶⁾ Tóth, *op.cit.*(3), p.809.

⁶⁷⁾ Norbert Kis and Ákos Cserny, “The government and public administration,” Csink et al., eds., *op.cit.*(17)

⁶⁸⁾ *ibid.*

⁶⁹⁾ 基本法は、1949年憲法施行前の最高裁判所の呼称である*Kúria*を復活させた。後掲の翻訳では、1949年憲法下の呼称である最高裁判所（*Legfelsőbb Bíróság*）と区別するため、*Kúria*については、「クーリア」とし、*Legfelsőbb Bíróság*については、単に「最高裁判所」とした。

行政・労働裁判所は、行政の決定を審査する事件、雇用関係等に関する事件を審理する。地方裁判所は、郡裁判所及び行政・労働裁判所の判決の控訴審を担当するほか、3000万フォリント（1320万円⁽⁷⁰⁾）以上の訴訟額の事件、殺人、スパイ、テロリズムなどの重大な犯罪が問題となっている事件等の第1審を担当する。地方控訴裁判所は、郡裁判所又は地方裁判所の判決に対する上訴を審理する。クーリアは、地方裁判所又は地方控訴裁判所の判決に対する上訴を審理する最上級の裁判所である。111の郡裁判所、20の行政・労働裁判所、20の地方裁判所、5つの地方控訴裁判所が存在する。⁽⁷¹⁾

裁判官は、全国裁判所庁長官（Országos Bíróági Hivatal elnöke）の提案に基づき（「裁判所の組織及び管理に関する2011年法律第161号」第76条第5項b号）、大統領が任命する（第9条第3項k号及び第26条第2項）。全国裁判所庁長官は、大統領の提案に基づき、裁判官の中から9年の任期で国会によって総議員の3分の2以上の多数により選出され（第1条第2項e号及び第25条第6項）、裁判所の管理の中心的な任務を遂行する（同条第5項）。全国裁判所庁長官の管理の活動は、全国裁判官評議会（Országos Bírói Tanács）によって監視される（2011年法律第161号第103条第1項a号）。全国裁判官評議会は、クーリア長官のほか14人の裁判官（任期6年（同法第102条））から成る（同法第88条第3項）。14人の裁判官については、現在、地方控訴裁判所から1人、地方裁判所から5人、郡裁判所から7人、行政・労働裁判所から1人の裁判官が選出されている⁽⁷²⁾。

(ii) 憲法裁判所

(a) 構成

憲法裁判所は、15人の裁判官により構成される。その裁判官は、国会が総議員の3分の2以上の多数により12年の任期で選出する。憲法裁判所の長官は、その裁判官の中から国会が総議員の3分の2以上の多数により選出する。（第24条第8項）

(b) 権限

(ア) 法律の基本法適合性の事前審査

既に(2)(ii)(a)で述べたとおり、憲法裁判所は、国会で可決されたが大統領によって署名されていない法律⁽⁷³⁾について基本法適合性の審査を行うことができる。この場合、審査を提案する権限を有するのは、①法律案の提出者、政府若しくは議長又は②大統領であり、①の場合には、これらの者の提案を受けて、国会が審査を要求すべきかどうかを決定する（第6条第2項）。②の場合、大統領は、①の場合の審査が行われていないときに限り、審査を要求することができる（同条第4項）。

(イ) 法規等の基本法適合性の事後審査

(α) 付随的違憲審査

憲法裁判所は、裁判官の提案による法規の基本法適合性の審査のほか、憲法訴願に基づく法規又は裁判所の判決の基本法適合性の審査を行う（第24条第2項b）～d号）。

裁判官は、自ら処理する事案において適用すべき法規が基本法に違反すると判断した場合に、裁判手続を中断して憲法裁判所に審査を求める（第24条第2項b号）、「憲法裁判所に

(70) 平成27年12月25日財務省告示第400号によるレートでの換算。

(71) 以上、司法組織に関する情報は、ハンガリーの裁判所ウェブサイト <<http://www.birosag.hu/>> による。

(72) *ibid.*

(73) 通常の法律のほか、可決された基本法又はその改正についても基本法の制定又は改正の手續面に限って基本法適合性の審査を行うことができる。後述Ⅲ参照。

関する2011年法律第151号」第25条)。

憲法訴訟には、次の3種がある。すなわち、①基本法違反の法規を裁判の手續において適用することにより、基本法で保障された権利を侵害されたと主張する者による訴え(第24条第2項c)号、2011年法律第151号第26条第1項)。②基本法違反の法規の適用等により裁判所の判決によらず直接当該権利を侵害されたと主張する者による訴え(第24条第2項c)号、2011年法律第151号第26条第2項)、③裁判所の判決により当該権利を侵害されたと主張する者による訴え(第24条第2項d)号、2011年法律第151号第27条)の3つである。

(β) 抽象的違憲審査

政府、国会議員の4分の1、クーリア長官、検事総長又は基本権擁護官(オンブズマンに相当)は、憲法裁判所に対し、法規の基本法適合性の審査を求める権限を有する(第24条第2項e)号)。

なお、旧憲法下で認められており、ハンガリーの憲法裁判の特色でもあった「民衆訴訟」の制度、すなわち、直接権利等を侵害されていない個人に対し、法規の違憲性の審査の訴訟を認める制度は廃止された。これに対しては、市民の憲法問題への関与を制限するものであるなど、批判的な意見が多く見られた⁽⁷⁴⁾。一方、この制度は、体制転換後の一定期間について、社会主義時代の違憲の法規を整理する機能を果たすという点でそれなりの意味があったが、近年では濫訴の傾向があつて、憲法裁判所自身も負担軽減の観点から廃止を求めていたという経緯もあり、こうした批判は当たらないとする見解もある⁽⁷⁵⁾。

(ウ) 法規の条約適合性の審査

憲法裁判所は、法規の条約適合性の審査を行う権限を有する(第24条第2項f)号)。基本法上、条約適合性の審査の要求権者についての規定はないが、2011年法律第151号第32条第2項によると、政府、国会議員の4分の1、クーリア長官、検事総長若しくは基本権擁護官が審査を求める場合又は裁判官が裁判手続を中断して審査を求める場合に、この審査が行われるとされている。

(エ) その他の権限

憲法裁判所には、上記のほか、国民投票の命令に関する国会の議決の審査(2011年法律第151号第33条)、大統領の免職(第13条第6項)、機関争訟の解決(2011年法律第151号第36条)、基本法に反して活動している「教会」の認定の撤回に関する意見付与(同法第34/A条。前述1(2)(iv)参照)、国会、その常任委員会、大統領、政府又は基本権擁護官の要求に基づく基本法の解釈(同法第38条)等の権限を有する。

また、憲法裁判所は、地方自治体の代議機関の活動が基本法に反しているかどうかについて意見を述べる権限を有し(2011年法律第151号第34条)、この意見を受けた政府の提案に基づき、国会は、基本法に反して活動している地方自治体の代議機関の解散を命ずる(第1条第2項g)号及び第35条第5項)。

(オ) 憲法裁判所の審査権限の制限

第37条第4項によると、憲法裁判所は、国の債務が国内総生産の半分を超えている間、予算、

(74) 例えば、Arato et al., eds., *op.cit.*(3), pp.477-478; Paul Blokker, *New democracy in crisis?: a comparative constitutional study of the Czech Republic, Hungary, Poland, Romania and Slovakia*, Milton Park, Abingdon, Oxon: Routledge, 2014, p.155; Fruzsina Gárdos-Orosz, "The Hungarian Constitutional Court in transition – from actio popularis to constitutional complaint," *Acta juridica hungarica*, 53(4), 2012, pp.302-315.

(75) Küpper, *op.cit.*(36), p.255.

税法等の財政法の基本法適合性の審査を原則として行うことができない。ただし、生命及び人間の尊厳に対する権利、個人データの保護に対する権利、思想、良心及び信教の自由に対する権利又はハンガリー国籍に関する権利との関連では、審査を行うことができる。

このように、財政状況に応じて審査権限を制限することに対しては、人権保障を弱める結果につながるかという懸念も示されている⁽⁷⁶⁾が、憲法裁判所は、過去の判例において人間の尊厳を広く解釈して違憲審査を行ってきたという経緯があるため、基本法下でも同様の手法が用いられるならば、上記のような制限はあまり意味を持たないと指摘する見解もある⁽⁷⁷⁾。

(5) 地方自治

ハンガリーの地方制度は、2層制となっている。F)条は、「ハンガリーの領土は、首都 (főváros)、県 (megye)、市 (város) 及び町 (község) から成る。」と規定しているが、ハンガリーの地方自治に関する2011年法律第189号の第3条第1項では、「地方自治の権利は、市町 (település) (市町自治体 (települési önkormányzat)) 及び県 (地域自治体 (területi önkormányzat)) の選挙人である市民の共同体に帰属する。」と規定している。同法同条第2項及び第3項では、「市町自治体」は、町、市、郡庁所在市 (járászékhely város)、県の権限を有する市 (megyei jogú város) 及び首都の地区 (fővárosi kerület) において運営され、首都の自治体は、「市町自治体」及び「地域自治体」であると規定されている。

地方自治体は、法律によって規律されていない地方の社会的関係の規制のため、又は法律で付与された委任に基づき、自治体の命令を制定する (第32条第2項)。自治体の命令は、他の法規に反してはならない (同条第3項)。自治体の命令は、公布後速やかに首都及び県の政府事務局に送付され、同事務局は、自治体の命令又はその何らかの規定が法規に反すると認める場合には、裁判所に自治体の命令の審査を提案することができる (同条第4項)。

地方の代議機関は、首長が指導する (第33条第2項)。首長及び地方の代議機関の議員は、住民の直接選挙により選ばれる (第35条第1項)。首長及び議員の任期は、5年である (同条第2項)。

国会は、憲法裁判所の意見を求めた後に提出された政府の動議に基づき、基本法に反して活動する代議機関を解散する (第1条第2項g)号及び第35条第5項)。

3 安全保障

(1) 軍隊

(i) 軍隊の任務

ハンガリー国防軍 (Magyar Honvédség) の基本的な任務は、ハンガリーの独立、領土の保全及び国境の軍事的な防衛、国際条約に由来する共同防衛及び平和維持の任務並びに国際法の規則に合致した人道的な活動の遂行である (第45条第1項)。その他、基本法では、ハンガリー国防軍は大災害の予防とその被害の処理等の活動に参加すると定められている (同条第3項)。

(76) Arato et al., eds., *op.cit.*(3), p.477.

(77) Lóránt Csink and Balázs Schanda, “The Constitutional Court,” Csink et al., eds., *op.cit.*(17)

(ii) 軍隊の出動

特別法秩序における（いわゆる緊急事態下の）軍隊の出動については、(3)で述べるが、それ以外の場合の軍隊の出動の手續等については、第47条に規定がある。同条における政府と国会の権限関係は、次のとおりである。

原則としてハンガリー国防軍の国内外での展開及び外国における駐留については、国会が決定権を有し、この場合、国会は出席議員の3分の2以上の多数により決定する。外国軍の国内での展開、国内からの撤収及び国内における駐留についても、国会が出席議員の3分の2以上の多数で決定する。ただし、欧州連合又はNATO（北大西洋条約機構）の決定に基づいてハンガリー国防軍及び外国軍を展開する場合には、政府が決定権を有する。この場合、政府は、速やかに国会に報告しなければならない。

(iii) 兵役義務

ハンガリー国民は、平時においては兵役義務を負わない。例外事態のとき又は予備的防衛状態（後述(3)(ii)及び(iv)参照）であって国会が決定したときに成人男性が兵役義務を負う（第XXXI条第3項）。

(2) 戦争状態の宣言及び講和

戦争状態の宣言及び講和について決定することは国会の権限である（第1条第2項h号）。戦争状態の宣言及び講和の決定には、総議員の3分の2以上の賛成が必要とされる（第48条第2項）。

戦争状態の宣言又は外国勢力による武装攻撃の直接的な危険、すなわち、戦争の危険の場合において、国会は、例外事態を布告し、国防評議会を設置する（第48条第1項a号）（(3)(ii)参照）。

国会が戦争状態の宣言等の決定を行うことに障害があるときは、大統領が行う（第48条第3項）。

(3) 特別法秩序

(i) 総説

特別法秩序とは、いわゆる緊急事態に適用される基本法の特別な規則である。ハンガリー基本法は、比較憲法的に見て、詳細な緊急事態条項を定めている。そこで類型化されている事態は、①例外事態（rendkívüli állapot）、②緊急事態（szükségállapot）、③予備的防衛状態（megelőző védelmi helyzet）、④予期しない攻撃（váratlan támadás）、⑤危険状態（veszélyhelyzet）の5つである。

いずれの事態であっても、第II条（生命及び人間の尊厳に対する権利）、第III条（拷問・非人間的な取扱いの禁止等）、第XXVIII条第2～6項（無罪の推定、防御権、遡及処罰の禁止、一事不再理等）を除く人権の保障を制限することができる（第54条第1項）。また、いずれの事態であっても、基本法の適用が停止されることはなく、憲法裁判所の活動が制限されることはない（同条第2項）。

各事態の布告の権限は、以下各項で述べるとおりであるが、布告の要件が消滅した場合には、布告を行った機関がその終了を決定する（第54条第3項）。例えば、例外事態の決定権限は国会にあるため、戦争が終結し、又は戦争の危機が消滅した場合には、国会により

例外事態の終了が決定される。

(ii) 例外事態

例外事態は、戦争状態の宣言下において又は戦争の危険のある状態の場合に布告される。

例外事態の布告は、国会の権限であり、総議員の3分の2以上の多数により行われる（第48条第1項a)号及び第2項）。国会が決定できない状態にある場合には大統領が布告する（同条第3項）。例外事態の間、国会は解散されることはなく、議員の任期も延長される（同条第7項）。例外事態が布告された場合には、国防評議会が設置される（同条第1項）。

国防評議会は、大統領により主宰され、国会の議長及び会派の長、首相、大臣並びに参謀本部議長により構成される（第49条第1項）。このうち、参謀本部議長は、議論に参加する権利のみを有する（同項）。国防評議会は、国会によって委任された権限、大統領の権限及び政府の権限を行使する（同条第2項）。ハンガリー国防軍の国内外での展開及び外国における駐留、外国軍の国内での展開、国内からの撤収又は国内への駐留に関する決定は、平時においては、国会又は政府が行う（前述(1)(ii)参照）が、例外事態の場合は国防評議会が行う（同条第3項）。その他、国防評議会は命令を制定し、一定の法律の適用を停止し、法律の規定を逸脱することができる（同条第4項）。この命令は、国会が効力を延長しない限り、例外事態の終了とともに失効する（同条第5項）。

(iii) 緊急事態

緊急事態は、合法的な秩序の破壊又は権力の排他的な獲得を目指す武装活動が行われている場合又は生命・財産を脅かす深刻な武装暴力行為が行われている場合に布告される。

緊急事態の布告は、国会の権限であり、総議員の3分の2以上の多数により行われる（第48条第1項b)号及び第2項）。国会が決定できない状態にある場合には大統領が布告する（同条第3項）。緊急事態の間、国会は解散されることはなく、議員の任期も延長される（同条第7項）。

警察力等で緊急事態に対処しきれない場合には、国会はハンガリー国防軍の使用を決定することができる（第50条第1項）⁽⁷⁸⁾。国会が決定できる状態にない場合には、大統領がハンガリー国防軍の使用について決定する（同条第2項）。

緊急事態の間、大統領は命令により例外的な措置を講じることができ、一定の法律の適用を停止し、法律の規定を逸脱することができる（第50条第3項）。大統領は、例外的措置について速やかに国会の議長に通知し、国会は、大統領の例外的な措置の適用を停止することができる（同条第4項）。例外的な措置は、国会が効力を延長しない限り30日間効力を有する（同条第5項）。この大統領の命令は、緊急事態の終了とともに失効する（同条第6項）。

(iv) 予備的防衛状態

予備的防衛状態は、国外からの武力攻撃の危険がある場合又は同盟の義務の履行のために、国会により一定期間布告される（第51条第1項）。この期間は、延長することもできるが、布告及び延長には、出席議員の3分の2の票が必要とされる（同条第2項）。

政府は、予備的防衛状態の布告を提案した後、ハンガリー国防軍等の活動に関する法律の規定から逸脱する措置を命令により講じることができる。政府は、この措置について、

(78) 第50条第1項には、決定の権限を有する機関は明記されていないが、第2項の規定からこれは国会であることが推定され、コンメンタールにもそのように記されている。Árva, *op.cit.*(50) (第50条のコンメンタールの箇所)

大統領及び国会の所管委員会に継続的に通知する。この措置の効力は、予備的防衛状態の布告が決定されるまで（最長でも60日間）と定められている。（第51条第3項）

予備的防衛状態が布告された後、政府は、当該状態の間、一定の法律の適用を停止し、法律の規定を逸脱し、その他の例外的な措置をとる命令を制定することができる（第51条第4項）。この命令は、予備的防衛状態の終了とともに失効する（同条第5項）。

(v) 予期しない攻撃

国外の武装集団により予期せず侵入された場合、政府は、攻撃の撃退等のため、緊急事態又は例外事態が布告されるまでの間、攻撃に比例する範囲内で必要な措置を講じなければならない（第52条第1項）。政府は、この措置について国会及び大統領に通知する（同条第2項）。予期しない攻撃の場合、政府は、一定の法律の適用を停止し、法律の規定を逸脱し、その他の例外的な措置をとる命令を制定することができる（同条第3項）。この命令は、予期しない攻撃の終了とともに失効する（同条第4項）。

(vi) 危険状態

危険状態は、大規模災害（自然災害又は産業災害）の場合に布告することができる（第53条第1項）。この場合、政府は、一定の法律の適用を停止し、法律の規定を逸脱し、その他の例外的な措置をとる命令を制定することができる（同条第2項）。この命令は、国会の授権を受けた政府が延長しない限り、15日間効力を有し（同条第3項）、危険状態の終了とともに失効する（同条第4項）。

III 憲法改正手続

1 総説

後述するように、ハンガリー基本法の改正手続は、実質的に国会のみで完結しており、国民投票は必要とされていない。基本法には、国民投票のテーマとすることができない事項として、基本法の改正を目的とする問題が掲げられており（第8条第3項a号）、国民投票の可能性は排除されている。

旧憲法では、国民投票及び国民発案に関する憲法の規定は国民投票の対象外であると規定されていたため、この規定の反対解釈として、それ以外の憲法の規定を国民投票の対象とすることができると読むことができた。しかし、1999年に憲法裁判所は、こうした解釈を否定し、憲法改正は、国会の排他的な権限であると判示した⁽⁷⁹⁾。基本法は、この憲法裁判所の解釈を明文化したものと言える。

2 手続の詳細

(1) 基本法改正案の提出

基本法の改正案を提出する権限を有するのは、大統領、政府、国会の委員会又は個々の国会議員である（S)条第1項）。

(79) 25/1999.(VII. 7.) AB határozat.

(2) 基本法改正案の審議及び可決

基本法改正案の審議手続は、通常法律案の審議手続とほぼ異なることはない⁸⁰⁾。可決の要件が、通常法律案又は枢要法案と異なっており、総議員の3分の2の票が必要とされている (S)条第2項)。

(3) 基本法改正の基本法適合性の審査

承認された基本法改正は、国会議長により5日以内に署名され、大統領に送付される。大統領は、受理から5日以内に送付された基本法改正に署名する。ただし、基本法改正が基本法に定められた手続上の要件を満たしていないと大統領が判断した場合には、大統領は憲法裁判所に基本法適合性の審査を要求することができる。(S)条第3項)

その他、憲法裁判所は、基本法の改正について、その公布から起算して30日以内に、政府、国会議員の4分の1、クーリア（最高裁判所）長官、検事総長又は基本権擁護官の申立てに基づき、その基本法適合性を手続上の要件の観点から審査することができる（第24条第5項b号）。

基本法の第4次改正までは、基本法改正の基本法適合性審査の可能性について基本法上に明文の規定はなかった。こうした明文の規定の不在にもかかわらず、憲法裁判所は、2012年の判決において、一定の状況下で自らが内容面も含めて基本法改正の基本法適合性の審査を行う意思を示した⁸¹⁾。しかし、基本法の第4次改正によりS)条及び第24条が改正され、基本法改正の基本法適合性の審査は手続面に限定されたため、憲法裁判所は内容面の審査権限を行使する可能性を失ったと言える⁸²⁾。

IV 結語 —最近の憲法的課題

1 基本法に対する制定時の批判

(1) 国内外からの批判

2011年の基本法制定後、基本法の制定過程及び内容に対する厳しい批判が国内外から起こった。制定過程については、審議期間の短さのほか、野党が起草に関与せず、コンセンサスを欠くプロセスで草案が作成された点等が批判された。内容面については、民族中心的でキリスト教の価値観を反映していて価値中立的でない点、個人の自律を尊重していない点、憲法裁判所の権限を制限している点及び枢要法を利用して与党寄りの社会・経済政策を固定することができる点など民主主義的立憲主義のスタンダードを満たしていないという批判がなされた⁸³⁾。また、基本法は、ほとんどのハンガリーの憲法学者の抗議に反して制定されたとも言われている⁸⁴⁾。内容に関する個別的な批判については、次項で述べる

⁸⁰⁾ Árvai, *op.cit.*(50) (S)条のコメントの箇所)。細則に関わる若干の相違として、討論を行わずに議決することができる特別手続を基本法改正案等に適用することを禁ずる議事規則第61条第4項a)号等を用いることができる。

⁸¹⁾ 45/2012.(XII. 29.) AB határozat. 英訳については、ハンガリー憲法裁判所ウェブサイト <http://www.mkab.hu/letoltesek/en_0045_2012.pdf> を参照。

⁸²⁾ 第4次基本法改正後に、基本権擁護官が実質的に第4次改正の内容面の基本法適合性の審査を求める申立てを行ったが、憲法裁判所は、自らに内容面の審査の権限はないとして、訴えを退けた。12/2013.(V. 24.) AB határozat.

⁸³⁾ 例えば、Halmai, *op.cit.*(59), pp.145-156; Arato et al., eds., *op.cit.*(3), pp.455-489.

⁸⁴⁾ Jakab és Sonnevend, *op.cit.*(5), p.153.

ヴェニス委員会の指摘事項に譲ることにするが、我が国においても、基本法に批判的な論考⁸⁵⁾が発表されているため、その批判の概要をごく簡単に紹介する。この論考によれば、この基本法は、体制転換による経済的恩恵を享受できなかった一般国民の不满をポピュリストティックに利用し、社会保障における自己責任の強調や民族を中心にした国民概念など新保守主義の立場から制定された反リベラルデモクラシー的な憲法であると評価されている。

一方、こうした欧州のスタンダードからの逸脱を指摘する批判に対し、ハンガリーは、基本法制定後も、基本的には1989年以降ドイツをモデルにして構築した国家構造を維持しており、欧州連合の基準から見ても、ハンガリーは法治国家であり、民主主義国家として存続していると評価する論者もある⁸⁶⁾。また、人権の面でも、基本法は、欧州人権条約をほとんどそのまま受け入れている箇所もあり、欧州の価値観に反するとまでは言えないと主張する論者もある⁸⁷⁾。

(2) ヴェニス委員会の批判

ヴェニス委員会（正式名称「法による民主主義のための欧州委員会」）は、欧州評議会⁸⁸⁾の諮問機関であり、東欧諸国の憲法改革に対し、数々の支援活動を行ってきた機関である⁸⁹⁾。そのヴェニス委員会が、2011年6月、ハンガリー基本法に関する意見書⁹⁰⁾を公表した。以下、この意見書における主な批判点を8項目にまとめて紹介する。

(i) 枢要法の多用

家族に関する立法、社会政策・財政政策に関しては、通常の立法によって柔軟に対応すべきである、新憲法はこれらの分野に関する立法まで枢要法の規律対象としている（前述Ⅱ2(2)(iii)参照）が、このように特別多数の必要な立法分野を拡大すると、立法者の選択における国民の意見の表明の機会としての選挙の意味がなくなるのではないかとヴェニス委員会は評価した⁹¹⁾。

(ii) 「歴史的な憲法」の曖昧さ

ヴェニス委員会は、憲法上定義のない「歴史的な憲法」という曖昧な概念を憲法解釈の基準とするR)条に対する懸念を表明した⁹²⁾（前述Ⅰ2参照）。

(iii) 基本法制定の背理

民族の信条は、1949年憲法を無効であると宣言しているが、この憲法に基づき制定された法令は全て無効となるのか、この憲法に基づいて設置されていた機関である国会は、そ

85) 水島朝徳・佐藤史人「試練に立つ立憲主義—2011年ハンガリー新憲法の「衝撃」(1) (2・完) —」『比較法学』46巻3号, 2013, pp.39-83; 47巻1号, 2013, pp.1-52.

86) Máté Szabó, “Weimarisierung in Ungarn? Institutionelle Vorbilder der deutschen Demokratien für das ungarische Grundgesetz ohne entsprechende politische Kultur bzw. Verfassungskultur,” Bos und Pócza, Hrsg., *op.cit.* (36), pp.200-201.

87) Kálmán Pócza, “Kontroverse Verfassunggebung mit Kompromisslösung? Text und Kontext des ungarischen Grundgesetzes,” *ibid.*, p.216.

88) 人権、民主主義、法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関として、1949年フランスのストラスブールに設立された機関。ハンガリーは1990年に加盟した。

89) ヴェニス委員会の活動等については、次の文献を参照。山田邦夫「欧州評議会ヴェニス委員会の憲法改革支援活動—立憲主義のヨーロッパ規準—」『レファレンス』683号, 2007.12, pp.46-65. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_998387_po_068303.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

90) Venice Commission, *op.cit.* (24)

91) *ibid.*, paras. 24 and 131.

92) *ibid.*, para. 29.

の正統性を失うのか、そのような国会は新憲法を制定することができるのか、という疑問をヴェニス委員会は提示した⁹³⁾。

(iv) 前文の宣言の主体

新憲法の前文⁹⁴⁾は、「ハンガリー民族 (nation)」⁹⁵⁾の名において宣言されているが、憲法において用いられるべき主語としては、「ハンガリー国民 (citizen)」の方が適当であるとヴェニス委員会は指摘した⁹⁶⁾。

(v) 死刑・終身刑

ヴェニス委員会は、死刑廃止に関する明文の規定がないのが遺憾であるとし、第IV条に規定する仮釈放のない終身刑は、もし軽減の余地がないものであるとすると、欧州の人権標準に対応するものではないと批判した⁹⁷⁾ (この点については、II 1(2)(i)及び(ii)も参照)。

(vi) 司法

裁判官の定年を70歳から年金受給年齢 (基本法制定時では62歳) に引き下げる基本法第26条第2項の規定は、経験豊かな裁判官約300名を退職に追い込むものであり、裁判所の活動能力と法的安定性を損ね、裁判官の構成に不当な影響を及ぼしかねないという懸念をヴェニス委員会は示した⁹⁸⁾。

(vii) 憲法裁判所

憲法裁判所により違憲とされた法律を議会が再審議を経て可決した場合、その法律について再び憲法裁判所による審査を求めることができるが、その場合、憲法裁判所は10日以内に決定を下さなければならないことになっている (第6条第8項)。ヴェニス委員会は、この期間の短さについて懸念を示した⁹⁹⁾。

また、国の債務が国内総生産の半分を超えている間、予算、税法等の財政法の基本法適合性の審査を一部の権利の観点からしか行うことができないとされている (第37条第4項) が、差別されない権利、不当に財産を剥奪されない権利といった観点からも、これらの法律の違憲性を審査する必要があると、ヴェニス委員会は評価した¹⁰⁰⁾。

(viii) 予算評議会

II 2(2)(ii)(b)で述べたように、予算案に関しては、予算評議会の同意が必要とされている。ヴェニス委員会は、国会のほかに、公選ではない構成員を含む予算評議会に予算の拒否権を付与することの問題点を指摘した¹⁰⁰⁾。

その他、2012年3月に、ヴェニス委員会は、基本法そのものではないが、司法に関する基

93) *ibid.*, para. 35.

94) ヴェニス委員会は「民族の信条」ではなく「前文 (Preamble)」と言っているので、そのままの表現とした。

95) 原語では「nemzet」である。この言葉は「国民」と訳すこともできるが、以下の翻訳では、原則として、全て「民族」と訳した。その理由は、民族の信条で、「我々、ハンガリー民族 (nemzet)」と「我々とともに生活する諸民族 (nemzetiségek)」とを区別していることなどである。なお、「nemzetiség(ek)」についても訳語の問題がある。辞書上は「少数民族」という語釈もあり、この訳語の方が意味的に明確になると思われるが、起草者によると、多数派、少数派という対比は不相当であるとの判断から、あえて「民族的少数派 (etnikai kisebbség)」という用語を用いなかったと言う。Ablonczy, *op.cit.*(6), p.117; 英訳 p.129. こうした経緯を踏まえ、以下の翻訳では「諸民族」とした。

96) Venice Commission, *op.cit.*(24), para. 40.

97) *ibid.*, paras. 68-69.

98) *ibid.*, para. 108.

99) *ibid.*, para. 100.

100) *ibid.*, paras. 122-127. (財政状況と人権の問題については、ほかにpara. 51を参照。)

101) *ibid.*, para. 129.

本法の規定を具体化する2つの立法（「裁判官の法的地位及び報酬に関する2011年法律第162号」及び「裁判所の組織及び管理に関する2011年法律第161号」）に関する意見書を公表した⁽¹⁰²⁾。この意見書では、定年の引下げのほか、全国裁判所庁長官の権限についての問題点も指摘されたが、この点に関しては後述の2(1)(viii)で紹介することとする。

2 第4次基本法改正に対する批判

(1) ヴェニス委員会の批判

2013年3月に、基本法の比較的規模の大きい第4次改正が行われた⁽¹⁰³⁾。改正又は挿入された条の数は、17に上った。これらの中には、憲法裁判所によって基本法違反とされた下位法令の規定の内容を基本法に挿入する改正も幾つかあったこともあり、立憲主義や権力分立の観点から国内の学者⁽¹⁰⁴⁾、有力な市民団体⁽¹⁰⁵⁾の強い批判を浴びることとなった⁽¹⁰⁶⁾。

国外からも批判の声が上がった。そのうち、ヴェニス委員会の意見書⁽¹⁰⁷⁾、欧州議会の決議⁽¹⁰⁸⁾を代表的なものとして挙げることができる。前述1(2)でヴェニス委員会の見解を取り上げたため、ここでも批判的見解の代表として、同委員会の見解の要点を紹介することにしたい。

なお、(2)で述べるように、これらの批判を受けて、基本法の第5次改正が行われた。

(i) 家族の定義

第4次改正により、L)条第1項に「家族関係の基礎は、結婚又は親子関係である」という第2文が追加された。これは、2012年の憲法裁判所の判決により基本法違反とされた⁽¹⁰⁹⁾「家族の保護に関する2011年法律第211号」第7条による家族の定義を基本法上の規定とするものであった。

⁽¹⁰²⁾ Venice Commission, *Opinion on Act CLXII of 2011 on the legal status and remuneration of judges and Act CLXI of 2011 on the organisation and administration of courts of Hungary* (Opinion 663/2012), CDL-AD(2012)001. 2012.3.19. <[http://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-AD\(2012\)001-e](http://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-AD(2012)001-e)>

⁽¹⁰³⁾ それ以前に行われた3回の改正の主な内容は、次のとおりである。第1次改正（2012年6月）：①「ハンガリー基本法の経過規定（2011年12月31日）」（後掲注⁽¹⁰³⁾参照）が基本法の一部を構成するという規定の追加、②大統領経験者の法的地位の詳細な規則及び報酬について枢要法で定めるという規定の追加。第2次改正（2012年11月）：「ハンガリー基本法の経過規定（2011年12月31日）」への選挙権の行使に必要とされる選挙人名簿への登録に関する規定の追加（したがって、基本法本体の改正ではない）。第3次改正（2012年12月）：現行のP)条第2項の追加。

⁽¹⁰⁴⁾ Gábor Halmaj and Kim Lane Scheppele, eds., *Amicus Brief for the Venice Commission on the fourth amendment to the Fundamental Law of Hungary*, April, 2013. Fundamentum website <http://www.fundamentum.hu/sites/default/files/amicus_brief_on_the_fourth_amendment.pdf>; Keno Verseck, “Umstrittene Verfassungsänderung: Ungarn verabschiedet sich vom Rechtsstaat,” Spiegel Online, 2013.3.11. <<http://www.spiegel.de/politik/ausland/orbans-verfassungsänderung-ungarns-gefährlicher-weg-a-887996.html>>

⁽¹⁰⁵⁾ Eötvös Károly Policy Institute, “Main concerns regarding the fourth amendment to the Fundamental Law of Hungary,” 2013.2.26. <http://tasz.hu/files/tasz/imce/appendix_1_main_concerns_regarding_the_4th_amendment_to_the_fundamental_law_of_hungary.pdf>

⁽¹⁰⁶⁾ Judit Zeller, “Nichts ist so beständig ...: Die jüngsten Novelle des Grundgesetzes Ungarns im Kontext der Entscheidungen des Verfassungsgerichts,” *Osteuropa Recht*, 59(3), 2013, pp.320-321.

⁽¹⁰⁷⁾ Venice Commission, *Opinion on the fourth amendment to the Fundamental Law of Hungary* (Opinion 720/2013), CDL-AD(2013)012, 2013.6.17. <[http://www.venice.coe.int/webforms/documents/?pdf=CDL-AD\(2013\)012-e](http://www.venice.coe.int/webforms/documents/?pdf=CDL-AD(2013)012-e)>

⁽¹⁰⁸⁾ *Situation of fundamental rights: standards and practices in Hungary* (European Parliament resolution of 3 July 2013 on the situation of fundamental rights: standards and practices in Hungary (pursuant to the European Parliament resolution of 16 February 2012))(2012/2130(INI)). <<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+TA+P7-TA-2013-0315+0+DOC+PDF+V0//EN>>

⁽¹⁰⁹⁾ 2011年法第7条は、家族の基礎を「男女の結婚、1親等の親戚関係又は養子による保護関係（családba fogadó gyámság）」であると規定していた。憲法裁判所は、この定義が基本法に規定する家族の概念を狭く解釈するものであるとして違憲の判断を下した。43/2012.(XII. 20.) AB határozat.

ハンガリー政府がヴェニス委員会に行った説明では、この規定は、家族関係の基礎を定義したものであって、家族そのものを定義するものではなく、この規定があるからといって広い意味での家族関係に対する法的保護を排除するものでないとされた⁽¹¹⁰⁾。

これに対し、ヴェニス委員会は、欧州人権裁判所は、欧州人権条約第8条⁽¹¹¹⁾を広く解釈して家族生活に対する権利も保障するようになってきていることを指摘した⁽¹¹²⁾。

(ii) 「教会」の認定

既にII 1(2)(iv)で述べたように、国会に「教会」の認定の権限を付与する法律の規定が違憲と判断されたことを受け、第4次改正では、「教会」の認定に関する権限が基本法上明記されることとなった。

ハンガリー政府は、国会によって「教会」として認定されなかった宗教団体であっても、神学上は「教会」として活動することは可能であり、特別な法的地位も得ることができるとヴェニス委員会に説明した⁽¹¹³⁾。

しかし、ヴェニス委員会は、宗教の自由の領域において、国は、その規制権限を行使するに際して、中立であり、公平でなければならないとする欧州人権裁判所の判決を引き、ハンガリー政府の説明に疑念を示した⁽¹¹⁴⁾。

(iii) 選挙広告の制限

第4次改正により、表現の自由に関する第IX条に第3項として、選挙運動期間における民間放送局による政治的広告の禁止の規定が追加された。この改正も、憲法裁判所により基本法違反であると判断された⁽¹¹⁵⁾法律の規定を基本法上の規定とするものであった。

ハンガリー政府は、この改正は選挙運動に関する費用の削減と機会の均等の創出を目的とするものであると、ヴェニス委員会に説明した⁽¹¹⁶⁾。

これに対し、商業メディアによる政治的広告の禁止は、野党がその見解を効果的に放送する機会を奪うことになるとヴェニス委員会は批判した⁽¹¹⁷⁾。

(iv) 表現の自由の制限

第4次改正により、表現の自由に関する第IX条に、「ハンガリー民族又は民族、種族、人種若しくは宗教の共同体の尊厳」を傷付ける言論を規制する内容の第5項が追加された。

ハンガリー政府は、改正の背景として、近年、公開の討論において、民族、種族、人種又は宗教の共同体、特にユダヤ人とロマの共同体を侮辱する言明が多くなっていることを指摘している⁽¹¹⁸⁾。

ヴェニス委員会は、こうしたハンガリー政府の意図は評価しつつも、「ハンガリー民族の

⁽¹¹⁰⁾ Venice Commission, *Background document on the fourth amendment to the Fundamental Law of Hungary*, CDL-REF(2013)019, 2013.4.24, p.3. <[http://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-REF\(2013\)019-e](http://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-REF(2013)019-e)>

⁽¹¹¹⁾ その第1項は次のように規定している。「全ての者は、その私生活、家族生活、住居及び通信の尊重を受ける権利を有する」奥脇直也・岩沢雄司編集代表『国際条約集 2015年版』有斐閣, 2015, p.369.

⁽¹¹²⁾ Venice Commission, *op.cit.*⁽¹⁰⁷⁾, para. 20.

⁽¹¹³⁾ Venice Commission, *op.cit.*⁽¹¹⁰⁾, p.15.

⁽¹¹⁴⁾ Venice Commission, *op.cit.*⁽¹⁰⁷⁾, para. 34.

⁽¹¹⁵⁾ 1/2013.(I. 7.) AB határozat. 英訳については、ハンガリー憲法裁判所ウェブサイト <http://www.mkab.hu/letoltések/en_0001_2013.pdf> を参照。

⁽¹¹⁶⁾ Venice Commission, *op.cit.*⁽¹¹⁰⁾, p.16.

⁽¹¹⁷⁾ Venice Commission, *op.cit.*⁽¹⁰⁷⁾, para. 45.

⁽¹¹⁸⁾ Venice Commission, *op.cit.*⁽¹¹⁰⁾, p.18.

尊厳」を傷付ける言論の定義が不明確であるため、ハンガリーの公的機関、公職者に対する批判も規制の対象となりかねないとの懸念を表明した⁽¹¹⁹⁾。

(v) 大学の自治

第4次改正により、第X条第3項に第3文が追加され、政府が国立の高等教育機関の財政運営規則を法律の範囲内で決定し、その運営を監視することが規定された⁽¹²⁰⁾。

ハンガリー政府は、公金の効率的な運用の目的で、このような規定を設けたが、研究と教育の自由が優先することを損なうものではないとヴェニス委員会に説明した⁽¹²¹⁾。

これに対し、ヴェニス委員会は、大学の財政的規律は通常法律で定められるのが通例であり、憲法レベルの規定にすると憲法裁判所の審査が及ばなくなるという懸念を表明した⁽¹²²⁾。

(vi) 教育助成に対する条件付与

第4次改正により、第XI条に第3項が追加され、一定期間ハンガリー企業で就業することなどを法律により教育への助成の条件とすることを可能とする規定が設けられた。これは、職業選択の自由を保障する第VII条の観点から、こうした条件を付すことに違憲の疑いを表明した憲法裁判所の判決⁽¹²³⁾を受けたものとされる⁽¹²⁴⁾。

ハンガリー政府は、助成を受けた学生が一定期間内に償還することを条件に国外で就職することも認めていること、憲法裁判所が違憲としたのは、政府の命令という下位のレベルの法令で規律したことであって、規律の内容に対する判断ではないことなどをヴェニス委員会に説明した⁽¹²⁵⁾。

これに対し、ヴェニス委員会は、(v)と同様に、法律レベルで規定される内容であり、憲法レベルの規定にすると憲法裁判所の審査が及ばなくなるという懸念を表明した⁽¹²⁶⁾。

(vii) ホームレスの扱い

第4次改正により、第XXII条に第2項及び第3項が追加され、人にふさわしい居住の条件の創出に関する国及び地方自治体の努力目標規定（第2項）とともに、生活しているかのように行われている公共空間への滞在を違法とすることができる規定（第3項）が追加された。第3項の規定は、憲法裁判所によって基本法違反とされた法律の規定⁽¹²⁷⁾の内容に若干の修正を加えたものであった。

ハンガリー政府は、ホームレスを犯罪化し、禁止することがこの改正の目的ではないこと、

⁽¹¹⁹⁾ Venice Commission, *op.cit.*(107), paras. 50 and 53.

⁽¹²⁰⁾ この規定は、憲法裁判所の判決（62/2009.(VI. 16.) AB határozat）に対する反応で設けられたとされている。*ibid.*, para. 55; Imre Vörös, “The constitutional landscape after the fourth and fifth amendments of Hungarian Fundamental Law,” *Acta juridica hungarica*, 55(1), 2014, p.7.

⁽¹²¹⁾ Venice Commission, *op.cit.*(110), p.20.

⁽¹²²⁾ Venice Commission, *op.cit.*(107), para. 57.

⁽¹²³⁾ 32/2012.(VII. 4.) AB határozat.

⁽¹²⁴⁾ Vörös, *op.cit.*(120), p.7.

⁽¹²⁵⁾ Venice Commission, *op.cit.*(110), p.21.

⁽¹²⁶⁾ Venice Commission, *op.cit.*(107), para. 61.

⁽¹²⁷⁾ 公共空間を居住の目的でその本来の用法と異なる方法で使用する事又は居住のために使用される動産を公共空間に保管することが軽犯罪を構成する旨を規定する「軽犯罪、軽犯罪手続及び軽犯罪登録制度に関する2012年法律第2号」第186条の規定。憲法裁判所は、そのような公共空間の使用等については、犯罪化する理由、保護すべき法益・利益が不明であり、基本法の基準を満たさないことなどを理由に同条を基本法違反と判断した。また、憲法裁判所は、ホームレスは、意識的で自由な決断ではなく、強いられた状態である、ホームレスは社会問題であって、処罰によって対処する問題ではない、とも述べた。38/2012.(XI. 14.) AB határozat.

公共の秩序及び安全、公衆衛生並びに文化的価値のために必要な場合にのみ、特定の領域への常習的な居住を禁じることができるとするだけであるということをヴェニス委員会に説明した⁽¹²⁸⁾。

これに対し、ヴェニス委員会は、規制の基準の不明確さ及び憲法レベルの規定にすることにより憲法裁判所の審査が及ばなくなることへの懸念を表明した⁽¹²⁹⁾。

(viii) 司法

第4次改正により、第25条に新たに全国裁判所庁長官の職務に関する規定が追加され、同長官は裁判所の管理の中心的な任務を遂行すると規定された。また、第27条第4項が追加され、同長官が迅速な裁判の権利の実現及び裁判所の負担の均等化のために、通常管轄すべき裁判所とは別の裁判所に事件の処理を管轄させることができることとなった⁽¹³⁰⁾。

ハンガリー政府は、第25条の改正については、通常法律の規定を基本法の規定としただけであり、現状を変更するものではないこと、裁判所の効率的な運営のために、行政的な権限と職業的な権限を分離し、前者を全国裁判所庁長官に、後者を全国裁判官評議会の長に割り当てたということをヴェニス委員会に説明した。第27条の改正については、迅速な裁判の権利の実現及び裁判所の負担の均等化という目的を説明するとともに、他の裁判所の指定については慎重な手続が予定されていることを紹介した。⁽¹³¹⁾

ヴェニス委員会は、2012年3月の司法に関する立法についての意見書の段階で、全国裁判所庁長官の広範な権限等について懸念を表明したにもかかわらず、それを無視した上で、裁判官の自治組織である全国裁判官評議会については基本法上規定がないにもかかわらず、あえて全国裁判所庁長官の職務に関する規定を基本法に設けたことに遺憾の意を表明した⁽¹³²⁾。また、事件を別の裁判所に移送させる同長官の権限については、法の支配にとって本質的である法律に定める裁判官による裁判の原則に合致しないと強く非難した⁽¹³³⁾。

(ix) 憲法裁判所

第4次改正では、憲法裁判所について様々な点が改正された。そのうちの主なものの概要は次のとおりである。①基本法施行前の憲法裁判所の裁判の効力が失われることとなった(末尾規定及び雑則第5条)。②基本法の改正の手続面での基本法適合性の審査が可能となった(第24条第5項)。③クーリア(最高裁判所)長官と検事総長に抽象的違憲審査の申立権が認められることとなった(同条第2項e)号)。

これらの点に関するハンガリー政府の説明は、次のとおりである。①この改正は、判決によってもたらされた法的効果を否定するものではない。また、憲法裁判所が基本法の規定に基づいて旧憲法下の判決と同一の結論に至ることも否定しない。ただ単に、旧憲法の下

⁽¹²⁸⁾ Venice Commission, *op.cit.*(110), pp.22-23.

⁽¹²⁹⁾ Venice Commission, *op.cit.*(107), para. 65.

⁽¹³⁰⁾ この規定は、2011年12月30日に制定された「ハンガリー基本法の経過規定(2011年12月31日)」(以下「経過規定」という。)第11条第3項とほぼ同一の内容であり、ヴェニス委員会は、2012年3月の意見書(Venice Commission, *op.cit.*(102))の段階で既にこの規定内容を批判していた。この規定に見られるように、「経過規定」は、単なる経過規定以上の規定を含んでいたことなどから、憲法裁判所により基本法違反とされた(*op.cit.*(79))。基本法の第4次改正により、「経過規定」は失効することとなり、大部分の内容が基本法の本則及び「末尾規定及び雑則」に組み込まれた。

⁽¹³¹⁾ Venice Commission, *op.cit.*(110), pp.24-25, 28-29.

⁽¹³²⁾ Venice Commission, *op.cit.*(107), paras. 68-69.

⁽¹³³⁾ *ibid.*, para. 74.

で発展した判例に拘束されないで新たな議論を展開するよう自由度を高めただけである⁽¹³⁴⁾。
②改正前の基本法は、基本法改正の基本法適合性の審査の可能性について言及していなかったため、手続面での基本法適合性の審査を認めたことは、憲法裁判所の新たな権限の創出となる⁽¹³⁵⁾。③この改正の目的は、司法制度の最も重要な参画者に違憲審査を要求する権限を与えることである⁽¹³⁶⁾。

これに対し、ヴェニス委員会は次のような見解を述べた。①憲法裁判所の判例は、憲法裁判所のみならず、通常裁判所も依拠する先例であるから、その効力を否定することは法的安定性を損なう⁽¹³⁷⁾。②憲法裁判所は、2012年の判決で、内容面での審査の可能性について言及している。また、一定の場合に憲法改正の内容面の合憲性審査の可能性を認める傾向が世界的に存在する。したがって、この改正を憲法裁判所の権限の拡大と見ることはできない⁽¹³⁸⁾。③クーリア長官と検事総長を政争に巻き込むおそれがある⁽¹³⁹⁾。

(x) 特別税

第4次改正により、国の債務が国内総生産の半分を超えている場合であって、憲法裁判所、欧州連合司法裁判所等の判決により、国が予算では賄えない支払義務を負う結果となったときに、その支払の目的に限定し、分担金を課さなければならないとする規定が追加された。

ハンガリー政府は、これは財政的に困難なときに限って課される税であり、政府が予期できない支出は、何らかの収入により埋め合わせられなければならない、この規定がなくとも議会はいつでも新たな税を設ける権限を持っているのであるから、この改正により特別な権限が付与されるわけではない、とヴェニス委員会に説明した⁽¹⁴⁰⁾。

これに対し、ヴェニス委員会は次のような懸念を表明した。判決の結果が特別税につながるとなると、裁判官には圧力がかかることになり、裁判官の独立を脅かす。このような税を設けることは、裁判所に対する国民の反感を呼ぶことになり、法の支配の中核である裁判所の判断の受容を損なう⁽¹⁴¹⁾。

(2) ハンガリー政府の対応としての第5次基本法改正

上記のような批判に対するハンガリー側の対応として、2013年9月に基本法の第5次改正が行われた。上記で批判された全ての点について改正が行われたわけではなく、改正された場合であっても実質的な対応になっていないと批判されている点もある。以下、(1)で示した各項目での対応を紹介する。

(i) 家族の定義

この点に関して基本法の改正は行われなかった。

(ii) 「教会」の認定

第5次改正では、問題となった第VII条の改正が行われたが、その内容は、批判に対する正面からの応答とはなっておらず、「国と宗教共同体は、共同体の目標の達成のため、協力す

⁽¹³⁴⁾ Venice Commission, *op.cit.*⁽¹¹⁰⁾, pp.11-12

⁽¹³⁵⁾ *ibid.*, p.5.

⁽¹³⁶⁾ *ibid.*, p.10.

⁽¹³⁷⁾ Venice Commission, *op.cit.*⁽¹⁰⁷⁾, para. 90.

⁽¹³⁸⁾ *ibid.*, paras. 102 and 104-108.

⁽¹³⁹⁾ *ibid.*, para. 120.

⁽¹⁴⁰⁾ Venice Commission, *op.cit.*⁽¹¹⁰⁾, pp.31-32.

⁽¹⁴¹⁾ Venice Commission, *op.cit.*⁽¹⁰⁷⁾, paras. 124 and 126.

ることができる。協力については、宗教共同体の要請に基づき、国会が決定する。協力に参加する宗教共同体は、認定された教会として活動する。」という文言への改正であった。また、認定に関する決定に対する異議申立てに関する規定が削除されたため、批判的な見解の立場からするとむしろ後退する内容の改正になっている。(II 1(2)(iv)参照)

(iii) 選挙広告の制限

第5次改正では、ヴェニス委員会等の批判を受けて、民間放送局による選挙期間中の政治的広告を可能とする規定に改正された。ただし、無料であること、枢要法で定める機会均等を保障する条件の下で行われることという要件が付された⁽¹⁴²⁾。

(iv) 表現の自由の制限

この点に関して基本法の改正は行われなかった。

(v) 大学の自治

この点に関して基本法の改正は行われなかった。

(vi) 教育助成に対する条件付与

この点に関して基本法の改正は行われなかった。

(vii) ホームレスの扱い

この点に関して基本法の改正は行われなかった。

(viii) 司法

第5次改正では、全国裁判官評議会に言及がないという批判に応え、第25条第5項として、全国裁判官評議会は裁判所の中心的な運営を監視するという文言等が追加された。また、通常管轄する裁判所とは別の裁判所に事件の処理を割り当てることができるという全国裁判所庁長官の権限に関する第27条第4項の規定は、削除された⁽¹⁴³⁾。

(ix) 憲法裁判所

①から③までに掲げた点について改正は行われなかった⁽¹⁴⁴⁾。

(x) 特別税

この規定は削除された。

3 基本法の今後

これまで見てきたとおり、基本法は多くの批判にさらされているが、2014年の総選挙でも基本法を制定したフィデスが3分の2を超える議席を獲得したため、第5次改正を最後に基本法の改正は行われていない。しかし、基本法制定に当たって、左派勢力が審議・表決を拒否したこともあり、基本法はI 2(2)及び(3)でも見たように保守的な価値観を色濃く反映し、全国民を統合する機能を果たしていないとも評されている⁽¹⁴⁵⁾。したがって、将来的に左派勢力が基本法改正に必要な3分の2の議席を獲得した場合には、大幅な改正又は新憲法の制定が行われる可能性も否定できない。こうした国内の分裂を回避するために、有力な憲法

⁽¹⁴²⁾ このうち、無料であるという要件を満たすことは実現不能であるため、実質的には改正になっていないとする批判もある。Vörös, *op.cit.* (120), p.6.

⁽¹⁴³⁾ この改正については、全国裁判所庁長官の権限については何ら変更がないため、同長官の強い権限に鑑みれば、第27条第4項が想定していたような権限を同長官が実質的に行使することは不可能ではないとし、ヴェニス委員会の批判に応えたものとは言えないと評する見解もある。ibid., p.8.

⁽¹⁴⁴⁾ 本文では触れなかったが、30日という付随的違憲審査の期限が短いというヴェニス委員会の指摘に 대응する形で、90日に延長する改正が行われた(第24条第2項b)号)。

⁽¹⁴⁵⁾ Jakab és Sonnevend, *op.cit.*(5), p.151.

学者が憲法試案を発表しているが、世論の高い関心を引くに至っていないというのが現状のようである⁽⁴⁶⁾。

⁽⁴⁶⁾ *ibid.*, p.153. この文献に掲げられた試案のうち、1つは現在でもインターネットでアクセスすることが可能である。Gáli Csaba et al., *Az új alkotmány egy tervezete*, [Budapest:] magánkiadás, 2011. <<http://www.tordaicsaba.hu/newconst/ALK%20I-XIV%20final.pdf>>

ハンガリー憲法翻訳の出典と凡例

<出典>

以下に掲げる翻訳は、ハンガリー国会のウェブサイトに掲載されている2015年7月現在(2013年9月最終改正)の基本法のテキストに基づいて行ったものである。URLは次のとおりである。

<http://www.njt.hu/cgi_bin/njt_doc.cgi?docid=140968>

なお、改行、行間の間隔等の一部のレイアウトについては、制定時の官報 (*Magyar Közlöny*, 2011/43, 2011.4.25.) に掲載された体裁に従ったところもある。

<凡例>

できる限り原文に忠実に翻訳した。ただし、訳文は、我が国の法令のスタイルに合わせることにした。このため、原文中のダッシュは省略し又は丸括弧に置き換えたほか、原意を損なわない範囲で、原文にはない丸括弧を使用する等の変更を加えた箇所もある。

本文中 [] は、訳者が補ったものである。

脚注は、訳者が付したものである。

原文で大文字で表記されている語は、ゴシック体で表記した。

ハンガリー基本法
Magyarország Alaptörvénye

神よ、ハンガリー人を祝福したまえ！

民族の信条

我々、ハンガリー民族の構成員は、新しい千年紀の始めに、全てのハンガリー人に対する責任感をもって、次のとおり宣言する。

我々は、我々の王、聖イシュトヴァーンが千年前に、堅固な基礎の上にハンガリー国家を築き、我々の祖国をキリスト教の欧州の一部としたことを誇りに思う。

我々は、我々の国の生存、自由及び独立のために戦った我々の祖先を誇りに思う。

我々は、ハンガリーの人々の偉大な知的創造を誇りに思う。

我々は、我々の人民が、何世紀にもわたり、数々の戦いにおいて欧州を防衛し、その才能、その勤勉さをもって欧州の共通の価値を豊かにしたことを誇りに思う。

我々は、民族を維持するキリスト教の役割を認める。我々は、我々の国の様々な宗教的伝統を尊重する。

我々は、前世紀の騒乱において、部分部分に引き裂かれた我々の民族の知的及び精神的な統合を保護することを約束する。

我々は、我々とともに生活する諸民族がハンガリーの政治的な共同体の一部であり、国を構成する要素であることを宣言する。

我々は、我々の遺産、我々の固有の言語、ハンガリーの文化、ハンガリーの諸民族の言語及びその文化並びに自然がもたらし、及び人が構築したカルパチア盆地の価値を育み、及び保護することを引き受ける。我々は、我々の子孫に責任を負っているため、我々は、我々の物的、知的及び自然の資源の注意深い使用により、我々の後の将来の世代の生活条件を保護する。

我々は、我々の民族の文化は、欧州統合の多様性に対する豊かな貢献であると考えている。

我々は、他の人民の自由及び文化を尊重し、世界の全ての民族との協力に向けて努力する。

我々は、人の存在の基礎は、人間の尊厳であると信ずる。

我々は、個人の自由は、他者との共同においてのみ、展開できると信ずる。

我々は、我々の共生の最も重要な枠組みが家族及び民族であり、我々の結合の基本的な価値は、誠実、信義及び愛であると信ずる。

我々は、共同体の力及び各人の名誉の基礎は、労働及び人の知的な業績であると信ずる。

我々は、健康を損ねた者及び貧困者の援助の義務を信ずる。

我々は、市民と国の共通の目標が良き生、安全、秩序、正義及び自由の実現であると信ずる。

我々は、国がその市民に奉仕し、公正に、[権力を]濫用せず、かつ、偏ることなくその事務を運営するところのみ、人民による統治が存在すると信ずる。

我々は、我々の歴史的な憲法の成果並びにハンガリーの立憲国家の継続性及び民族の統合を体現している聖なる王冠に敬意を払う。

我々は、外国による占領に起因する我々の歴史的な憲法の中断を認めない。我々は、ハンガリー民族⁽¹⁾及びその市民に対する国家社会主義者及び共産主義者の独裁の支配の下で行われた非人間的な犯罪の時効を否定する。

我々は、1949年の共産主義者の憲法を、独裁的統治に基礎を置いていたことを理由に認めないため、その無効を宣言する。

我々は、今日の自由が1956年の我々の革命に起源を有するとその最初の議決において表明した、初の自由な国会の議員に同意する。

我々は、我々の祖国が1944年3月19日に失った国家の自己決定の回復を、初めて自由に選挙された人民代表の形成の日である1990年5月2日から起算する。我々は、この日を、我々の祖国の新しい民主主義及び憲法秩序の開始であるとみなす。

我々は、道徳の動揺へと導いた20世紀の数十年の後、我々には精神的及び知的な刷新が不可避免的に必要となっていると信ずる。

我々は、共同で構築する未来 [及び] 若い世代の参画を信頼する。我々は、我々の子供及び孫が、その才能、粘り強さ及び精神的な力により、再びハンガリーを偉大にすると考える。

我々の基本法は、法秩序の基礎であり、過去、現在及び未来のハンガリー一人の間の盟約である。我々の基本法は、民族の意思及び我々が生活することを望む形態を明らかにする生きた枠組みである。

我々、ハンガリーの市民は、我々の国の秩序を民族の協働の上に築く用意がある。

基礎

A) 条

我々の祖国の名称は、ハンガリーである。

B) 条

- (1) ハンガリーは、独立した民主的な法治国家である。
- (2) ハンガリーの国家形態は、共和制である。
- (3) 公権力の源泉は、人民である。
- (4) 人民は、選挙された代表者を通じて、例外的な場合には直接、その権力を行使する。

C) 条

- (1) ハンガリー国家の運営は、権力の分立の原則に基礎を置く。
- (2) 何人の活動も、権力の暴力的な獲得若しくは行使又は排他的な保持を目的としてはならない。そのような企てに対抗して、合法的な手段により行動することは、全ての者の権利及び義務である。
- (3) 基本法及び法規の執行のため、国は、強制力を行使する権限を有する。

D) 条

ハンガリーは、統合されたハンガリー民族の結合を視野に入れて、国境の外で生活する

(1) 続く語の「その市民」とのつながりが悪いが、この翻訳では、「nemzet」は、原則として「民族」と訳すことにしたため、「ハンガリー民族」のままとした。「nemzet」は、英語の「nation」に当たる語であり、多義的であるため、この箇所は、「ハンガリー国家」の方が適当な訳かもしれない。

ハンガリー人の運命に対して責任を負い、これらのハンガリー人の共同体の生存及び発展を促進し、そのハンガリー性の保護を目的とする努力、その個別的及び集団的な権利の主張、その共同体の自治体の設立並びに生地におけるその繁栄を支援し、また、その相互の及びハンガリーとの協力を推進する。

E) 条

- (1) ハンガリーは、欧州の人民の自由、福祉及び安全の達成のために、欧州統合の創出に参加する。
- (2) ハンガリーは、加盟国として欧州連合に参加するために、国際条約に基づき、設立条約から生ずる権利の行使及び義務の履行のために必要な範囲内で、基本法に由来する一定の権限を、他の加盟国とともに欧州連合の機関を通じて行使することができる。
- (3) 欧州連合法は、第2項の枠内で、一般的な拘束力を有する行動規則を定めることができる。
- (4) 第2項に規定する国際条約の拘束力を承認するために付与される委任には、国会議員の3分の2の票を要する。

F) 条

- (1) ハンガリーの首都は、ブダペストである。
- (2) ハンガリーの領土は、首都、県、市及び町から成る。首都及び市には、区を置くことができる。

G) 条

- (1) 出生により、ハンガリー国民の子は、ハンガリー国民となる。枢要法は、ハンガリー国籍の発生又は取得のその他の場合についても定めることができる。
- (2) ハンガリーは、その国民を保護する。
- (3) 何人も、出生により発生し、又は合法的に取得したハンガリー国籍を剥奪されることはない。
- (4) 国籍に関する詳細な規則については、枢要法で定める。

H) 条

- (1) ハンガリーにおいて、公用語は、ハンガリー語である。
- (2) ハンガリーは、ハンガリー語を保護する。
- (3) ハンガリーは、ハンガリー語手話をハンガリー文化の一部として保護する。

I) 条

- (1) ハンガリーの国章は、尖った底を有する分割された盾である。その第1の領域は、赤及び銀で7回区切られている。その第2の赤い領域には、緑の3つの丘の金の王冠をいただく中央の突出部に銀の二重十字架がある。盾の上には、ハンガリーの聖なる王冠が置かれる。



- (2) ハンガリーの国旗は、上から順に、赤、白及び緑の色の3つの同一の幅の水平の帯から成り、赤い色は力、白い色は誠実、緑の色は希望の象徴である。



- (3) ハンガリーの国歌は、エルケル・フェレンツの作曲によるケルチェイ・フェレンツの「国歌」という題の詩である。
- (4) 国章及び国旗は、歴史的に形成された他の形態に従って使用することもできる。国章及び国旗の使用の詳細な規則並びに国の勲章については、枢要法で定める。

J) 条

- (1) ハンガリーの民族の祝日は、次の各号のとおりである。
- a) 1848年から1849年までの革命及び独立戦争を記念する3月15日
 - b) 建国及び建国者である聖イシュトヴァーン王を記念する8月20日
 - c) 1956年の革命及び独立戦争を記念する10月23日
- (2) 公的な国の祝日は、8月20日である。

K) 条

ハンガリーの公式の通貨は、フォリントである。

L) 条

- (1) ハンガリーは、男性と女性間の自発的決定に基づいて生ずる生活共同体としての婚姻の制度及び民族の生存の基礎としての家族を保護する。家族関係の基礎は、婚姻又は親子関係である。
- (2) ハンガリーは、子をもうけることを支援する。
- (3) 家族の保護については、枢要法で規律する。

M) 条

- (1) ハンガリーの経済は、価値を生み出す労働及び起業の自由を基礎とする。

(2) ハンガリーは、公正な経済競争の条件を保障する。ハンガリーは、優越的地位の濫用に対抗し、及び消費者の権利を保護する。

N) 条

- (1) ハンガリーは、均衡がとれ、透明かつ持続可能な予算の運営の原則を実施する。
- (2) 第1項に規定する原則の実施に対しては、第一に国会及び政府が責任を負う。
- (3) 憲法裁判所、裁判所、地方自治体及びその他の国の機関は、その任務を遂行する際に、第1項に規定する原則を尊重する義務を負う。

O) 条

何人も、自己自身に責任を負い、その能力及び可能性に応じて、国及び共同体の任務の遂行に貢献する義務を負う。

P) 条

- (1) 自然の資源（特に耕地、森林及び水源）、生物学的な多様性（特に在来の植物種及び動物種）及び文化的な価値は、民族の共通の遺産を成し、この遺産の保護、維持及び将来の世代のための保存は、国及び全ての者の義務である。
- (2) 第1項の目的の達成のために必要な、耕地及び森林の所有権の獲得並びにその使用の制限及び条件並びに統合された農業生産の組織化及び家族経営の農場に関する規則並びにその他の農業施設に関する規則については、枢要法で定める。

Q) 条

- (1) ハンガリーは、平和及び安全の創造及び維持並びに人類の持続可能な発展のために、世界のあらゆる人民及び国との協力を努める。
- (2) ハンガリーは、国際法上の義務の履行のために、国際法とハンガリー法の調和を保障する。
- (3) ハンガリーは、一般的に承認された国際法の規則を受け入れる。国際法のその他の法源は、法規において行われる公布により、ハンガリーの法秩序の一部となる。

R) 条

- (1) 基本法は、ハンガリーの国法秩序の基礎である。
- (2) 基本法及び法規は、何人をも拘束する。
- (3) 基本法の規定は、その目的、基本法に含まれている民族の信条及び我々の歴史的な憲法の成果と調和するように解釈されなければならない。

S) 条

- (1) 基本法の可決又は改正を目的とする案は、共和国大統領、政府、国会の委員会又は国会議員が提出することができる。
- (2) 基本法の可決又は改正には、国会議員の3分の2の票を要する。
- (3) 可決された基本法又は可決された基本法の改正は、国会議長が5日以内に署名し、共和国大統領に送付する。共和国大統領は、送付された基本法又は送付された基本法の改正に、その受理から起算して5日以内に署名し、官報における公布を命ずる。基本法の制定又は改正に関する基本法に定める手続上の要件が満たされていないと共和国大統領が判断した場合には、共和国大統領は、その審査を憲法裁判所に求める。憲法裁判所が、その審査において、当該要件違反を決定しないときは、共和国大統領は、基本法又は基本法の改正に速やかに署名し、官報におけるその公布を命ずる。

- (4) 基本法の改正の公布に際して行う表示には、題名、改正の通し番号及び公布の日付を含める。

T) 条

- (1) 一般的な拘束力を有する行動規則は、基本法及び基本法に定められ、立法権を保有する機関により制定され、[かつ、] 官報において公布された法規が定めることができる。枢要法は、自治体の命令及び特別法秩序において制定された法規の公布について特別の規則を定めることもできる。
- (2) 法規は、法律、政府の命令、首相の命令、大臣の命令、ハンガリー国立銀行総裁の命令、独立規制機関の長の命令及び自治体の命令である。さらに、国防評議会が例外事態において発する命令及び共和国大統領が緊急事態において発する命令も法規とする。
- (3) 法規は、基本法に反してはならない。
- (4) 枢要法は、その可決及び改正に、出席議員の3分の2の票を要する法律である。

U) 条

- (1) 1990年に実施された最初の自由な選挙を通じて、民族の意思から創設された法の支配に基づく国家体制とかつての共産主義者の独裁は、両立しない。ハンガリー社会主義労働者党及びその法的な前身並びにこれらに奉仕するために共産主義のイデオロギーの精神において設立されたその他の政治団体は、犯罪団体であり、その長は、次に掲げる事項について、時効により消滅しない責任を負う。
- a) 抑圧的な制度の維持及び管理、犯した権利侵害並びに民族に対する裏切り
 - b) 第二次世界大戦後の数年の複数政党制に基づく民主的な試みをソヴィエトの軍事的な援助により終結させたこと。
 - c) 排他的な権力行使及び違法性に基づく法秩序の構築
 - d) 所有の自由に基づく経済を終結させたこと及び国に負債を負わせたこと。
 - e) ハンガリーの経済、国防、外交及び人的資源を外国の利益の下位に置いたこと。
 - f) 欧州の文明の伝統の価値の体系的な破壊
 - g) 国民及びその一定の集団の基本的な人権の剥奪又はその重大な制限、特に人々の殺害、外国への引渡し、違法な拘禁、強制労働所への連行、拷問、非人間的な取扱い；市民の資産の恣意的な剥奪、所有に関連する権利の制限；市民の自由権を完全に取り去り、並びに政治的な意見表明及び意思表明を国家の強制の下に置いたこと；出生、世界観又は政治的な信条によって人々を不利益な方向で差別し、知識、勤勉及び才能に基づくその前進及び成功を妨害したこと；人々の私生活の違法な監視及び干渉を目的とした秘密警察の設置及び運営
 - h) 1956年10月23日に発生した革命及び独立戦争をソヴィエトの占領勢力と協力して流血のうちに鎮圧したこと、その後の恐怖政治及び報復、20万のハンガリー人に祖国からの脱出を余儀なくさせたこと。
 - i) 政治的な動機により行われ、かつ、政治的な動機により司法が訴追しなかった全ての通常の犯罪
- 民主的な[体制]移行に際して、ハンガリー社会主義労働者党の法的な継承者として法的な認知を得た政治団体は、違法に蓄積した資産の相続者としてもその前身団体の責任を共有する。

- (2) 第1項の規定に関連して、共産主義者の独裁の運営の実態的な解明及び社会の正義感を、第3項から第10項までに規定するところに従い、保障しなければならない。
- (3) 共産主義者の独裁に関連する記憶を国が保存するため、民族記憶委員会が活動する。民族記憶委員会は、共産主義者の独裁の権力的運営、共産主義者の権力を保持していた個人及び団体の役割を解明し、並びにその活動の結果を包括的な報告書及びその他の文書において公表する。
- (4) 共産主義者の独裁の権力保持者は、独裁の運営に関連するその役割及び行為に関する事実の供述を、故意に行われた本質的に真実ではない供述を除き、甘受する義務を負い、その役割及び行為に関連する個人データは、開示することができる。
- (5) 法律で定める共産主義者の独裁の指導層について、国により法規に基づき保障された年金又はその他の利益は、法律で定める範囲内で減額することができ、これにより生ずる収入は、法律の定めるところに従い、共産主義者の独裁により引き起こされた損害の緩和及び犠牲者の記憶の保存のために充てなければならない。
- (6) 党国家の名において、これのために、又はその同意を得て共産主義者の独裁においてハンガリー又は個人に対して実行された法律で定める重大な犯罪であって、その実行時に効力を有していた刑法を遵守しなかったことにより、政治的な理由から訴追されなかったものの可罰性については、時効が完成したとみなしてはならない。
- (7) 第6項に規定する犯罪の可罰性については、犯罪の実行時に効力を有していた刑法に従えば1990年5月1日までに時効が完成したことになる場合には、実行時に効力を有していた刑法に規定する期間がこの基本法の施行の日から起算して経過することによって時効が完成する。
- (8) 第6項に規定する犯罪の可罰性については、犯罪の実行時に効力を有していた刑法に従えば1990年5月2日から2011年12月31日までの間に時効が完成したことになる場合において、行為者が犯罪を理由として起訴されていないときは、実行時から1990年5月1日までの期間がこの基本法の施行の日から起算して経過することによって時効が完成する。
- (9) 1990年5月2日より前に生命又は自由を政治的な理由により違法に奪われた者及び国により不正に引き起こされた財産に対する損害の結果損失を被った者のために、金銭的又はその他の財産上の利益を保障する新しい賠償の権原を法規で設けてはならない。
- (10) 共産主義者の国家党、これと協力して設立され、又はその直接的な影響の下に置かれた社会的団体及び青年団体並びに労働組合の文書であって、共産主義者の独裁において発せられたものは、国の財産を構成し、公的な任務を遂行する機関の保存用文書と同一の方法により、公文書館で保管しなければならない。

自由及び責任

第 I 条

- (1) 人の不可侵かつ不可譲の基本的な権利は、尊重しなければならない。その保護は、国の第一の義務である。
- (2) ハンガリーは、人の基本的な個別的権利及び集団的権利を認める。
- (3) 基本的な権利及び義務に関連する規則については、法律で定める。基本的な権利は、

他の基本的な権利の実現又は何らかの憲法的価値の保護のため、絶対的に必要とされる範囲内で、達成しようとする目標に比例し、[かつ、] 基本的な権利の本質的な内容を尊重して、制限することができる。

- (4) その性質により人にも関わらずのものではない基本的な権利及び義務は、法律により設立された法的主体にも保障され、及び課される。

第II条

人間の尊厳は、不可侵である。全ての人は、生命及び人間の尊厳に対する権利を有し、胎児の生命は、受胎から保護される。

第III条

- (1) 何人も、拷問又は非人間的で品位を傷つける取扱い若しくは刑を受けることはなく、また、隷属状態に置かれることはない。人身取引は、禁止される。
- (2) 情報に基づく自発的な同意なしに、人に対して医学的又は科学的な実験を行うことは、禁止される。
- (3) 優生学を目的とする実践、利益の獲得を目的として人の体及び体の一部を利用すること並びに人のクローンは、禁止される。

第IV条

- (1) 何人も、自由及び個人の安全に対する権利を有する。
- (2) 何人も、法律で定める理由及び法律で定める手続によるのでなければ、その自由を奪われることはない。仮釈放のない終身刑は、故意の凶悪な犯罪の実行を理由としてのみ、科することができる。
- (3) 犯罪の実行の嫌疑をかけられ、抑留された者は、できる限り短い時間内に解放され、又は裁判所に出廷させられなければならない。裁判所は、出廷した者を尋問し、書面による理由を付した決定において釈放又は拘禁について速やかに判断しなければならない。
- (4) 理由なく、又は違法に自由を制限された者は、その損害の賠償に対する権利を有する。

第V条

何人も、法律の定めるところに従い、その身体若しくは財産に向けられ、又はこれらを直接脅かす違法な攻撃を排除する権利を有する。

第VI条

- (1) 何人も、その私生活及び家族生活、住居、通信並びに良い評判が尊重されることに対する権利を有する。
- (2) 何人も、その個人データの保護並びに公益に関するデータを知り、及び広めることに対する権利を有する。
- (3) 個人データの保護及び公益に関するデータを知ることに対する権利の実現は、枢要法で設置される独立の官庁が監視する。

第VII条

- (1) 何人も、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又はその他の信条の自由な選択又は変更を含み、及び全ての者が宗教的な行為 [若しくは] 儀式の実行を通じて、又はその他の方法で、個人的にであれ、他者と共同してであれ、公の場で、又は私生活において、その宗教又はその他の信条を表明し、又は表明しない自由、その宗教又はその他の信条を實踐し、又は教育する自由を含む。

- (2) 同一の信仰原理に従う者は、宗教の実践のために、枢要法で定める組織形態で活動する宗教共同体を設立することができる。
- (3) 国と宗教共同体は、個別に活動する。宗教共同体は、独立である。
- (4) 国と宗教共同体は、共同体の目標の達成のため、協力することができる。協力については、宗教共同体の要請に基づき、国会が決定する。協力に参加する宗教共同体は、認定された教会として活動する。認定された教会に対しては、共同体の目標の達成に資する任務への参加を考慮して、国が特定の権限を保障する。
- (5) 宗教共同体に関する共通の規則並びに協力の条件、認定された教会及びこれに関する詳細な規則については、枢要法で定める。

第Ⅷ条

- (1) 何人も、平穏な集会に対する権利を有する。
- (2) 何人も、団体を設立する権利及び団体に加入する権利を有する。
- (3) 政党は、結社の権利に基づき、自由に結成し、活動することができる。政党は、人民の意思の形成及び表明に貢献する。政党は、公権力を直接行使してはならない。
- (4) 政党の運営及び管理の詳細な規則については、枢要法で定める。
- (5) 労働組合及びその他の利益代表団体は、結社の権利に基づき、自由に結成し、活動することができる。

第Ⅸ条

- (1) 何人も、意見表明の自由に対する権利を有する。
- (2) ハンガリーは、出版の自由及び多様性を認め、これらを保護し、並びに民主的な世論の形成に必要とされる自由な情報提供の条件を保障する。
- (3) 民主的な世論の形成のために選挙運動期間中に必要とされる適切な情報提供のため、政治的な広告は、メディアサービスにおいて、専ら無料で、枢要法で定める機会均等を保障する条件の下において公表することができる。
- (4) 意見表明の自由の行使は、他の者の尊厳の侵害を目的としてはならない。
- (5) 意見表明の自由の行使は、ハンガリー民族又は民族、種族、人種若しくは宗教の共同体の尊厳の侵害を目的としてはならない。このような共同体に所属する個人は、法律の定めるところに従い、共同体を侮辱する意見表明に対し、人間の尊厳の侵害を理由として、裁判所に訴える権利を有する。
- (6) 出版の自由並びにメディアサービス、出版物及び通信市場の監視を行う機関に関する詳細な規則については、枢要法で定める。

第Ⅹ条

- (1) ハンガリーは、学術研究及び芸術創作の自由を保障し、さらに、できる限り高い水準の知識の獲得のため、学習の自由及び法律で定める範囲内で教育する自由を保障する。
- (2) 学術的な真実の問題について、国は判断する権能を有せず、学術研究の評価の権利は、学術研究者のみが有する。
- (3) ハンガリーは、ハンガリー学術アカデミー及びハンガリー芸術アカデミーの学術及び芸術の自由を保護する。高等教育機関は、研究及び教授の内容及び方法について独立であり、その団体の規則については、法律で規律する。国の高等教育機関の財政運営の規則は、法律の範囲内で政府が決定し、その財政運営は、政府が監視する。

第XI条

- (1) 全てのハンガリー国民は、教育に対する権利を有する。
- (2) ハンガリーは、公教育の普及及び一般化により、無償かつ義務的な初等教育、無償かつ全ての者にとってアクセス可能な中等教育及びその能力に応じて全ての者にとってアクセス可能な高等教育により、並びに教育を受ける者への法律で定める物的な支援により、この権利を保障する。
- (3) 法律は、高等教育を受けることへの物的な支援を、雇用への一定期間の参加又は企業活動の一定期間の遂行であって、ハンガリー法が規律するものに結び付けることができる。

第XII条

- (1) 何人も、仕事及び職業の自由な選択に対する権利並びに起業に対する権利を有する。何人も、その能力及び可能性に応じた労働の遂行により、共同体の成長に貢献する義務を負う。
- (2) ハンガリーは、働くことを望む全ての労働可能な人が働くことができる条件を創出するように努力する。

第XIII条

- (1) 何人も、財産及び相続に対する権利を有する。財産は、社会的な責任を伴う。
- (2) 財産は、例外的に、かつ、公益のため、法律で定める場合及び方法において、完全、無条件かつ即時の補償によってのみ、収用することができる。

第XIV条

- (1) ハンガリー国民は、ハンガリー領土から追放されることはなく、また、いつでも外国から帰国することができる。ハンガリー領土内に滞在している外国人は、法律で定める決定に基づいてのみ、追放することができる。集団的な追放は、禁止される。
- (2) 何人も、死刑を宣告され、拷問を受け、又はその他の非人間的な取扱い若しくは刑罰に服する危険に脅かされる国に追放され、又は引き渡されることはない。
- (3) ハンガリーは、出身国も、その他の国も保護を認めない場合には、申請に基づき、ハンガリー国民でない者であって、生国又は常居地国において、人種若しくは民族への帰属、特定の社会集団への所属又は宗教的若しくは政治的な信条を理由として訴追され、又は訴追のおそれがあるものに庇護権を保障する。

第XV条

- (1) 何人も、法律の前に平等である。何人も、法的な能力を有する。
- (2) ハンガリーは、基本的な権利を何人に対しても、いかなる差別、すなわち、人種、肌の色、性別、障害、言語、宗教、政治的な見解若しくはその他の見解、民族的若しくは社会的な出身又は資産、出生若しくはその他の状況による区別をすることなく保障する。
- (3) 女性と男性は、同権である。
- (4) ハンガリーは、機会均等及び社会統合の実現を、個別の措置により支援する。
- (5) ハンガリーは、個別の措置により、家族、子供、女性、高齢者及び障害を持って生きる者を保護する。

第XVI条

- (1) 全ての子供は、適切な身体的、精神的及び道徳的な発育に必要な保護及び世話に対する権利を有する。

- (2) 親は、その子に施す養育を選択する権利を有する。
- (3) 親は、未成年の子の世話をする義務を負う。この義務は、その子に教育を受けさせることを含む。
- (4) 成人の子は、援助を必要とするその親の世話をする義務を負う。

第XVII条

- (1) 被用者と使用者は、職場の確保、国民経済の持続可能性及び共同体のその他の目的にも留意して、相互に協力する。
- (2) 法律の定めるところに従い、被用者、使用者及びこれらの団体は、相互に交渉を行い、これに基づき団体協約を締結し、及びその利益の保護のために共同して行動する権利を有し、この権利は、被用者のストライキに対する権利を含む。
- (3) 全ての被用者は、その健康、安全及び尊厳を尊重する労働条件に対する権利を有する。
- (4) 全ての被用者は、休憩時間及び週休日並びに年次有給休暇に対する権利を有する。

第XVIII条

- (1) 子供の就労は、その身体的、精神的及び道徳的な発育を危険にさらさないものとして法律で定める場合を除き、禁止される。
- (2) ハンガリーは、個別の措置により、青年及び親の職場の安全を保障する。

第XIX条

- (1) ハンガリーは、全ての国民に社会保障が行き届くように努める。母となり、り患し、障害を負い、社会的不利の状態にあり、配偶者を喪失し、孤児となり、又は自己の責任によらず失業した場合には、全てのハンガリー国民は、法律で定める援助に対する権利を有する。
- (2) ハンガリーは、第1項の場合及び援助を必要とするその他の場合において、社会保障を社会的な施設及び措置の仕組みにより実現する。
- (3) 法律は、社会的な措置の性質及び範囲を、社会的な措置を利用する者の共同体に有用な活動に応じて定めることもできる。
- (4) ハンガリーは、高齢期の生計の保障を、社会的連帯に基づく統一的な国の年金制度の維持により、及び自発的に設立された社会的な施設の運営を可能にすることにより促進する。法律は、国の年金に対する資格要件を、女性に対する強化された保護の要請も考慮して定めることができる。

第XX条

- (1) 何人も、身体的及び精神的な健康に対する権利を有する。
- (2) ハンガリーは、第1項に規定する権利の実現を、遺伝子組換え生物を使用しない農業、健康的な食料及び飲料水へのアクセスの保障、労働の安全及び衛生の供給の組織化、スポーツ及び規則的な身体訓練の支援並びに環境保護の保障により促進する。

第XXI条

- (1) ハンガリーは、健康的な環境に対する全ての者の権利を認め、及び実現する。
- (2) 環境に対し損害を与えた者は、法律の定めるところに従い、その損害を回復し、又は回復の費用を負担する義務を負う。
- (3) 処理の目的でハンガリー領内に汚染廃棄物を持ち込むことは、禁止される。

第XXII条

- (1) ハンガリーは、人にふさわしい居住の条件及び公的サービスに対するアクセスを、何人に対しても保障するように努める。
- (2) 国及び地方自治体は、人にふさわしい居住の条件の創出を、住居を持たない全ての者のために宿泊所を保障するように努めることによっても支援する。
- (3) 法律又は自治体の命令は、公共の秩序、公共の安全、公衆衛生及び文化的な価値の保護のため、公共空間の特定の部分について、生活しているかのように行われている公共空間への滞在を違法とすることができる。

第XXIII条

- (1) 全ての成人のハンガリー国民は、国会議員、地方自治体の議員及び首長並びに欧州議会議員の選挙において、選挙人及び被選挙人となる権利を有する。
- (2) 欧州連合の他の加盟国の全ての成人の国民であって、ハンガリーに居住しているものは、地方自治体の議員及び首長並びに欧州議会議員の選挙において、選挙人及び被選挙人となる権利を有する。
- (3) ハンガリーにおいて、難民、移民又は定住者として認定された全ての成人の者は、地方自治体の議員及び首長の選挙において選挙人となる権利を有する。
- (4) 枢要法は、選挙権及び被選挙権又はその完全な行使をハンガリーにおける居住地に、被選資格をその他の条件に結び付けることができる。
- (5) 地方自治体の議員及び首長の選挙において、選挙人である市民は、居住地又は登録された滞在地において選挙することができる。選挙人である市民は、投票権を居住地又は登録された滞在地において行使することができる。
- (6) 犯罪を行ったこと又は判断能力の制約のために、裁判所が選挙権及び被選挙権を剥奪した者は、当該権利を行使することができない。ハンガリーに居住している欧州連合の他の加盟国の国民は、その国籍を有する国の法規〔又は〕裁判所若しくは官庁の決定に基づき、その国において選挙権及び被選挙権を行使することを排除された場合には、被選挙人とならない。
- (7) 国会議員の選挙において選挙人となる全ての者は、国民投票に参加する権利を有する。地方自治体の議員及び首長の選挙において選挙人となる全ての者は、住民投票に参加する権利を有する。
- (8) 全てのハンガリー国民は、その適性、能力及び専門知識に従い公職に就任することに対する権利を有する。法律は、政党の構成員又は職員が占めることのできない公職を定める。

第XXIV条

- (1) 何人も、自らの案件を、官庁が偏見なく、公正な方法で、かつ、合理的な期間内に処理することを求める権利を有する。官庁は、法律の定めるところに従い、その決定に理由を付する義務を負う。
- (2) 何人も、法律の定めるところに従い、官庁がその任務を遂行する際にその者に対して違法に引き起こした損害の賠償に対する権利を有する。

第XXV条

何人も、単独で又は他者とともに、書面により、要請、苦情又は提案により、公権力を

行使するあらゆる機関に申入れをする権利を有する。

第XXVI条

国は、その運営の効率化、公的サービスの水準の引上げ、公務の透明性の増進及び機会均等の促進のため、新しい技術的な解決方法及び科学の成果の適用に努める。

第XXVII条

- (1) 合法的にハンガリー領内に滞在する全ての者は、自由な移動及び滞在地の自由な選択に対する権利を有する。
- (2) 全てのハンガリー国民は、外国における滞在の間、ハンガリーによる保護を享受することを求める権利を有する。

第XXVIII条

- (1) 何人も、自らに対するあらゆる起訴又は何らかの訴訟における自らの権利及び義務について、法律により設置され、独立かつ不偏の裁判所が、公正かつ公開の審理において、合理的な期間内に判断することを求める権利を有する。
- (2) 何人も、その刑事責任を裁判所の最終的な判断が確定していない限り、有罪とみなされることはない。
- (3) 刑事裁判手続に服している者は、手続の全ての局面において防御権を有する。弁護人は、防御の提供の際に表明した見解を理由として責任を負わされることはない。
- (4) 何人も、ハンガリー法によれば、又は国際条約若しくは欧州連合の法行為で定められた範囲内でその他の国の法によれば、実行時に犯罪ではなかった行為を理由として、有罪を宣告され、及び刑罰を科されることはない。
- (5) 第4項の規定は、何らかの者を、実行時に国際法の一般的に承認された規則によれば犯罪であった行為を理由として刑事裁判手続に服さしめ、及び有罪とすることを妨げない。
- (6) 法的救済の法律で定める例外的な場合を除き、何人も、ハンガリーにおいて、又は国際条約若しくは欧州連合の法行為によって決定された範囲内でその他の国において、法律に従って既に最終的に無罪とされ、又は有罪とされた行為を理由として、刑事裁判手続に服し、及び有罪とされることはない。
- (7) 何人も、その権利又は正当な利益を侵害する裁判所、官庁及びその他の行政の決定に対して法的救済を申し立てる権利を有する。

第XXIX条

- (1) ハンガリーで生活する諸民族は、国を構成する要素である。何らかの諸民族に属する全てのハンガリー国民は、そのアイデンティティーの自由な受入れ及び保持に対する権利を有する。ハンガリーで生活する諸民族は、母語の使用、自己の言語での個人及び共同体の名称の使用、自己の文化の育成並びに母語による教育に対する権利を有する。
- (2) ハンガリーで生活する諸民族は、地域的及び全国的な自治組織を設立することができる。
- (3) ハンガリーで生活する諸民族の権利に関する詳細な規則、諸民族及び諸民族として認定される要件並びに地域的及び全国的な諸民族の自治組織の選挙の規則については、枢要法で定める。枢要法は、諸民族としての認定を、一定期間住み続けていること及び自らが当該諸民族に属していると認める一定数の個人の発意に結び付けることができる。

第XXX条

- (1) 何人も、その担税力又は経済への参加に応じて、共同の需要の充足に貢献する。
- (2) 子を養育する者の場合には、子の養育費を考慮に入れて、共同の需要の充足への貢献の程度を定めなければならない。

第XXXI条

- (1) 全てのハンガリー国民は、祖国を防衛する義務を負う。
- (2) ハンガリーは、志願制の予備役による国防制度を維持する。
- (3) 例外事態の場合又は予防的防衛状態において国会が決定した場合には、ハンガリーに居住している成人のハンガリー国民である男性は、兵役を遂行する。武器を用いた役務の遂行と兵役義務者の良心の信条が両立しない場合には、その者は、武器を用いない役務を遂行する。兵役の遂行の形式及び詳細な規則については、枢要法で定める。
- (4) ハンガリーに居住している成人のハンガリー国民に対し、例外事態の間、枢要法の定めるところに従い、国防の労働の義務を命ずることができる。
- (5) ハンガリーに居住している成人のハンガリー国民に対し、国防及び防災の任務を課するために、枢要法の定めるところに従い、市民の防衛の義務を命ずることができる。
- (6) 国防及び防災の任務を課するために、枢要法の定めるところに従い、何人に対しても、財産及び物品の提供の履行を義務付けることができる。

国

国会

第1条

- (1) ハンガリーの最高の人民代表の機関は、国会である。
- (2) 国会は、次に掲げることを行う。
 - a) ハンガリー基本法を制定し、及び改正すること。
 - b) 法律を制定すること。
 - c) 中央の予算を可決し、及びその執行を承認すること。
 - d) その任務及び権限に属する国際条約の拘束力を承認することに対し委任を与えること。
 - e) 共和国大統領、憲法裁判所の裁判官及び長官、クーリア⁽²⁾長官、全国裁判所庁長官、検事総長、基本権擁護官及びその代理並びに会計検査院長官を選挙すること。
 - f) 首相を選挙し、及び政府に関する信任の問題について決定すること。
 - g) 基本法に違反して行動する代議機関を解散すること。
 - h) 戦争状態の宣言及び講和について決定すること。
 - i) 特別法秩序に関する決定及び軍事作戦への参加に関する決定を行うこと。
 - j) 一般恩赦を実施すること。
 - k) 基本法及び法律で定めるその他の任務及び権限を実施すること。

(2) 最高裁判所のこと。1949年憲法下では、「クーリア (Kúria)」ではなく、「最高裁判所 (Legfelsőbb Bíróság)」と呼ばれていた。末尾規定及び雑則第14条参照。

第2条

- (1) 選挙人である市民は、国会議員を、普通かつ平等の選挙権に基づき、直接かつ秘密の投票により、選挙人の意思の自由な表明を保障する選挙において、枢要法で定める方法により選挙する。
- (2) ハンガリーで生活する諸民族の国会の活動への参加については、枢要法で規律する。
- (3) 国会議員の一般選挙は、国会の自主解散又は〔大統領による〕解散を理由とする選挙を除き、前回の国会選挙後4年目の4月又は5月に実施しなければならない。

第3条

- (1) 国会の任期は、開会の会議とともに始まり、次の国会の開会の会議まで継続する。共和国大統領は、開会の会議を、選挙後30日以内に招集する。
- (2) 国会は、その解散を宣言することができる。
- (3) 共和国大統領は、次のいずれかの場合には、選挙〔の期日〕を同時に設定するとともに、国会を解散することができる。
 - a) 政府の信任が失われた場合において、共和国大統領により首相に提案された者を、その最初の提案の日から起算して40日以内に、国会が選挙しなかったとき。
 - b) 国会が当該年に関する中央の予算を3月31日までに可決しなかったとき。
- (4) 国会を解散する前に共和国大統領は、首相、国会議長及び国会の会派の長の意見を求める義務を負う。
- (5) 共和国大統領は、第3項a)号に規定する権能を、国会が首相を選挙するまで行使することができる。共和国大統領は、第3項b)号に規定する権能を、国会が中央の予算を可決するまで行使することができる。
- (6) 国会の自主解散又は〔大統領による〕解散から起算して90日以内に、新しい国会を選挙しなければならない。

第4条

- (1) 国会議員の権利及び義務は平等であり、国会議員は、公益のために活動を行い、この点において指示されることはない。
- (2) 国会議員は、免責特権及びその独立を保障する報酬を享受する。枢要法は、国会議員が就いてはならない公職について定めるほか、両立不能であるその他の場合についても定めることができる。
- (3) 国会議員の職は、次に掲げる事由によって終了する。
 - a) 国会の任期の終了
 - b) 死亡
 - c) 両立不能⁽³⁾の宣言
 - d) 辞職
 - e) 選挙されるために必要な要件を喪失したこと。
 - f) 1年間国会の活動に参加しなかったこと。
- (4) 国会議員に選挙されるために必要な要件の欠如の認定、両立不能の宣言及び国会議員

(3) 主に兼職禁止がこれに当たるが、経済的な利益供与を受けること（「国会議員に関する2012年法律第36号」第87条）、刑罰を科せられたこと（同法第88条）なども含まれるため、逐語的に「両立不能」と訳した。

が1年間国会の活動に参加しなかったことの認定について、国会は、出席議員の3分の2の票により議決する。

- (5) 国会議員の法的地位及び報酬に関する詳細な規則については、枢要法で定める。

第5条

- (1) 国会の会議は、公開とする。政府又は国会議員の要求により、国会は、国会議員の3分の2の票により秘密会の開催について議決することができる。
- (2) 国会は、その構成員の中から議長、副議長及び書記を選挙する。
- (3) 国会は、国会議員により構成される常任委員会を設置する。
- (4) 国会議員の活動の調整のため、議事規則の規定で定める要件に従い、国会の会派を形成することができる。
- (5) 国会は、会議に国会議員の過半数が出席している場合に、議決することができる。
- (6) 基本法が別に定めない限り、国会の議決は、出席議員の過半数の票により行う。議事規則の規定は、一定の決定の採択を特別多数に結び付けることができる。
- (7) 国会は、出席議員の3分の2の票により可決された議事規則の規定において、その運営の規則及び議事の順序を定める。国会の円滑な運営の保障及びその品位の保持のため、国会議長は、議事規則の規定で定められた警察及び懲戒の権限を行使する。
- (8) 国会の定期的な会議を保障する規則については、枢要法で定める。
- (9) 国会の安全は、国会の衛視が確保する。国会議長は、国会の衛視の行動を指揮する。

第6条

- (1) 共和国大統領、政府、国会の委員会又は国会議員は、法律を提案することができる。
- (2) 国会は、最終表決の前に行われた法律の提案者、政府又は国会議長の動議に基づき、可決された法律を、その基本法適合性の審査のため、憲法裁判所に送付することができる。国会は、動議について、最終表決に続いて議決する。動議が可決された場合には、国会議長は、可決された法律の基本法適合性の審査のために速やかに憲法裁判所に送付する。
- (3) 国会議長は、可決された法律に5日以内に署名し、共和国大統領に送付する。共和国大統領は、送付された法律に5日以内に署名し、その公布を命ずる。国会が第2項の規定により法律をその基本法適合性の審査のために憲法裁判所に送付した場合には、憲法裁判所が基本法違反を認定しなかったときに限り、国会議長は当該法律に署名し、共和国大統領に送付することができる。
- (4) 共和国大統領は、法律又は法律の何らかの規定が基本法に反すると判断し、かつ、第2項に規定する審査が行われていない場合には、法律をその基本法適合性審査のため、憲法裁判所に送付する。
- (5) 共和国大統領は、法律又は法律の何らかの規定に同意せず、かつ、第4項に規定する権限を行使しなかった場合には、法律を、その署名の前に、自らの所見の通知とともに、1回、熟考のために国会に返付することができる。国会は、法律を改めて審議し、その可決について再び議決する。共和国大統領は、国会の議決に基づき行われた審査の際に、憲法裁判所が基本法違反を認定しなかった場合にも、この権限を行使することができる。
- (6) 憲法裁判所は、第2項又は第4項に規定する動議について、[他の案件の処理の] 順序を変えて、遅くとも30日以内に決定する。憲法裁判所が基本法違反を認定した場合には、国会は、法律を、その基本法違反の解消のために改めて審議する。

- (7) 憲法裁判所が、共和国大統領の発案に基づき行った審査の際に、基本法違反を認定しなかった場合には、共和国大統領は、法律に速やかに署名し、その公布を命ずる。
- (8) 国会により第6項に従い審議され、可決された法律の基本法適合性の審査は、第2項及び第4項の規定に従い、再び憲法裁判所に求めることができる。憲法裁判所は、再び行われた動議について、[他の案件の処理の] 順序を変えて、遅くとも10日以内に決定する。
- (9) 共和国大統領が同意しなかったことにより返付された法律を、国会が修正した場合には、基本法適合性の審査は、第2項又は第4項の規定に従い、専ら、修正された規定について、又は当該法律の制定に関する基本法に定める手続上の要件が満たされていないことに関して求めることができる。共和国大統領が同意しなかったことにより返付された法律を、国会が文言を修正せずに可決した場合には、共和国大統領は、当該法律の制定に関する基本法に定める手続上の要件が満たされていないことにより、基本法適合性の審査を求めることができる。

第7条

- (1) 国会議員は、基本権擁護官、会計検査院長官、検事総長及びハンガリー国立銀行総裁に対し、その任務に属するあらゆる事項について、質問を行うことができる。
- (2) 国会議員は、政府及び政府の構成員に対し、その任務に属するあらゆる事項について、大質問⁽⁴⁾及び質問を行うことができる。
- (3) 国会の委員会の調査活動及び委員会への出席義務については、枢要法で規律する。

国民投票

第8条

- (1) 少なくとも20万人の選挙人である市民の提案に基づき、国会は、国民投票を命ずる。共和国大統領、政府又は10万人の選挙人である市民の提案に基づき、国会は、国民投票を命ずることができる。有効かつ確定した国民投票において行われた決定は、国会を拘束する。
- (2) 国民投票は、国会の任務及び権限に属する問題を主題とすることができる。
- (3) 次に掲げる事項については、国民投票を実施してはならない。
 - a) 基本法の改正を目的とする問題
 - b) 中央の予算、中央の予算の執行、中央の税の種類、手数料、保険料、関税及び地方税に中央が課する条件に関する法律の内容
 - c) 国会議員、地方自治体の議員及び首長並びに欧州議会議員の選挙に関する法律の内容
 - d) 国際条約から生ずる義務
 - e) 国会の権限に属する個人及び団体設立の問題
 - f) 国会の解散
 - g) 代議機関の解散

(4) 大質問 (interpelláció) の場合は、質問 (kérdés) の場合と異なり、政治的な討論を行うことができる。国会議員には、大質問に対する回答について、応答する権限とその回答を受け入れるか否かについて意見を表明する権限がある。質問については、このような権限はない。Trócsányi László és Schanda Balázs, *Bevezetés az alkotmányjogba*, Budapest: HVG-ORAC Lap- és Könyvkiadó, 2012, p.236.

- h) 戦争状態の宣言、例外事態及び緊急事態の布告並びに予防的防衛状態の布告及び延長
 - i) 軍事作戦への参加に関する問題
 - j) 一般恩赦の実施
- (4) 国民投票は、全ての選挙人である市民の過半数が有効に投票した場合に有効となり、有効に投票した選挙人である市民の過半数が設定された質問に同一の選択を行った場合に確定する。

共和国大統領

第9条

- (1) ハンガリーの国家元首は、共和国大統領であり、共和国大統領は、民族の統合を体現し、及び国家機関の民主的な運営を監視する。
- (2) 共和国大統領は、ハンガリー国防軍の最高司令官である。
- (3) 共和国大統領は、a)号、e)号からg)号まで及びj)号からm)号までに掲げることをするほか、b)号からd)号まで、h)号及びi)号に掲げることをすることができる。
- a) ハンガリーを代表すること。
 - b) 国会の会議に出席し、及び発言すること。
 - c) 法律を提案すること。
 - d) 国民投票を提案すること。
 - e) 国会議員、地方自治体の議員及び首長並びに欧州議会議員の一般選挙並びに国民投票の期日を設定すること。
 - f) 特別法秩序に関する決定を行うこと。
 - g) 国会の開会の会議を招集すること。
 - h) 国会を解散すること。
 - i) 可決された基本法及び基本法の改正を、基本法の制定又は改正に関する基本法に定める手続上の要件の適合性の審査のために憲法裁判所に送付すること [並びに] 可決された法律を、その基本法適合性の審査のために憲法裁判所に送付し、又は熟考のために国会に返付すること。
 - j) 首相、クーリア長官、全国裁判所庁長官、検事総長及び基本権擁護官の候補者の提案を行うこと。
 - k) 職業裁判官及び予算評議会議長を任命すること。
 - l) ハンガリー学術アカデミー会長及びハンガリー芸術アカデミー会長の就任を確認すること。
 - m) その事務局の組織を編成すること。
- (4) 共和国大統領は、次に掲げることを行う。
- a) 国会の委任に基づき、国際条約の拘束力を承認すること。
 - b) 大使及び公使を信任し、及び接受すること。
 - c) 大臣、ハンガリー国立銀行の総裁及び副総裁、独立規制機関の長並びに大学教授を任命すること。
 - d) 大学の学長を信任すること。

- e) 将官を任命し、及び昇任させること。
 - f) 法律で定める勲章、賞及び称号を授与し、並びに外国の勲章の着用を許可すること。
 - g) 個別的な恩赦の権限を行使すること。
 - h) その任務及び権限に属する領域組織の問題について決定すること。
 - i) 国籍の取得及び喪失に関する事項について決定すること。
 - j) 法律でその権限と定められた全ての事項について決定すること。
- (5) 第4項に規定する共和国大統領の全ての措置及び決定には、政府の構成員の副署を要する。法律は、法律で共和国大統領の権限と定められた決定に副署を要しないと規定することができる。
- (6) 共和国大統領は、法規で定める要件が欠けている場合又は根拠のある理由により国家機関の民主的な運営に重大な混乱をもたらすおそれがあると結論付けた場合には、第4項b)号からe)号までに規定することの実行を拒否する。
- (7) 共和国大統領は、基本法の価値を損なうおそれがある場合には、第4項f)号に規定することの実行を拒否する。

第10条

- (1) 共和国大統領は、国会が5年の任期で選挙する。
- (2) 35歳に達している全てのハンガリー国民は、共和国大統領に選挙されることができる。
- (3) 共和国大統領は、その職に、1回に限り再選されることができる。

第11条

- (1) 前任の共和国大統領の任期の満了の遅くとも30日前、早くとも60日前（任期が満了前に終了した場合にあっては、終了から起算して30日以内）に共和国大統領を選挙しなければならない。共和国大統領選挙〔の期日〕は、国会議長が設定する。国会は、共和国大統領を秘密投票により選挙する。
- (2) 共和国大統領選挙に先立ち、指名が行われる。指名が効力を有するためには、最低でも国会議員の5分の1の書面による推薦を要する。指名は、投票が命じられる前に、国会議長に提出しなければならない。各国会議員は、1人の候補者を推薦することができる。複数の候補者を推薦する者の推薦は、全て無効となる。
- (3) 第1回の投票に基づき選挙される共和国大統領は、国会議員の3分の2の票を獲得した者とする。
- (4) 第1回の投票で確定しなかった場合には、第2回の投票を行わなければならない。第2回の投票に際しては、上位2人の候補者に投票することができる。第1回投票時に第1位の票数が同数であった場合には、その票数を得た候補者に投票することができる。第1回投票時に同数の投票が第2位についてのみ生じた場合には、上位2つの票数を得た候補者に投票することができる。第2回の投票に基づき選挙される共和国大統領は、投票に参加した者の人数にかかわらず、最も多くの有効投票を得た者とする。第2回の投票においても確定しなかった場合には、繰り返された指名に基づき、新しい選挙を実施しなければならない。
- (5) 選挙の手続は、遅くとも連続する2日以内に終了させなければならない。
- (6) 選挙された共和国大統領は、前任の共和国大統領の任期の満了時（満了前の任期の終了の場合にあっては、選挙の結果の公示に引き続く8日目）に就任し、就任に先立ち、国

会において宣誓を行う。

第12条

- (1) 共和国大統領の人格は、不可侵である。
- (2) 共和国大統領の職は、他の全ての国、社会、経済及び政治の職又は任務と両立することができない。共和国大統領は、他の営利的な職業に就いてはならず、また、他の活動（著作権の保護の対象となる活動を除く。）に対して報酬を受け取ってはならない。
- (3) 共和国大統領の任期は、次に掲げる事由によって終了する。
 - a) 任期の満了
 - b) 死亡
 - c) 90日を超える期間、任務を遂行することができないこと。
 - d) 選挙されるために必要な要件を喪失したこと。
 - e) 両立不能の宣言
 - f) 辞職
 - g) 共和国大統領の職を免ぜられたこと。
- (4) 共和国大統領の任務を90日を超えて遂行することができない状態及び選挙されるために必要な要件の欠如の認定並びに両立不能の宣言について、国会は、出席議員の3分の2の票により議決する。
- (5) 共和国大統領及び共和国大統領経験者の法的地位の詳細な規則及び報酬については、枢要法で定める。

第13条

- (1) 共和国大統領に対する刑事手続は、その任期の終了後に限り開始することができる。
- (2) 基本法若しくは職の遂行に関連していずれかの法律に故意に違反し、又は故意の犯罪を行った共和国大統領に対し、国会議員の5分の1は、免職の動議を提出することができる。
- (3) 免職の手続の開始には、国会議員の3分の2の票を要する。投票は、秘密とする。
- (4) 国会が決定を行ってから免職の手続が終了するまで、共和国大統領は、その権限を行使してはならない。
- (5) 免職の手続の遂行は、憲法裁判所の権限に属する。
- (6) 憲法裁判所が手続の結果として、共和国大統領の公法上の責任を認定した場合には、共和国大統領をその職から免ずることができる。

第14条

- (1) 共和国大統領の一時的な事故の場合にあっては当該事故の終了まで、共和国大統領の任期の終了の場合にあっては新しい共和国大統領が就任するまで、共和国大統領の任務及び権限は、国会議長が実施する。
- (2) 国会は、共和国大統領の一時的な事故の事実を、共和国大統領、政府又はいずれかの国会議員の提案により認定する。
- (3) 共和国大統領の〔職務〕代行の間、国会議長は、国会議員の権限を行使してはならず、代わりに、国会議長の任務は、国会により指名された副議長が遂行する。

政府

第15条

- (1) 政府は、行政権の一般的な機関であり、基本法又は法規が明示的に他の機関の任務及び権限と定めていない全ての事項をその任務及び権限とする。政府は、国会に対して責任を負う。
- (2) 政府は、行政の最高機関であり、法律の定めるところに従い、国家行政機関を設置することができる。
- (3) 任務を遂行する際、政府は、法律で規律されていない主題分野において、又は法律で付与された委任に基づき、命令を制定する。
- (4) 政府の命令は、法律に反してはならない。

第16条

- (1) 政府の構成員は、首相及び大臣である。
- (2) 首相は、命令により、大臣の中から1又は複数の首相代行を指名する。
- (3) 首相は、共和国大統領の提案に基づき、国会が選挙する。
- (4) 首相に選挙されるためには、国会議員の過半数の票を要する。首相は、選挙により就任する。
- (5) 共和国大統領は、第3項に規定する提案を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。
 - a) 首相の任期が新たに選挙された国会の形成とともに終了する場合 新しい国会の開会の会議の際
 - b) 首相の任期が、辞職、死亡、両立不能の宣言、選挙されるために必要な要件の欠如のために、又は国会が信任投票において首相に対して不信任を表明したことを理由として終了した場合 首相の任期の終了から起算して15日以内
- (6) 第5項の規定により首相に提案された者を国会が選挙しなかった場合には、共和国大統領は、新しい提案を15日以内に行う。
- (7) 大臣は、首相の提案に基づき、共和国大統領が任命する。大臣は、任命において指定された日に、これを欠く場合には、任命をもって就任する。
- (8) 政府は、大臣の任命により形成される。
- (9) 政府の構成員は、国会において宣誓を行う。

第17条

- (1) 省の一覧は、法律で定める。
- (2) 無任所大臣は、政府により決定された任務の遂行のために任命することができる。
- (3) 首都及び県の政府事務局は、一般的な権限を有する政府の領域的な国家行政機関である。
- (4) 省、大臣又は行政機関の名称に関する枢要法の規定は、法律で改正することができる。
- (5) 政府の公務員の法的地位については、法律で規律する。

第18条

- (1) 首相は、政府の一般的な政策を決定する。
- (2) 大臣は、政府の一般的な政策の枠内で、当該大臣の任務に属する国家行政部門及び下部機関を独立して指揮し、並びに政府又は首相により決定された任務を遂行する。

- (3) 政府の構成員は、法律又は政府の命令で付与された委任に基づき、その任務を遂行する際に、単独で、又は他の大臣の同意を得て、命令を制定するが、当該命令は、法律、政府の命令及びハンガリー国立銀行総裁の命令に反してはならない。
- (4) 政府の構成員はその活動について国会に対して責任を負い、大臣は首相に対して責任を負う。政府の構成員は、国会の会議に出席し、及び発言することができる。国会及び国会の委員会は、その会議への出席を政府の構成員に義務付けることができる。
- (5) 政府の構成員の法的地位の詳細な規則、報酬及び大臣の代理の順位については、法律で定める。

第19条

国会は、政府に対し、[各国] 政府の参加によって運営される欧州連合の機関の意思決定手続において代表されるべき政府の立場について情報を要求し、及び手続において議題に上げられている案について態度を決定することができる。政府は、欧州連合の決定の際に、国会の態度決定に基づき行動する。

第20条

- (1) 首相の任期の終了とともに、政府の任期は、終了する。
- (2) 首相の任期は、次に掲げる事由によって終了する。
 - a) 新たに選挙された国会の形成
 - b) 国会が首相に対して不信任を表明し、新しい首相を選挙したこと。
 - c) 国会が、首相により提案された信任の投票において、首相に対して不信任を表明したこと。
 - d) 辞職
 - e) 死亡
 - f) 両立不能の宣言
 - g) 選挙されるために必要な要件を喪失したこと。
- (3) 大臣の任期は、次に掲げる事由によって終了する。
 - a) 首相の任期の終了
 - b) 大臣の辞職
 - c) 罷免
 - d) 死亡
- (4) 首相に選挙されるために必要な要件の欠如の認定及び両立不能の宣言について、国会は、出席議員の3分の2の票で議決する。

第21条

- (1) 国会議員の5分の1は、書面により、首相の職に提案する者を明記して、首相に対して不信任の動議を提出することができる。
- (2) 国会は、不信任の動議を支持した場合には、これにより首相に対して不信任を表明し、同時に不信任の動議において首相の職に提案された者を首相に選挙する。この国会の決定には、国会議員の過半数の票を要する。
- (3) 首相は、信任の投票の動議を提出することができる。首相の提案に基づき実施された信任の投票において、国会議員の過半数が首相を支持しなかった場合には、国会は、首相に対して不信任を表明する。

- (4) 首相は、政府により提出された提案についての投票を同時に信任の投票とする動議を提出することができる。国会は、政府により提出された提案を支持しなかった場合には、首相に対して不信任を表明する。
- (5) 国会は、信任の問題に関する決定を、不信任の動議又は第3項及び第4項に規定する首相の動議の提出から起算して3日後、遅くとも提出から起算して8日以内に行う。

第22条

- (1) 政府は、任期の終了から新しい政府の組織まで、事務を処理する政府として、その権限を行使するが、国際条約の拘束力を承認してはならず、法律の委任に基づき、[かつ、] 緊急の場合にのみ命令を制定することができる。
- (2) 首相の任期が辞職又は新たに選挙された国会の形成により終了した場合には、首相は、新しい首相の選挙まで、事務を処理する首相としてその権限を行使するが、大臣の罷免又は新しい大臣の任命の提案を行ってはならず、法律の委任に基づき、[かつ、] 緊急の場合にのみ命令を制定することができる。
- (3) 首相の任期が死亡、両立不能の宣言、選挙されるために必要な要件の欠如又は国会が信任の投票において首相に対して不信任を表明したことを理由として終了した場合には、新しい首相の選挙まで、首相代行（首相代行が複数存在する場合にあっては、第1位に指定された首相代行）は、第2項に規定する制限とともに、首相の権限を行使する。
- (4) 大臣は、首相の任期の終了から新しい大臣の任命まで、又は新しい政府の他の構成員に大臣の任務の一時的な遂行が委任されるまで、事務を処理する大臣としてその権限を行使するが、緊急の場合にのみ命令を制定することができる。

独立規制機関

第23条

- (1) 国会は、行政権の範囲に属する一定の任務及び権限の遂行及び行使のために、枢要法において独立規制機関を設置することができる。
- (2) 首相又は首相の提案に基づき共和国大統領は、枢要法に定める任期で独立規制機関の長を任命する。独立規制機関の長は、1又は複数の代理を任命する。
- (3) 独立規制機関の長は、独立規制機関の活動について、毎年、国会に報告する。
- (4) 独立規制機関の長は、法律で付与された委任に基づき、枢要法で定める任務において命令を発するが、当該命令は、法律、政府の命令、首相の命令、大臣の命令及びハンガリー国立銀行総裁の命令に反してはならない。[独立規制機関の長の] 命令において長により指名された代理は、命令の発布について独立規制機関の長を代理することができる。

憲法裁判所

第24条

- (1) 憲法裁判所は、基本法の擁護の最上級の機関である。
- (2) 憲法裁判所は、次に掲げることを行う。
 - a) 基本法適合性の観点から、可決されたが公布されていない法律を審査すること。

- b) 裁判官の提案に基づき、[他の案件の処理の]順序を変えて、遅くとも90日以内に、個々の事案において適用されるべき法規の基本法適合性を審査すること。
 - c) 憲法訴願に基づき、個々の事案において適用された法規の基本法適合性を審査すること。
 - d) 憲法訴願に基づき、裁判所の裁判の基本法適合性を審査すること。
 - e) 政府、国会議員の4分の1、クーリア長官、検事総長又は基本権擁護官の提案に基づき、法規の基本法適合性を審査すること。
 - f) 法規の国際条約との抵触を審査すること。
 - g) 基本法又は枢要法で定めるその他の任務及び権限を実施すること。
- (3) 憲法裁判所は、次の各号に掲げる権限において、当該各号に定めるものを無効にし、又は枢要法で定める法的効果を決定する。
- a) 第2項b)号、c)号及びe)号に規定する権限 基本法に反する法規又は法規の規定
 - b) 第2項d)号に規定する権限 基本法に反する裁判所の裁判
 - c) 第2項f)号に規定する権限 国際条約に抵触する法規又は法規の規定
- (4) 憲法裁判所は、審査⁽⁵⁾を要求されている法規の規定との緊密な内容的関連がある場合に限り、審査を要求されていない法規の規定を審査し、又は無効にすることができる。
- (5) 憲法裁判所は、基本法及び基本法の改正を、基本法の制定及び改正並びにこれらの公布に関する基本法で定める手続上の要件の観点からのみ審査することができる。この審査は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定めるところにより、提案することができる。
- a) 共和国大統領 可決されたが公布されていない基本法及び基本法の改正について
 - b) 政府、国会議員の4分の1、クーリア長官、検事総長又は基本権擁護官 基本法及び基本法の改正の公布から起算して30日以内に
- (6) 憲法裁判所は、第5項に規定する申立てについて、[他の案件の処理の]順序を変えて、遅くとも30日以内に決定する。憲法裁判所が、基本法又は基本法の改正が第5項に規定する手続上の要件を満たしていないと決定した場合には、基本法又は基本法の改正について、次に掲げることが行われる。
- a) 第5項a)号の場合には、国会が再審議する。
 - b) 第5項b)号の場合には、憲法裁判所が無効にする。
- (7) 憲法裁判所は、事案が広範囲の者に影響を与える場合には、枢要法の定めるところに従い、法規の制定者、法律の提案者又はこれらの者の代表者を審問し、又は手続においてその意見を得る。手続のこの段階は、公開とする。
- (8) 憲法裁判所は、15人の構成員から成る機関であり、その構成員は、国会が国会議員の3分の2の票により、12年の任期で選挙する。国会は、国会議員の3分の2の票により、憲法裁判所の構成員の中から長官を選挙し、長官の任期は、その憲法裁判所裁判官の職の期間の満了まで継続する。憲法裁判所の構成員は、政党の構成員となってはならず、また、政治的な活動をしてはならない。
- (9) 憲法裁判所の権限、組織及び運営の詳細な規則については、枢要法で定める。

(5) この翻訳では、いずれも「審査する」と訳したが、第24条第2項では動詞の使い分けが行われている。具体的には、同項a)号はmegvizsgálであり、同項b)～e)号はfelülvizsgálであり、同項f)号はvizsgálである。第4項にいう要求されている（又は要求されていない）「審査」とは、このうちfelülvizsgálのことである。

裁判所

第25条

- (1) 裁判所は、司法の活動をつかさどる。最上級の裁判所の機関は、クーリアである。
- (2) 裁判所は、次に掲げる事項について決定する。
 - a) 刑事事件、民事法の法的紛争、法律で定めるその他の事件
 - b) 行政の決定の合法性
 - c) 自治体の命令の他の法規との抵触及びこれを無効とすること。
 - d) 地方自治体の法律に基づく立法義務の不履行の決定
- (3) クーリアは、第2項に定めるもののほか、裁判所の法適用の統一を保障し、裁判所を拘束する法の統一の決定を行う。
- (4) 裁判所の組織は、複数の審級から成る。特定の種類の事件について特別の裁判所を設置することができる。
- (5) 全国裁判所庁長官は、裁判所の管理の中心的な職責を果たす。全国裁判官評議会は、裁判所の中心的な管理を監視する。全国裁判官評議会及びその他の裁判官の自治組織は、裁判所の管理に参加する。
- (6) 全国裁判所庁長官は、国会が、裁判官の中から、9年の任期で、共和国大統領の提案により選挙する。全国裁判所庁長官に選挙されるためには、国会議員の3分の2の票を要する。クーリア長官は、全国裁判官評議会の構成員であり、その他の構成員は、枢要法の定めるところに従い、裁判官が選挙する。
- (7) 法律は、一定の法的紛争に他の機関も従事することを可能にすることができる。
- (8) 裁判所の組織の詳細な規則、その管理及びその中心的な管理の監視の詳細な規則、裁判官の法的地位の詳細な規則並びに裁判官の報酬については、枢要法で定める。

第26条

- (1) 裁判官は、独立であり、法律にのみ従い、裁判の活動において指示を受けることはない。裁判官は、枢要法で定める理由及び手続の枠内でのみ、その職を免ずることができる。裁判官は、政党の構成員となってはならず、また、政治的な活動をしてはならない。
- (2) 共和国大統領は、枢要法の定めるところに従い、職業裁判官を任命する。30歳に達した者を裁判官に任命することができる。クーリア長官及び全国裁判所庁長官を除き、裁判官の職務上の法的関係は、一般的な老齢年金受給開始年齢に達するまで存続することができる。
- (3) 国会は、クーリア長官を、裁判官の中から、9年の任期で、共和国大統領の提案に基づき選挙する。クーリア長官に選挙されるためには、国会議員の3分の2の票を要する。

第27条

- (1) 裁判所は、法律が別に定めない限り、合議体で決定する。
- (2) 法律によって定められた事件及び方法において、非職業裁判官も裁判に参加する。
- (3) 単独裁判官及び合議体の長は、職業裁判官のみが務めることができる。単独裁判官の権限において、法律で定める事件に裁判所の書記も従事することができ、その活動の際には、第26条第1項の規定が書記に適用されなければならない。
- (4) [削除]

第28条

裁判所は、法の適用の際に、法規の文言を、第一にその目的及び基本法と合致させて解釈する。基本法及び法規の解釈の際には、これらが良識及び公共の福祉に適合する倫理的及び経済的な目的に資することを前提としなければならない。

検察

第29条

- (1) 検事総長及び検察は、独立であり、司法の協力者として、国の刑罰の要請を公訴提起者として排他的に実現する。検察は、犯罪を追及し、その他の法に反する作為及び不作為に対する措置を講じ、並びに違法な作為の予防を促進する。
- (2) 検事総長及び検察は、次に掲げることを行う。
 - a) 法律の定めるところに従い、捜査との関連で権限を行使すること。
 - b) 裁判所の手続において、公訴側を代表すること。
 - c) 刑の執行の合法性について監視をすること。
 - d) 公益の擁護者として基本法又は法律で定めるその他の任務及び権限を実施すること。
- (3) 検事総長は、検察の組織を指導し、及び指揮し、並びに検察官を任命する。検事総長を除き、検察官の職務上の法的関係は、一般的な老齢年金受給開始年齢に達するまで存続することができる。
- (4) 検事総長は、国会が、検察官の中から、共和国大統領の提案に基づき、9年の任期で選挙する。検事総長に選挙されるためには、国会議員の3分の2の票を要する。
- (5) 検事総長は、毎年、その活動について国会に報告する。
- (6) 検察官は、政党の構成員となってはならず、また、政治的な活動をしてはならない。
- (7) 検察の組織及び運営、検事総長及び検察官の法的地位の詳細な規則並びにこれらの者の報酬については、枢要法で定める。

基本権擁護官

第30条

- (1) 基本権擁護官は、基本権擁護の活動を遂行し、その手続は、何人でも開始することができる。
- (2) 基本権擁護官は、基本権に関して知り得た侵害を調査し、又は調査させ、その救済のため、一般的な又は特定の措置を講ずる。
- (3) 基本権擁護官及びその代理は、国会が、国会議員の3分の2の票により、6年の任期で選挙する。代理は、将来の世代の利益及びハンガリーで生活する諸民族の権利を保護する。基本権擁護官及びその代理は、政党の構成員となってはならず、また、政治的な活動をしてはならない。
- (4) 基本権擁護官は、毎年、その活動について国会に報告する。
- (5) 基本権擁護官及びその代理に関する詳細な規則については、法律で定める。

地方自治体

第31条

- (1) ハンガリーにおいては、地方の公務の管理及び地方の公権力の行使のために、地方自治体が活動する。
- (2) 地方自治体の任務及び権限に属する問題について、法律の定めるところに従い、住民投票を実施することができる。
- (3) 地方自治体に関する規則については、枢要法で定める。

第32条

- (1) 地方自治体は、地方の公務の管理において、法律の枠内で、a)号からf)号まで、h)号及びl)号に掲げることをするほか、g)号及びi)号からk)号までに掲げることをすることができる。
 - a) 命令を制定すること。
 - b) 決定を行うこと。
 - c) 自主的に管理すること。
 - d) 組織及び運営の規則を決定すること。
 - e) [地方]自治体の財産について、所有者に帰属する権利を行使すること。
 - f) その予算を決定し、これに基づき自主的に財政を運営すること。
 - g) 義務的な任務の遂行に支障を来すことなく、そのために使用することができる資産及び収入により企業活動を行うこと。
 - h) 地方税の種類及び規模を決定すること。
 - i) [地方]自治体の象徴を定め、並びに地方の勲章及び荣誉称号を制定すること。
 - j) 任務及び権限を有する機関に対し情報を要求し、決定を提案し、意見を表明すること。
 - k) 他の地方自治体と自由に連携し、利益代表の連合を設立し、その任務及び権限の範囲内で他の国の地方自治体と協力し、並びに国際的な自治体の組織の構成員となること。
 - l) 法律で定めるその他の任務及び権限を実施すること。
- (2) 任務を遂行する際に、地方自治体は、法律によって規律されていない地方の社会的関係の規制のため、又は法律で付与された委任に基づき、自治体の命令を制定する。
- (3) 自治体の命令は、他の法規に反してはならない。
- (4) 地方自治体は、自治体の命令を、その公布後速やかに首都及び県の政府事務局に送付する。首都及び県の政府事務局は、自治体の命令又はその何らかの規定が法規に反すると認める場合には、裁判所に自治体の命令の審査を提案することができる。
- (5) 首都及び県の政府事務局は、裁判所に、法律に基づく命令制定又は決定の義務の地方自治体による不履行の決定を求めることができる。地方自治体が、裁判所の不履行を決定する決定において定められた日までに命令制定又は決定の義務を履行しなかった場合には、裁判所は、首都及び県の政府事務局の提案に基づき、不履行の解消のために必要な自治体の命令又は自治体の決定を、首都及び県の政府事務局の長が、地方自治体の名において制定し、又は行うことを命ずる。
- (6) 地方自治体の財産は、公共の財産であり、地方自治体が任務を遂行することに資する。

第33条

- (1) 地方自治体の任務及び権限は、代議機関が実施する。

- (2) 地方の代議機関は、首長が指導する。県の代議機関の長は、県の代議機関が、その自らの構成員の中から、代議機関の任期と同一の任期で選挙する。
- (3) 代議機関は、枢要法の定めるところに従い、委員会を選挙し、及び事務局を設置することができる。

第34条

- (1) 地方自治体及び国の機関は、共同体の目的の達成のため、協力する。地方自治体にとって義務的な任務及び権限を法律で定めることができる。地方自治体は、その義務的な任務及び権限の実施のために、それに相応した予算上又はその他の財政的な援助に対する権利を有する。
- (2) 法律は、地方自治体の義務的な任務を連携して遂行することを命ずることができる。
- (3) 法律又は法律の委任に基づく政府の命令は、例外的に、首長、県の代議機関の長及び代議機関の事務局の長又は幹部に対し、国家行政の任務及び権限も割り当てることができる。
- (4) 政府は、首都及び県の政府事務局を通じて、地方自治体の合法性の監視を保障する。
- (5) 法律は、予算の均衡を保持するために、法律で定める範囲の地方自治体の借入れ又はその他の債務の引受けを、条件又は政府の同意に結び付けることができる。

第35条

- (1) 地方自治体の議員及び首長は、選挙人である市民が、普通かつ平等の選挙権に基づき、直接かつ秘密の投票により、選挙人の意思の自由な表明を保障する選挙において、枢要法で定める方法により選挙する。
- (2) 地方自治体の議員及び首長の一般選挙は、前回の地方自治体の議員及び首長の一般選挙後5年目の10月に実施しなければならない。
- (3) 代議機関の任期は、地方自治体の議員及び首長の一般選挙の日まで継続する。候補者が不在で選挙が実施されなかった場合には、代議機関の任期は、補欠選挙の日まで延長される。首長の任期は、新しい首長が選挙されるまで継続する。
- (4) 代議機関は、枢要法の定めるところに従い、その解散を宣言することができる。
- (5) 国会は、憲法裁判所の意見を求めた後に提出された政府の動議に基づき、基本法に反して行動する代議機関を解散する。
- (6) 自主解散及び〔国会による〕解散により、首長の任期も終了する。

公金

第36条

- (1) 国会は、各年について、中央の予算及び中央の予算の執行に関する法律を制定する。中央の予算及び中央の予算の執行に関する法律案を、政府は、法律で定められた期限内に国会に提出する。
- (2) 中央の予算及びその執行に関する法律案は、同一の構造で、透明な方法で、かつ、合理的な細目により、国の支出及び収入を内容とするものでなければならない。
- (3) 中央の予算に関する法律の可決により、国会は、政府に、当該法律で定める収入の徴収及び支出の実施の権限を付与する。

- (4) 国会は、国の債務が国内総生産の半分を超えることを帰結する中央の予算に関する法律を可決してはならない。
- (5) 国の債務が国内総生産の半分を超えている間は、国会は、国の債務の国内総生産に対する比率を削減することを内容とする中央の予算に関する法律のみを可決することができる。
- (6) 第4項及び第5項の規定からは、特別法秩序の期間において、特別法秩序をもたらした状況に起因する結果の緩和に必要な程度に限り、又は国民経済の継続的かつ重大な景気後退の場合において国民経済の均衡の回復に必要な程度に限り、逸脱することができる。
- (7) 中央の予算に関する法律を、国会が暦年の開始までに可決しなかった場合には、政府は、法規に規定する収入を徴収し、及び前暦年の中央の予算に関する法律で定める支出の項目の枠内で支出を期間に比例して行う権限を有する。

第37条

- (1) 政府は、公金を効率的に管理し、及び透明性を保障することによって、中央の予算を合法的に、かつ、合目的的に執行する義務を負う。
- (2) 中央の予算の執行の際には、第36条第6項に規定する例外を除き、国の債務が国内総生産の半分を超えることをもたらす借入れを行ってはならず、また、そのような財政的義務を履行してはならない。
- (3) 国の債務が国内総生産の半分を超えている間は、第36条第6項に規定する例外を除き、中央の予算の執行の際には、結果として国の債務の国内総生産に対する比率を前年に比して増加させるような借入れを行ってはならず、また、そのような財政的義務を履行してはならない。
- (4) 国の債務が国内総生産の半分を超えている間は、憲法裁判所は、第24条第2項b)号からe)号までに規定する権限において、中央の予算、中央の予算の執行、中央の税の種類、手数料及び保険料、関税並びに地方税に中央が課する条件に関する法律の基本法との適合性を、生命及び人間の尊厳に対する権利、個人データの保護に対する権利、思想、良心及び宗教の自由に対する権利又はハンガリー国籍に関する権利との関連でのみ審査することができ、これらの侵害を理由としてのみ無効とすることができる。憲法裁判所は、この主題分野に属する法律を、法律の制定及び公布に関する基本法に定める手続上の要件が満たされてない場合には、制限なく無効とする権限を有する。
- (5) 国の債務が国内総生産の半分を超えている間に施行された法律の規定の場合には、この期間については、国の債務が国内総生産の半分をもはや超えていないときであっても、第4項の規定が適用されなければならない。
- (6) 国の債務及び国内総生産の計算方法並びに第36条及び第1項から第3項までの規定の実施に関する規則については、法律で定める。
- (7) [削除]

第38条

- (1) 国及び地方自治体の財産は、国民の資産である。国民の資産の管理及び保護の目的は、公益への奉仕、共同の需要の充足及び天然資源の保存並びに将来の世代の需要の考慮である。国民の資産の保全及び保護並びに国民の資産の責任ある運営の要件については、枢要法で定める。

- (2) 国の排他的な財産及び排他的な経済活動の範囲並びに国民経済の観点から特に重要な国民の資産の譲渡の制限及び条件については、第1項に規定する目的を考慮して、枢要法で定める。
- (3) 国民の資産は、法律で定める例外を除き、価値に対する比例という要請を考慮に入れて、法律で定める目的に限り譲渡することができる。
- (4) 国民の資産の譲渡又は使用に関する契約は、その所有構造、機構及び譲渡され、又は使用に供される国民の資産の管理に関する活動が透明である団体のみを相手として締結することができる。
- (5) 国及び地方自治体が所有する経営団体は、法律で定める方法で、独立して、かつ、責任をもって、合法性、合目的性及び効率性の要求に従い、運営する。

第39条

- (1) 中央の予算からの援助又は契約に基づく支払は、その所有構造、機構及び援助の利用を目的とする活動が透明である団体に対してのみ行うことができる。
- (2) 公金で運営される全ての団体は、公金に関する管理について公的に説明する義務を負う。公金及び国民の資産は、透明性及び公的生活の廉潔性の原則に従い、取り扱われなければならない。公金及び国民の資産に関するデータは、公益を有するデータである。

第40条

公課の負担及び年金制度の基本的な規則については、共同の需要の充足への予測可能な貢献及び高齢期の生活の保障を図って、枢要法で定める。

第41条

- (1) ハンガリー国立銀行は、ハンガリーの中央銀行である。ハンガリー国立銀行は、枢要法で定める方法で、通貨政策に責任を有する。
- (2) ハンガリー国立銀行は、金融仲介制度を監視する。
- (3) ハンガリー国立銀行の総裁及び副総裁は、共和国大統領が6年の任期で任命する。
- (4) ハンガリー国立銀行総裁は、ハンガリー国立銀行の活動について、毎年、国会に報告する。
- (5) ハンガリー国立銀行総裁は、法律で付与された委任に基づき、枢要法で定める任務において命令を発するが、当該命令は、法律に反してはならない。[ハンガリー国立銀行総裁の]命令において総裁により指名された副総裁は、命令の発布についてハンガリー国立銀行総裁を代理することができる。
- (6) ハンガリー国立銀行の組織及び運営の詳細な規則については、枢要法で定める。

第42条 [削除]

第43条

- (1) 会計検査院は、財政及び経済を監視する国会の機関である。会計検査院は、法律で定める任務において、中央の予算の執行、国家財政の管理、国家財政に由来する財源の使用及び国民の資産の管理を監視する。会計検査院は、その監視を、合法性、合目的性及び効率性の観点から実施する。
- (2) 会計検査院長官は、国会が国会議員の3分の2の票により12年の任期で選挙する。
- (3) 会計検査院長官は、会計検査院の活動について、毎年、国会に報告する。
- (4) 会計検査院の組織及び運営の詳細な規則については、枢要法で定める。

第44条

- (1) 予算評議会は、国会の立法活動を補佐する機関であり、中央の予算の実行可能性を審査する。
- (2) 予算評議会は、法律で定める方法で、中央の予算に関する法律の準備に参加する。
- (3) 中央の予算に関する法律の可決には、第36条第4項及び第5項の規定の遵守のために、予算評議会の事前の同意を要する。
- (4) 予算評議会の構成員は、予算評議会議長、ハンガリー国立銀行総裁及び会計検査院長官である。予算評議会議長は、共和国大統領が6年の任期で任命する。
- (5) 予算評議会の運営の詳細な規則については、枢要法で定める。

ハンガリー国防軍

第45条

- (1) ハンガリーの軍隊は、ハンガリー国防軍である。ハンガリー国防軍の基本的な任務は、ハンガリーの独立、領土の保全及び国境の軍事的な防衛、国際条約に由来する共同防衛及び平和維持の任務の遂行並びに国際法の規則に合致した人道的な活動の実施である。
- (2) ハンガリー国防軍を指揮する権限を有するものは、国際条約が別に定めない限り、基本法及び枢要法で定める枠内で、国会、共和国大統領、国防評議会、政府並びに任務及び権限を有する大臣とする。政府は、ハンガリー国防軍の運営を指揮する。
- (3) ハンガリー国防軍は、大災害の予防並びに大災害後の救助及び処理に参加する。
- (4) ハンガリー国防軍の現役の職業的な構成員は、政党の構成員となってはならず、また、政治的な活動をしてはならない。
- (5) ハンガリー国防軍の組織、任務、指揮及び指導並びに運営に関する詳細な規則については、枢要法で定める。

警察及び国の治安部門

第46条

- (1) 警察の基本的な任務は、犯罪の防止、その捜査並びに公共の安全、公の秩序及び国境の秩序の防衛である。
- (2) 政府は、警察の行動を指揮する。
- (3) 国の治安部門の基本的な任務は、ハンガリーの独立及び合法的な秩序の防衛並びに国の治安の利益の実現である。
- (4) 政府は、国の治安部門を指揮する。
- (5) 警察及び国の治安部門の現役の職業的な構成員は、政党の構成員となってはならず、また、政治的な活動をしてはならない。
- (6) 警察及び国の治安部門の組織及び行動に関する詳細な規則、諜報機関の手段及び方法の適用の規則並びに国の治安活動に関連する規則については、枢要法で定める。

軍事作戦への参加に関する決定

第47条

- (1) 政府は、ハンガリー国防軍及び外国の軍隊の国境を越える部隊の移動について決定する。
- (2) 第3項の場合を除き、国会は、出席議員の3分の2の票により、ハンガリー国防軍の外国又はハンガリーにおける展開及び外国における駐留並びに外国の軍隊のハンガリーにおける展開又はハンガリー領土からの撤収及びハンガリーにおける駐留について決定する。
- (3) 政府は、欧州連合又は北大西洋条約機構の決定に基づくハンガリー国防軍及び外国の軍隊の第2項の規定に基づく展開及びその他の部隊の移動について決定する。
- (4) 政府は、第3項に基づいて行われた決定並びにハンガリー国防軍の平和維持活動への参加又は外国の戦闘地域で実施される人道的な活動の許可の主題について行われた決定について、共和国大統領に通知すると同時に速やかに国会に報告する。

特別法秩序

例外事態及び緊急事態に関する共通規則

第48条

- (1) 国会は、次に掲げることを行う。
 - a) 戦争状態の宣言又は外国勢力による武装攻撃の直接的な危険（戦争の危険）の場合において、例外事態を布告し、及び国防評議会を設置すること。
 - b) 合法的な秩序の破壊又は権力の排他的な獲得を目指す武装行動並びに武装して、又は武器を持って行われた生命及び財産の安全を甚だしく危険にさらす重大な暴力行為の場合において、緊急事態を布告すること。
- (2) 戦争状態の宣言、講和及び第1項に規定する特別法秩序の布告には、国会議員の3分の2の票を要する。
- (3) 国会が戦争状態の宣言、例外事態の布告、国防評議会の設置及び緊急事態の布告の決定を行うことに障害がある場合には、大統領は、これらのことを行う権限を有する。
- (4) 国会が集会しておらず、かつ、時間の短さ及び戦争状態、例外事態又は緊急事態をもたらした事件のために、その招集に避け難い障害がある場合には、国会は、これらの [=前項の] 決定を行うことに障害がある [=とみなす]。
- (5) [第3項に規定する] 障害の事実及び戦争状態の宣言、例外事態又は緊急事態の布告の正当性については、国会議長、憲法裁判所長官及び首相が全員一致により決定する。
- (6) 国会は、戦争状態の宣言、例外事態又は緊急事態の布告の正当性を、[第3項に規定する] 障害が終了した後の最初の会議において審査し、適用された措置の合法性について決定する。この決定には、国会議員の3分の2の票を要する。
- (7) 例外事態又は緊急事態の間、国会は、その解散を宣言してはならず、解散されることもない。国会議員の一般選挙は、例外事態及び緊急事態の間は、[期日を] 設定し、及び実施してはならず、この場合には、例外事態又は緊急事態の終了から起算して90日以内に新しい国会が選挙されなければならない。国会議員の一般選挙が既に行われたが、新

しい国会がいまだ形成されていない場合には、共和国大統領は、開会の会議を、例外事態又は緊急事態の終了から起算して30日以内に招集する。

- (8) 自主解散し、又は〔大統領によって〕解散された国会を、例外事態の間にあつては国防評議会が、緊急事態の間にあつては共和国大統領が招集することもできる。

例外事態

第49条

- (1) 国防評議会の議長は、共和国大統領であり、その構成員は、国会議長、国会の会派の長、首相、大臣及び議論の権利〔のみ〕を有する参謀本部議長である。
- (2) 国防評議会は、次に掲げる権限を行使する。
- 国会により同評議会に委任された権限
 - 共和国大統領の権限
 - 政府の権限
- (3) 国防評議会は、次に掲げる事項について決定する。
- ハンガリー国防軍の外国又はハンガリーにおける展開、平和維持活動への参加、外国の戦闘地域で実施される人道的な活動及び外国における駐留
 - 外国の軍隊のハンガリーにおける展開又はハンガリー領土からの撤収及びハンガリーにおける駐留
 - 枢要法で定める例外的な措置の導入
- (4) 国防評議会は、枢要法の定めるところに従い、一定の法律の適用を停止し、法律の規定から逸脱し、及びその他の例外的な措置をとることができる命令を制定することができる。
- (5) 国防評議会の命令は、国会がその効力を延長した場合を除き、例外事態の終了とともにその効力を失う。

緊急事態

第50条

- (1) 緊急事態の間、ハンガリー国防軍は、警察及び国の治安部門の展開では十分でない場合に、使用することができる。
- (2) 緊急事態の間、国会に障害がある場合には、共和国大統領が第1項に規定するハンガリー国防軍の使用について決定する。
- (3) 緊急事態の間、共和国大統領は、枢要法で定める例外的な措置を命令により導入する。共和国大統領は、その命令により、枢要法の定めるところに従い、一定の法律の適用を停止し、法律の規定から逸脱し、及びその他の例外的な措置をとることができる。
- (4) 共和国大統領は、導入された例外的な措置について、速やかに国会議長に通知する。緊急事態の間、国会（国会に障害がある場合には、防衛問題を所管する国会の委員会）は、継続的に集会する。国会（国会に障害がある場合には、防衛問題を所管する国会の委員会）は、共和国大統領により導入された例外的な措置の適用を停止することができる。

- (5) 命令により導入された例外的な措置は、国会（国会に障害がある場合には、防衛問題を所管する国会の委員会）がその効力を延長した場合を除き、30日間効力を有する。
- (6) 〔第3項の〕共和国大統領の命令は、緊急事態の終了とともにその効力を失う。

予備的防衛状態

第51条

- (1) 国会は、国外からの武力攻撃の危険の場合又は同盟の義務の履行のため、一定の期間、予備的防衛状態を布告し、これと同時に政府に対し、枢要法で定める例外的な措置を導入する権限を付与する。予備的防衛状態の期間は、延長することができる。
- (2) 第1項に規定する特別法秩序の布告、その延長には、出席議員の3分の2の票を要する。
- (3) 政府は、予備的防衛状態の布告の提案の後、行政、ハンガリー国防軍及び秩序防衛機関の運営に関する法律から逸脱する措置を命令で導入することができ、当該措置について、共和国大統領並びに主題分野に従い任務及び権限を有する国会の常任委員会に継続的に通知する。このようにして導入された措置は、予備的防衛状態の布告に関する国会の決定まで、ただし、最長でも60日間、効力を有する。
- (4) 政府は、予備的防衛状態の間、枢要法の定めるところに従い、一定の法律の適用を停止し、法律の規定から逸脱し、及びその他の例外的な措置をとることができる命令を制定することができる。
- (5) 〔第4項の〕政府の命令は、予備的防衛状態の終了とともにその効力を失う。

予期しない攻撃

第52条

- (1) 国外の武装した集団がハンガリー領内に予期しない侵入を行った場合には、政府は、攻撃の撃退並びに国内及び同盟の対空防衛力及び待機空軍力によるハンガリー領土の防衛の目的で、合法的な秩序、生命及び財産の安全、公の秩序並びに公共の安全の防衛のため、必要な場合には、共和国大統領により承認された武装防衛計画に従い、緊急事態又は例外事態の布告に関する決定まで、攻撃に比例した、そのために準備されている軍隊により、直ちに措置を講ずる義務を負う。
- (2) 政府は、第1項の規定に基づき講じた措置について、速やかに国会及び共和国大統領に通知する。
- (3) 政府は、予期しない攻撃の場合に、枢要法で定める例外的な措置を導入ことができ、並びに枢要法の定めるところに従い、一定の法律の適用を停止し、法律の規定から逸脱し、及びその他の例外的な措置をとることができる命令を制定することができる。
- (4) 〔第3項の〕政府の命令は、予期しない攻撃の終了とともにその効力を失う。

危険状態

第53条

- (1) 政府は、生命及び財産の安全を危険にさらす自然災害又は産業災害の場合に、かつ、その帰結を防止するために、危険状態を布告するとともに、枢要法で定める例外的な措置を導入することができる。
- (2) 政府は、危険状態において、枢要法の定めるところに従い、一定の法律の適用を停止し、法律の規定から逸脱し、及びその他の例外的な措置をとることができる命令を制定することができる。
- (3) 第2項に規定する政府の命令は、政府が、国会の授権に基づき、その効力を延長した場合を除き、15日間効力を有する。
- (4) [第2項の] 政府の命令は、危険状態の終了とともにその効力を失う。

特別法秩序に関する共通規則

第54条

- (1) 特別法秩序においては、基本的な権利（第Ⅱ条及び第Ⅲ条並びに第XXVIII条第2項から第6項までに規定する基本的な権利を除く。）の行使を停止し、又は第Ⅰ条第3項に規定する程度を超えて制限することができる。
- (2) 特別法秩序において、基本法の適用は停止してはならず、憲法裁判所の作用は制限してはならない。
- (3) 特別法秩序[の措置]の導入の権限を有する機関は、その布告の要件がもはや存在しなくなった場合には、特別法秩序を終了させる。
- (4) 特別法秩序において適用されるべき詳細な規則については、枢要法で定める。

末尾規定及び雑則

1. ハンガリー基本法は、2012年1月1日に施行する。
2. 国会は、この基本法を、1949年法律第XX号第19条第3項a)号及び第24条第3項の規定に基づき、可決する。
3. 基本法の施行に関する経過規定は、[末尾規定及び雑則]第8条から第26条までに含まれる。
4. 政府は、基本法の実施に必要な法律案を国会に提出する義務を負う。
5. 基本法の施行前に行われた憲法裁判所の裁判は、その効力を失う。この規定は、これらの裁判によって示された法的効果には影響を与えない。
6. 4月25日は、基本法の公布の記念として、基本法の日とする。
7. 基本法施行後の最初の地方自治体の議員及び首長の一般選挙は、2014年10月に行われる。
8. 基本法の施行は、施行前に制定された法規、発せられた公法上の団体を規律する指令及び国の管理のその他の法的指令、行われた個々の決定並びに引き受けられた国際法上の義務の効力に影響を与えない。

9. ハンガリー共和国憲法に関する1949年法律第XX号に従い任務及び権限を実施している機関の法的継承者は、[関係する] 任務及び権限を基本法に従い実施する機関である。
10. ハンガリーの指称として、ハンガリー共和国という呼称は、2011年12月31日に効力を有している法規の規定に従い、基本法の施行後も、基本法に従った呼称の使用への移行が、責任ある管理の原則に従い実現することができない間は、使用することができる。
11. 基本法の施行は、[末尾規定及び雑則] 第12条から第18条までに規定する例外を除き、国会、政府及び地方自治体の代議機関並びに基本法の施行前に任命され、又は選挙された個人の任期に影響を与えない。
12. 次の各号に掲げる基本法の規定は、当該各号に定める者の任期についても適用されなければならない。
 - a) 第3条及び第4条 在職中の国会及び国会議員
 - b) 第12条及び第13条 在職中の共和国大統領
 - c) 第20条及び第21条 在職中の政府及び政府の在職中の構成員
 - d) 第27条第3項の規定 在職中の裁判所の書記
 - e) 第33条第2項の規定 在職中の県議会議長
 - f) 第35条第3項から第6項までの規定 在職中の地方自治体の代議機関及び首長
13. 基本法第4条第3項f)号に規定する期間の算定は、基本法の施行から開始する。
14. (1) 最高裁判所、全国司法評議会及びその議長の法的継承者は、裁判の活動についてはクーリアであり、裁判所の管理については、枢要法で定める例外を除き、全国裁判所庁長官である。
 - (2) 最高裁判所長官[並びに] 全国司法評議会の議長及び委員の任期は、基本法の施行とともに終了する。
15. (1) 基本法第26条第2項に規定する最年少の年齢の要件は、第2項に規定する例外を除き、基本法の施行後の公募に基づき任命された裁判官に適用されなければならない。
 - (2) 法律の定めるところに従い任命が公募なしに行われた場合には、最年少の年齢の要件は、基本法の施行後に任命された裁判官に適用されなければならない。
16. 国会国民権利擁護官の職名は、基本法の施行から、基本権擁護官となる。国会国民権利擁護官、国会民族・種族権利擁護官及び国会将来世代擁護官の法的継承者は、基本権擁護官である。在職中の国会民族・種族的少数派権利擁護官は、基本法の施行から、ハンガリーで生活する諸民族の権利の保護を管轄する基本権擁護官代理となり、在職中の国会将来世代擁護官は、基本法の施行から、将来の世代の利益の保護を管轄する基本権擁護官代理となり、これらの基本権擁護官代理の任期は、基本権擁護官の任期の終了とともに終了する。
17. 在職中のデータ保護官の任期は、基本法の施行とともに終了する。
18. 県議会議長の職名は、基本法の適用において、基本法の施行から、県の代議機関の長となる。基本法に規定する県の代議機関は、県議会の法的継承者である。
19. (1) 第2項から第5項までに規定する例外を除き、基本法の規定は、継続中の案件においても適用されなければならない。
 - (2) 基本法第6条は、基本法の施行後に開かれる国会の第1回の会議から適用されなければならない。

- (3) 基本法によれば申立権をもはや有していない申立者により基本法の施行前に憲法裁判所に提出された申立てに基づき開始された手続は終了し、当該手続が基本法の施行以降他の機関の権限に属する場合には、申立ての転送とともに、手続は終了する。申立者は、枢要法で定める要件に従い、申立てを繰り返し提出することができる。
- (4) 基本法第38条第4項及び第39条第1項の規定は、2012年1月1日に存在する契約及び援助の資格について、並びに契約締結又は援助の付与を対象とする継続中の手続について、これらを対象とする法律の規定の場合には、当該法律の定めるところに従い、適用されなければならない。
- (5) 2011年12月31日に効力を有していたハンガリー共和国憲法に関する1949年法律XX号第70/E条第3項第3文の規定は、2011年12月31日に効力を有していた規則に従い年金と位置付けられる給付に関し、その要件、性質及び額の変更、他の給付への転換又は終了について、2012年12月31日まで適用されなければならない。
20. 2011年12月31日に効力を有していたハンガリー共和国憲法に関する1949年法律第XX号第26条第6項、第28/D条、第28/E条 [並びに] 第31条第2項及び第3項の規定は、基本法の施行の際に継続中の案件において、基本法の施行後も適用されなければならない。
21. 基本法第2条第2項に規定するハンガリーで生活する諸民族の国会の活動への参加は、基本法の施行後の最初の国会議員の一般選挙の後に形成される国会の活動において、最初に保障しなければならない。
22. 基本法の施行は、その施行前に、ハンガリー共和国憲法に関する1949年法律第XX号によるハンガリー国防軍の国内又は国外における展開、外国の軍隊のハンガリーにおける展開又は国土からの撤収及びハンガリー国防軍の外国における駐留又は外国の軍隊のハンガリーにおける駐留について行われた国会又は政府の決定に影響を与えない。
23. 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める規定が適用されなければならない。
- a) 例外事態が布告されている場合 基本法の例外事態に関する規定
 - b) 憲法秩序の破壊若しくは権力の排他的な獲得を目指す武装行動又は武装して、又は武器を持って行われた生命及び財産の安全を甚だしく危険にさらす重大な暴力行為を理由として緊急事態が布告されている場合 基本法の緊急事態に関する規定
 - c) 生命及び財産の安全を甚だしく危険にさらす自然災害又は産業災害を理由として緊急事態が布告されている場合 基本法の危険状態に関する規定
 - d) 予備的防衛状態が布告されている場合 基本法の予備的防衛状態に関する規定
 - e) ハンガリー共和国憲法に関する1949年法律第XX号第19/E条に規定する事態が布告されている場合 基本法の予期しない攻撃に関する規定
 - f) 危険状態が布告されている場合 基本法の危険状態に関する規定
24. (1) 基本法の施行の際に、確定判決に基づき公務の遂行を禁止されている者は、その禁止が効力を有する間は、選挙権及び被選挙権を保有しない。
- (2) 基本法の施行の際に、確定判決に基づき行為能力を制限し、又は排除する後見の下に置かれている者は、後見の終了まで、又はその者の選挙権及び被選挙権が存在することを裁判所が認定しない間、選挙権及び被選挙権を保有しない。
25. (1) 2011年12月31日に効力を有していたハンガリー共和国憲法に関する1949年法律第XX号第12条第2項の規定は、2013年12月31日まで、地方自治体の財産の国又は他の

- 地方自治体への引渡しに適用されなければならない。
- (2) 2011年12月31日に効力を有していたハンガリー共和国憲法に関する1949年法律第XX号第44/B条第4項の規定は、2012年12月31日まで適用されなければならない。2011年12月31日より後、法律又は法律の委任に基づく政府の命令は、国家行政の任務及び権限を〔地方自治体の〕書記に割り当てることができる。
- (3) 2011年12月31日に効力を有していたハンガリー共和国憲法に関する1949年法律第XX号第22条第1項及び第3項から第5項までの規定は、基本法第5条第8項に規定する枢要法の施行まで適用されなければならない。基本法第5条第8項及び第7条第3項に規定する枢要法を、国会は、2012年6月30日までに制定する。
- (4) 2012年12月31日まで、枢要法は、国会の一定の決定の採択を特別多数に結び付けることができる。
26. 次に掲げる法律は、その効力を失う。
- a) ハンガリー共和国憲法に関する1949年法律第XX号
 - b) 1949年法律第XX号の改正及びハンガリー人民共和国憲法の統一法典に関する1972年法律第I号
 - c) 憲法改正に関する1989年法律第XXXI号
 - d) ハンガリー共和国憲法の改正に関する1990年法律第XVI号
 - e) ハンガリー共和国憲法の改正に関する1990年法律第XXIX号
 - f) ハンガリー共和国憲法の改正に関する1990年法律第XL号
 - g) 憲法の2010年5月25日の改正
 - h) 憲法の2010年7月5日の改正
 - i) 憲法の2010年7月6日の改正
 - j) 憲法の2010年8月11日の改正
 - k) ハンガリー共和国憲法に関する1949年法律第XX号の改正に関する2010年法律CXIII号
 - l) ハンガリー共和国憲法に関する1949年法律第XX号の改正に関する2010年法律CXIX号
 - m) ハンガリー共和国憲法に関する1949年法律第XX号の改正に関する2010年法律CLXIII号
 - n) ハンガリー共和国憲法に関する1949年法律第XX号の基本法に関連する一定の経過規定の制定のために必要な改正に関する2011年法律第LXI号
 - o) ハンガリー共和国憲法に関する1949年法律第XX号の改正に関する2011年法律第CXLI号
 - p) ハンガリー共和国憲法に関する1949年法律第XX号の改正に関する2011年法律第CLIX号

我々、2010年4月25日に選挙された国会議員は、神及び人に対する我々の責任を自覚し、我々の憲法制定権力を行使し、ハンガリーの最初の統一的な基本法を上記のとおり制定する。

平和、自由及び調和があらんことを。

「基本情報シリーズ」

既刊

⑦各国憲法集 (1) スウェーデン憲法	2012年 1月
⑧各国憲法集 (2) アイルランド憲法	2012年 3月
⑨各国憲法集 (3) オーストリア憲法	2012年 3月
⑩各国憲法集 (4) カナダ憲法	2012年 3月
⑪各国憲法集 (5) ギリシャ憲法	2013年 2月
⑫各国憲法集 (6) スイス憲法	2013年 3月
⑬各国憲法集 (7) オランダ憲法	2013年 3月
⑭わが国が未批准の国際条約一覧 (2013年 1月現在)	2013年 3月
⑮各国憲法集 (8) ポルトガル憲法	2014年 2月
⑯主要国の憲法改正手続	2014年 8月
⑰欧米主要国の議会による情報機関の監視	2014年 9月
⑱各国憲法集 (9) フィンランド憲法	2015年 3月
⑲ドイツ民法Ⅰ (総則)	2015年 3月
⑳ドイツ民法Ⅱ (債務関係法)	2015年 6月

調査資料 2015-1-b

基本情報シリーズ⑳

各国憲法集(10) ハンガリー憲法

平成 28 年 3 月 8 日発行

ISBN 978-4-87582-783-2

国立国会図書館調査及び立法考査局

〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

電話 03(3581)2331

bureau@ndl.go.jp

*本書は、下記に掲載の PDF ファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ <<http://www.ndl.go.jp/>>
トップ>国会関連情報>調査資料>2016年刊行分

Constitutions of the World (10)

Hungary

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : bureau@ndl.go.jp

Research
Materials
2015-1-b

ISBN 978-4-87582-783-2

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。